

共－4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

## 1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について

可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2 n + \alpha$ 」, 「 $n + \alpha$ 」, 「 $n$ 」設備に分類し, それらを屋外設備であれば屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア※）のいずれか2箇所以上に, 屋内設備であれば建屋内の複数箇所に, 分散配置することにより設備の多重化を図っている。また, 常設及び可搬型設備を設置することで多様化を図る。

なお, 保管エリアに配備する可搬型重大事故等対処設備は, 地震及び竜巻による悪影響を防止する設計としていることから, 隣接する可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。

さらに, 保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備のうち, 燃料を保有する設備は, 燃料タンクに燃料を満杯の状態で保管する。ただし, タンクローリの背後搭載タンクは, 空状態で保管する。

※屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）は次のとおり。

51m 倉庫・車庫エリア, 1号炉西側 31m エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア,  
2号炉東側 31m エリア(a), 2号炉東側 31m エリア(b),  
展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 緊急時対策所エリア

(1) 「 $2 n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備

原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機）、可搬型注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）のいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。

なお、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）の必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管エリアに予備を配備後に点検を行うことにより、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）に必要となる容量を有する設備は2セット確保される。

(2) 「 $n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備

負荷に直接接続する、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁操作用バッテリ）、可搬型ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、ビアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ）、可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にそれぞれ分散配置する。

(3) 「 $n$ 」の可搬型重大事故等対処設備

上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。

また、「 $n$ 」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）のいずれか2箇所以上に分散配置する。

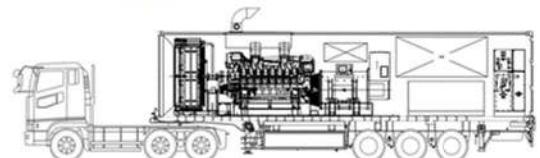
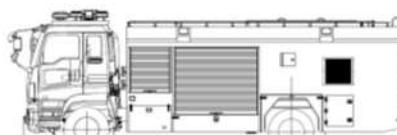
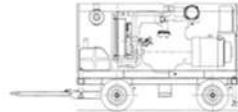
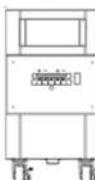
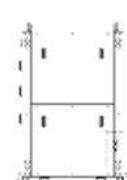
$2$ $n$ $+$ $\alpha$	<p>可搬型代替電源設備 (可搬型代替電源車)</p>  <p>可搬型注水設備 (可搬型大型送水ポンプ車)</p> 	<p>可搬型代替電源設備 (可搬型直流電源用発電機)</p> 	
$n$ $+$ $\alpha$	<p>可搬型バッテリ (加圧器逃がし弁操作用バッテリ)</p> 	<p>可搬型直流変換器</p> 	<p>可搬型ポンペ</p> 
$n$	<p>その他</p>		

図1 可搬型重大事故等対処設備の分類

## 2. 可搬型重大事故等対処設備の必要数の考え方について

1基当たりの必要となる容量は、設置許可基準規則解釈第43条5(c)において「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量」と示されている。ここで「想定する重大事故等」とは、同解釈第43条1において「第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループ」と示されていることから、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮して必要となる容量を算出する必要がある。

一方、可搬型重大事故等対処設備は、その特性上、重大事故等発生後早期に使用することはできないため、重大事故等に対する初期対応は常設設備によって行うことが基本となる。したがって、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等発生から一定時間経過後に常設設備に加えて使用する場合、又は更なる安全性向上のために常設設備のバックアップとして待機する場合に期待することとなる。この特性も勘案して必要となる容量を算出する必要がある。ただし、設備設計等の考慮により常設設備と同等程度の即応性を確保できる場合は、重大事故等発生後早期に使用できるものとして必要となる容量を算出することも可能である。

また、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）においては、可搬型重大事故等対処設備の設置を必須のものとして要求する条文と、必須ではないが当該設備の機能に期待することのできる設備の設置を要求する条文が存在する。この要求の相違も踏まえて必要となる容量を算出する必要がある。

可搬型重大事故等対処設備の必要数算出における考慮事項を、図2に示す。

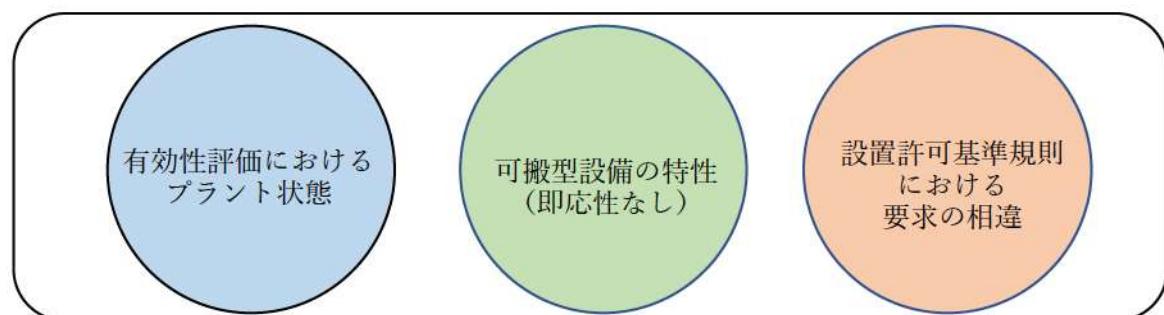


図2 可搬型重大事故等対処設備の必要数算出における考慮事項

これらの点に着目して必要となる容量を算出した結果を以下に示す。

## (1) 可搬型代替電源設備

可搬型代替電源設備として配備する可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器の必要数について、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。

### a. 可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機

可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）については、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外側から電力を供給する可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「 $2 n + \alpha$ 」の対象施設と考える。本設備の台数を表5 (1)に示す。

#### (a) 有効性評価における要求

重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う交流電源及び直流電源の代替機能を要求するのは、外部電源及びディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。

その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機による給電及び所内常設蓄電式直流電源設備によって対応する。したがって、代替炉心注水（常設重大事故等対処設備）等への電源供給については、常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）には期待していない。

(b) 設置許可基準規則における要求

設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す15条文である。

表1 代替電源設備を要求している条文

条文	要求事項
45条	<u>可搬型直流電源設備（容量算定の観点から可搬型代替電源車）</u>
46条	<u>可搬型直流電源設備（容量算定の観点から可搬型代替電源車、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）</u>
47条	設計基準事故対処設備と独立した電源（常設または可搬型）
48条	設計基準事故対処設備と独立した電源（常設または可搬型）
49条	設計基準事故対処設備と独立した電源（常設または可搬型）
51条	代替電源設備（常設又は可搬型）
52条	水素濃度制御設備及び計装設備の代替電源設備（常設または可搬型）
53条	水素排出設備及び計装設備の代替電源設備（常設または可搬型）
54条	計装設備の代替電源設備（常設または可搬型）
56条	設計基準事故対処設備と多重性又は多様性を確保した電源（常設または可搬型）
57条	<u>可搬型代替交流電源設備、可搬型直流電源設備（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）</u>
59条	代替交流電源設備（常設または可搬型）
60条	代替交流電源設備（常設または可搬型）
61条	代替交流電源設備（常設または可搬型）
62条	通信連絡設備の代替電源設備（常設または可搬型）

このうち、可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）を必須のものとして要求している条文は45条、46条、57条である。なお、45条における要求は、人力によるタービン動補助給水ポンプの起動及び十分な期間の運転継続が容易に行えることから除外されるが、可搬型代替電源車の容量算定の観点から、当該要求も加味する。

45条及び57条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ）を使用した蒸気発生器2次側からの除熱を継続しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。

46条及び57条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、減圧操作を行う場合であり、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ）を使用した蒸気発生器2次側からの除熱又は加圧器逃がし弁により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。

45条及び46条に共通の対応である蒸気発生器2次側からの除熱と1次冷却設備を直

接減圧する加圧器逃がし弁による減圧を同時に使用する場合であっても、1基当たり1台以下の可搬型代替電源車にて実施可能である。

したがって、設置許可基準規則において要求される可搬型代替電源車の容量は1基当たり1台となる。

一方、57条の可搬型代替電源車で構成する可搬型代替電源設備による交流給電に期待する場合は、可搬型代替電源車による給電負荷として「プラント監視設備及び中央制御室空調装置等最低限必要負荷」に対し、45条及び46条の要求に対する直流給電負荷も含め、1基当たり1台の可搬型代替電源車にて実施可能である。57条の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器で構成する可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池）の供給電圧が低下した後（24時間以降）、重大事故等の対応に必要な直流負荷に対し、1基当たり1台の可搬型直流電源用発電機にて実施可能である。

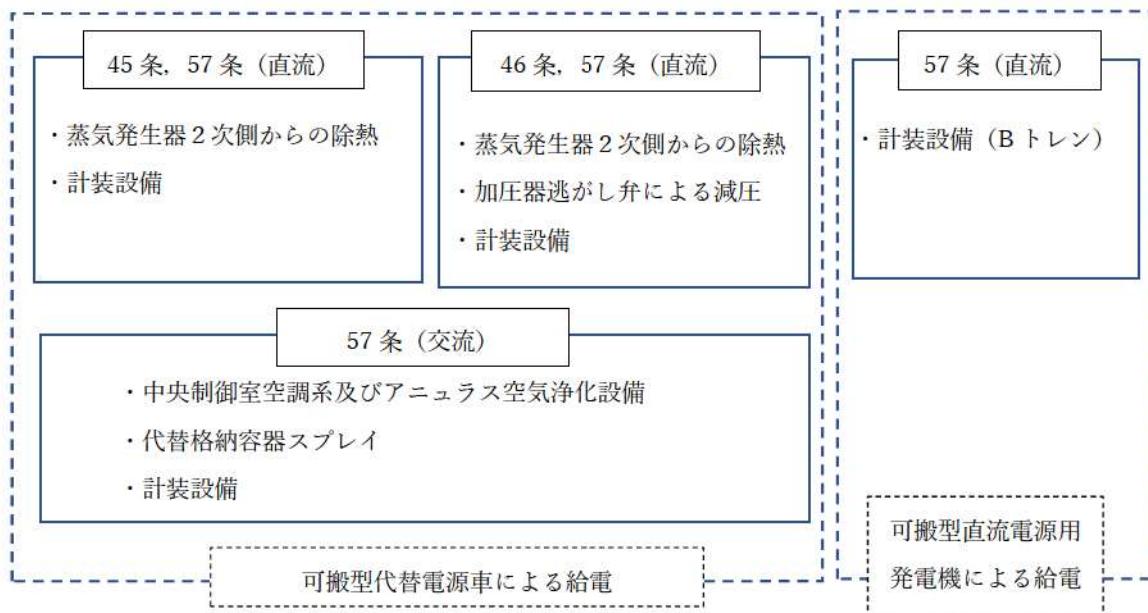


図3 条文ごとの給電対象

以上の「有効性評価における必要数」及び「設置許可基準規則における最大必要数」から、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機として必要となる容量はそれぞれ1基当たり1台となる。

また、本設備は「 $2n + \alpha$ 」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、それぞれ1基当たり1台×2セット=2台が必要数となる。

b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器

可搬型代替電源設備（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）について

は、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1.(2)に示す「 $n + \alpha$ 」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(2)に示す。

(a) 有効性評価における要求

重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う直流電源の代替機能を要求するのは、外部電源及びディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。

その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機による給電及び所内常設蓄電式直流電源設備による給電によって対応する。したがって、加圧器逃がし弁アクセサリへの電源供給及び安全系直流母線への電源供給については、常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器には期待していない。

(b) 設置許可基準規則における要求

設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す15条文である。

1. (1) a. (b)に同じく、45条及び46条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、これらは重大事故等が発生した後、事象初期にて実施する重大事故等対策であり、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外部からの給電の確立には時間を要することから、建屋内に専用の可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁操作用バッテリ）を設け、加圧器逃がし弁2台の作動時間を考慮した必要な直流負荷に対し、1基当たり1個にて実施可能である。

一方、57条の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器で構成する可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、全交流動力電源喪失時に所内常設蓄電式直流電源設備の供給電圧が低下した後（24時間以降）、重大事故等の対応に必要な直流負荷に対し、1基当たり1台の可搬型直流変換器にて実施可能である。

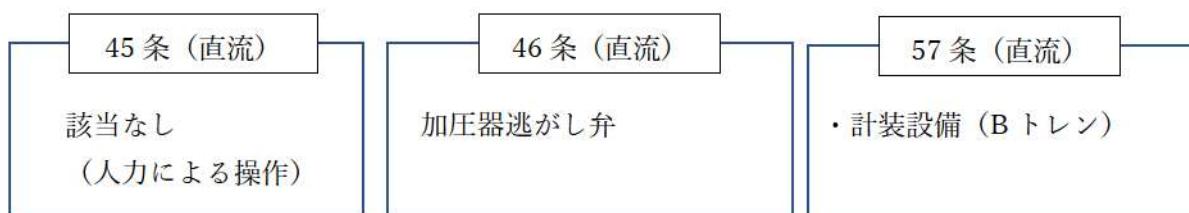


図4 条文ごとの給電対象

以上の「有効性評価における必要数」及び「設置許可基準規則における必要数」から、必要となる容量は加圧器逃がし弁操作用バッテリは1基当たり1個、可搬型直流変換器は1基当たり1台となる。

本設備は「 $n + \alpha$ 」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、加圧器逃がし弁操作用バッテリは1基当たり1個×1セット=1個、可搬型直流変換器は

1基当たり 1台×1セット=1台が必要数となる。

## (2) 可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）

可搬型大型送水ポンプ車については、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「 $2n + \alpha$ 」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(1)に示す。

### a. 有効性評価における要求

重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、使用済燃料ピットの冷却機能又は炉心への注水機能を有する設計基準対象施設が機能喪失している状態、水源を補給する必要のある状態、又は原子炉補機冷却機能が喪失している状態である。

可搬型大型送水ポンプ車は、「注水設備及び水の供給設備としての要求」及び「除熱設備としての要求」を併せ持つ。以下に、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。

#### (a) 注水設備及び水の供給設備としての要求

本設備は、以下のイ.～ニ.に示す「使用済燃料ピットへの注水又はスプレイ、燃料取替用水ピットへの補給及び補助給水ピットへの補給、代替炉心注水」について、注水設備及び水の供給設備として用いる。

##### イ. 使用済燃料ピットへの注水

本設備の容量は、使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故シーケンスのうち、「想定事故1」及び「想定事故2」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、注水流量として25m<sup>3</sup>/h以上が必要である。

##### ロ. 燃料取替用水ピットへの補給（代替格納容器スプレイ使用時）

炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給には期待していない。

格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードにおいて有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として140m<sup>3</sup>/h以上が必要である。

燃料取替用水ピットへの補給により格納容器破損防止対策の格納容器スプレイを継続する過圧破損及び過温破損シーケンスにおいては、B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水は解析上考慮しておらず、炉心注水と格納容器スプレイを同時に使用することではなく、格納容器スプレイを使用時の補給量として140m<sup>3</sup>/h以上が必要である。

##### ハ. 補助給水ピットへの補給（蒸気発生器2次側からの除熱使用時）

炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認さ

れている蒸気発生器2次側からの除熱として使用する場合には $80\text{m}^3/\text{h}$ 以上が補助給水ピットへの補給量として必要であり、補助給水ピットを水源とする炉心注水には期待していない。

格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイには期待していない。

補助給水ピットへの補給により蒸気発生器2次側からの除熱を継続する全交流動力電源喪失(RCPシールLOCA有)シーケンスにおいては、1次冷却設備からの漏えいが発生した状態では、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水と蒸気発生器2次側からの除熱を同時に使用するが、代替炉心注水は燃料取替用水ピットを水源とし補給することなく高圧再循環へ切り替えることから、補助給水ピットへの補給量は蒸気発生器2次側からの除熱を継続するための補給量として $80\text{m}^3/\text{h}$ 以上が必要である。

また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、以下のニ.～ト.に示す水の注水設備及び水の供給設備として必要な流量を考慮する。

## ニ. 使用済燃料ピットへのスプレイ

重大事故等対策の有効性評価において、設置許可基準規則54条で要求される使用済燃料ピットへのスプレイとしての使用時に本設備に期待するのは、「想定事故1」及び「想定事故2」を上回る使用済燃料ピット水位の低下が生じるおそれのある場合である。本設備の容量は、使用済燃料ピットへのスプレイとして $120\text{m}^3/\text{h}$ 以上が必要である。

## ホ. 燃料取替用水ピットへの補給（代替炉心注水使用時）

重大事故等対策の有効性評価において、燃料取替用水ピットを水源とする代替炉心注水として使用時に本設備による補給に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている代替炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として $30\text{m}^3/\text{h}$ 以上が必要である。

## ヘ. 補助給水ピットへの補給（代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ使用時）

重大事故等対策の有効性評価において、補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして本設備に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、ホ.項と同じく代替炉心注水として使用する場合には $30\text{m}^3/\text{h}$ 以上、格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、補助給水ピットへの補給量として $140\text{m}^3/\text{h}$ 以上が必要である。

補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして使用する場合には、1台の代替格納容器スプレイポンプの注水先を切り替えて使用することから代替炉心注水と代替格納容器スプレイとして同時に使用することはなく、補給量として140m<sup>3</sup>/h以上が必要となる。

#### ト. 代替炉心注水

重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち「全交流動力電源喪失」において有効性が確認されている炉心への注水流量として30m<sup>3</sup>/h以上が必要である。

上記有効性評価で期待していないニ. ~ト. は、有効性評価で期待するイ. ~ハ. とすべてを同時に使用することではなく、次のとおりの組合せにて必要量を設定する。

ホ. 燃料取替用水ピットへの補給及びヘ. 補助給水ピットへの補給は、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、格納容器スプレイのいずれかの使用用途に応じた貯水量の減少に合わせた補給を行うことから、有効性評価にて期待するのは、ロ. 燃料取替用水ピットへの補給を行う場合の140m<sup>3</sup>/h以上又はハ. 補助給水ピットへの補給を行う場合の80m<sup>3</sup>/h以上であり、水源の補給として最大量の140m<sup>3</sup>/h以上が必要である。

ト. 代替炉心注水は、可搬型大型送水ポンプ車により直接炉心に代替炉心注水する必要量を設定しており、有効性評価においては代替格納容器スプレイと同時に使用することはないため、ト. 代替炉心注水の必要量30m<sup>3</sup>/h以上は水源の補給として最大量の140m<sup>3</sup>/h以上と組み合わせる使用はない。

イ. 使用済燃料ピットへの注水は、有効性評価にて考慮している使用済燃料ピットへの注水の必要量25m<sup>3</sup>/h以上とし、燃料取替用水ピットへの補給140m<sup>3</sup>/h以上との同時使用を考慮して必要量を設定する。使用済燃料ピットへの注水及び燃料取替用水ピットへの補給を足し合わせた流量(165m<sup>3</sup>/h以上)を必要量とし、可搬型大型送水ポンプ車1台で確保可能な設計とする。

したがって、可搬型大型送水ポンプ車の必要となる容量は1基当たり1台となる。

(b) 除熱設備としての要求

原子炉補機冷却水系の機能喪失時に代替補機冷却として使用する可搬型大型送水ポンプ車に必要な容量は、代替補機冷却を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環を行う場合の必要量 22.5m<sup>3</sup>/h 以上、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる格納容器内の水素濃度監視を行う場合の必要量 1m<sup>3</sup>/h 以上と同時に、代替補機冷却を用いた格納容器内自然対流冷却を行う場合の必要量 164m<sup>3</sup>/h 以上を足し合わせた187.5m<sup>3</sup>/h 以上が必要であり、これを1台で確保可能な設計とする。

したがって、可搬型大型送水ポンプ車の必要となる容量は1基当たり 1台となる。



注：()に記載の重大事故等対応手段は、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、注水設備及び水の供給設備として必要な容量を考慮する。

図4 有効性評価における可搬型大型送水ポンプ車への要求

以上より、可搬型大型送水ポンプ車の設計流量を「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の必要量を確保できる 300m<sup>3</sup>/h とし、「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の同時使用を考慮し、本設備の必要量は1基当たり 2台となる。

なお、注水設備及び水の供給設備としての用途のうち、ニ. 使用済燃料ピットへのスプレイとして使用する場合の必要量 120m<sup>3</sup>/h 以上については、事象発生の初期段階においては「注水設備及び水の供給設備」の使用量が多く崩壊熱の減少とともに必要量が徐々に減少すること、「除熱設備」としての使用は格納容器内温度が上昇し格納容器内自然対流冷却が可能となる段階（24時間以上）にて使用量が増加することから、事象初期においては「除熱設備」の供給機、安定状態に向けた対策を実施する時期以降においては「注水設備及び水の供給設備」の供給機にて同時使用が可能となる。

b. 設置許可基準規則における要求

(a) 注水設備及び水の供給設備としての要求

設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替注水等設備を要求しているのは表2に示す5条文である。

表2 代替注水等設備を要求している条文

条文	要求事項
47条	可搬型低圧代替注水設備
49条	格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）
51条	格納容器下部注水設備（常設または可搬型）
54条	使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備
56条	水源からの供給設備（常設または可搬型）

このうち、可搬型代替注水設備を必須のものとして要求している条文は47条、54条である。

これらの条文に要求される機能は、可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水  $30\text{m}^3/\text{h}$  以上、使用済燃料ピットへの注水  $25\text{m}^3/\text{h}$  又はスプレイ  $120\text{m}^3/\text{h}$  であり、前述のとおり1台で必要容量を満足する設計としている。

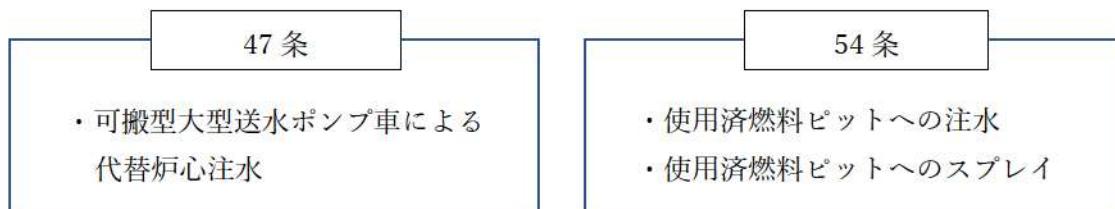


図5 条文ごとの注水又は補給対象

(b) 除熱設備としての要求

設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。

表3 代替除熱設備を要求している条文

条文	要求事項
48条	タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）
56条	原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備

このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとしている条文はないが、48条の設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備として、48条の代替除熱設備として可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替補機冷却を整備する。

可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により50条の要求である格納容器再循環ユニットを使用した代替除熱設備として格納容器内自然対流冷却を整備し、56条の要求である代替再循環として代替補機冷却に期待するA-高圧注入ポンプ（海水冷却）代替再循環を整備しており、格納容器内自然対流冷却及び代替再循環を同時使用する場合の代替補機冷却の必要容量は前述のとおり1台で必要量を満足する設計としている。

したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要量は、本設備の「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の同時使用を考慮し、1基当たり2台となる。

以上の「有効性評価における必要量」及び「設置許可基準規則における必要量」から、必要となる容量は1基当たり2台となる。

本設備は「 $2n + \alpha$ 」の対象施設であり、2セットを配備する必要があるため、1基当たりの必要量は2台×2セット=4台となる。

### (3) 可搬型ポンベ

可搬型ポンベ(加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ)については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1.(2)に示す「 $n + \alpha$ 」の対象施設と考える。本設備の個数を表5(2)に示す。

#### a. 有効性評価における要求

重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、弁駆動用の制御用圧縮空気設備又は所内用圧縮空気設備が機能喪失している状態、格納容器内自然対流冷却のために原子炉補機冷却水サージタンク気相部の加圧を行う必要がある状態である。

#### (a) 弁駆動用の代替空気のとしての要求

加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベについて、各々の要求を踏まえた必要個数を整理する。

#### イ. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ

加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベが担う機能を要求するのは、減圧機能を有する加圧器逃がし弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、蒸気発生器2次側からの除熱による減圧が期待できる主蒸気逃がし弁が人力により機能回復でき1次冷却設備の減圧操作を実施できるため、本設備には期待していない。

一方、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過温破損」において本設備に期待しており、格納容器内が過温された状態における格納容器内雰囲気において加圧器逃がし弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、加圧器逃がし弁2台当たり1個が必要となる。

したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの必要容量は1基当たり1個／2台×2台=1個となる。

#### ロ. 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ

格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベが担う機能を要求するのは、格納容器内雰囲気のサンプリング採取機能を有する格納容器空気サンプルライン隔離弁の作動機能が喪失している状態である。炉心損傷に至り原子炉格納容器内の水素濃度の監視を要する状態において作動機能を喪失した状態になった場合、早

期に格納容器内雰囲気のサンプリング採取機能を回復させ、水素濃度監視を行う必要がある。

格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過圧破損」「格納容器過温破損」「水素燃焼」において、格納容器破損防護に直接的に影響しないため本設備に評価上期待していないが、水素濃度監視のためには本設備に期待する。

格納容器空気サンプルライン隔離弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、格納容器空気サンプルライン隔離弁 2台当たり 1個が必要となる。

したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は1基当たり 1個／2台×2台=1個となる。

#### ハ. アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ

アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、アニュラス空气净化設備の排出機能を有するアニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパの作動機能が喪失している状態である。アニュラス内の水素滞留防止及び被ばく低減のため、原子炉格納容器内の水素濃度及び放射性物質濃度の上昇のおそれがある状態にて作動機能を喪失した場合、早期にアニュラス空气净化設備を回復させ、アニュラス排気を行う必要がある。

炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（運転中）」及び「原子補機冷却機能喪失」、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過圧破損」及び「格納容器過温破損」並びに燃料損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（停止中）」において本設備に期待しており、アニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパを機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、アニュラス全量排気弁 1台及びアニュラス排気ダンパ 1台を合わせて 1個が必要となる。

したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は1基当たり 1個／2台×2台=1個となる。

#### ニ. 余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ

余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベが担う機能を要求するのは、インターフェイスシステム LOCA 時において、余熱除去系の隔離に失敗し 1次冷却系及び 2次冷却系の減圧操作により 1次冷却系を減圧することで 1次冷却材の漏えいを抑制した後、余熱除去ポンプ入口弁を閉止して余熱除去系を隔離する場合に、所内用圧縮空気設備が機能喪失している状態である。

炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「格納容器バイパス」においては、余熱除去系の隔離に期待しており、インターフェイスシステム LOCA により余熱除去ポンプ入口弁の設置エリアの雰囲気が悪化した状態においても、余熱除去ポンプ入口弁を遠隔操作で閉止するため、本設備を所内用圧縮空気設備に接続して使

用し、余熱除去ポンプ入口弁 1 台当たり 2 個が必要となる。

したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベの必要容量は1 基当たり 2 個×  
1 台 = 2 個となる。

(b) 原子炉補機冷却水サージタンク気相部の加圧としての要求

原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、原子炉格納容器の冷却及び減圧機能を有する原子炉格納容器スプレイ設備が機能喪失している状態である。原子炉格納容器スプレイ設備が機能喪失している状態において、格納容器内を冷却及び減圧する代替機能として格納容器内自然対流冷却の機能を確立する必要がある。

格納容器内自然対流冷却の冷却水として使用する原子炉補機冷却水の格納容器内雰囲気との熱交換による温度上昇を考慮し、原子炉補機冷却水の沸騰を防止する必要があり、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「原子炉格納容器の除熱機能喪失」、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「水素燃焼」並びに燃料損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「崩壊熱除去機能喪失」及び「原子炉冷却材の流出」において本設備に期待しており、原子炉補機冷却水サージタンクを加圧するため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して使用し、原子炉補機冷却水サージタンク 1 台当たり 2 個が必要となる。

したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は1 基当たり 2 個×  
1 台 = 2 個となる。

b. 設置許可基準規則における要求

設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、可搬型ボンベを要求しているのは表 4 に示す 2 条文である。

表 4 可搬型ボンベを要求している条文

条文	要求事項
45 条	弁操作用の可搬型バッテリ又は窒素ボンベ
46 条	減圧用の弁作動用の可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ

このうち、45 条については、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側からの除熱を機能させるため、人力による措置が容易に行える場合は、可搬型重大事故防止設備の整備を除外できる要求であり、蒸気発生器 2 次側からの除熱において機能を期待する主蒸気逃がし弁について人力による措置が容易に行える設計としている。

46 条については、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を対象として、可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベを配備する要求であるが、主蒸気逃がし弁については 45 条と同

様、手動（人力）にて操作可能な設計としており、空気作動弁かつ遠隔操作が必要である加圧器逃がし弁について可搬型の代替ポンベ設備（可搬型のコンプレッサー又は窒素ポンベ）の配備が必要となる。

46 条の可搬型ポンベに期待する場合は、減圧用の加圧器逃がし弁の駆動用空気が喪失している状態である。a. (a) イ. 項のとおり、初期対応として期待する設備ではないが、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、1基当たり1個が必要となる。

以上の「有効性評価における必要量」及び「設置許可基準規則における必要量」から、必要となる容量は、各可搬型ポンベの用途ごとに次のとおりとなる。

- ・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、1基当たり1個
- ・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、1基当たり1個
- ・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、1基当たり1個
- ・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベは、1基当たり2個
- ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、1基当たり2個

本設備は「 $n + \alpha$ 」の対象施設であり、1セット準備することが必要であるため、1基当たりの必要量は、上記のとおりとなる。

### 3. 可搬型重大事故等対処設備の予備数の考え方について

#### (1) 可搬型代替電源設備

##### a. 可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機

可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）については、

2. (1)a. 項のとおり、それぞれ必要となる容量は1基当たり1台であり、「 $2n + \alpha$ 」の対象施設となることから、それぞれ2台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。

本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、それぞれ2台を確保する。

以上から、以下のとおり保有する。

- ・可搬型代替電源車は、合計で4台保有する。
- ・可搬型直流電源用発電機は、合計で4台保有する。

##### b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器

可搬型代替電源設備（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）については、2. (1)b. 項のとおり、それぞれ必要となる容量は1基当たり1台であり、「 $n + \alpha$ 」の対象施設となることから、それぞれ1個が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。

本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、加圧器逃がし弁操作用バッテリは故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保、可搬型直流変換器は故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台確保する。

以上から、以下のとおり保有する。

- ・加圧器逃がし弁操作用バッテリは、合計で2個保有する。
- ・可搬型直流変換器は、合計で3台保有する。

#### (2) 可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）

可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）については、2. (2)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「 $2n + \alpha$ 」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。

本設備は、2台以上同時に保守点検することがないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台を確保する。

以上から、以下のとおり保有する。

- ・可搬型大型送水ポンプ車は、合計で6台保有する。

#### (3) 可搬型ポンペ

可搬型ボンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ）については、2.(3)のとおり、「 $n + \alpha$ 」の対象施設となることから、1セットを準備することが要求となるため、それぞれの必要容量は次のとおりとなる。

・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ

必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。

・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ

必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。

・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ

必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。

・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ

必要となる容量は1基当たり2個であり、2個が必要容量となる。

・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ

必要となる容量は1基当たり2個であり、2個が必要容量となる。

この個数に加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。

本設備は、それぞれの用途ごとに2個以上同時に保守点検することができないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップをそれぞれの用途ごとに次のとおり確保する。

・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ

必要容量は1個であり、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。

・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ

必要容量は1個であり、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。

・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ

必要容量は1個であり、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。

・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ

必要容量は2個であり、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2個確保する。

・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ

必要容量は2個であり、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2個確保する。

以上から、以下のとおり保有する。

・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、合計で2個保有する。

- ・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、合計で2個保有する。
- ・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、合計で2個保有する。
- ・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベは、合計で4個保有する。
- ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、合計で4個保有する。

#### 4. その他の可搬型重大事故等対処設備の台数について

その他の設備については、原子炉建屋の外側から水・電力を供給するものではなく、かつ負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備でもないことから、1. (3)に示す「n」の対象施設と考える。本設備の台数及び必要となる容量を表5(3)に示す。

本設備は「n」の対象施設となることから、設置許可基準規則第43条第3項第一号に定められる「十分に余裕のある容量を有する」ための予備台数を確保する。

また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備えて配備しているホイールローダ及びバックホウの配備数を表6に示す。

(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備 (1/2)

表 5 主要可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所※2					備考
				①	②	③	④	⑤	
可搬型大型送水ポンプ車	6台 (2n=4)	2台 (2n=4)	2台	—	—	2台	1台	1台	・可搬型代替注水設備及び代替補機冷却設備 ・必要容量はそれぞれ1台ずつ ・故障時のバックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
ホース延長・回収車(送水車用)	6台 (2n=4)	2台	2台	—	—	2台	1台	—	・故障時のバックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
可搬型ホース 150A (1組:約1800m)	4組 ホース長ごと 2本	2組 ホース長 ごと1本 (2n=4)	2組 ホース長 ごと1本 ホース長 ごと2本	—	—	2組 ホース長 ごと1本	—	—	・可搬型代替注水設備及び代替補機冷却設備 ・必要容量はそれぞれ1組ずつ ・故障時のバックアップ用としてホース長ごと1本、保守点検による待機除外時のバックアップ用としてホース長ごと1本を保管
可搬型ホース 150A (東側1組:約50m 西側1組:約50m)	2組 ホース長 ごと 2本	1組 (2n=2)	周辺補機棟内に1組保管 原子炉辅助建屋内に1組保管	—	—	—	—	—	・可搬型代替注水設備(屋内敷設用) ・故障時のバックアップ用としてホース長ごと1本、保守点検による待機除外時のバックアップ用としてホース長ごと1本を保管
可搬型ホース 100A (東側1組:約140m 西側1組:約100m)	2組 ホース長 ごと 2本	1組 (2n=2)	燃料取扱棟内に1組及びホース長ごとに1本保管 周辺補機棟内に1組及びホース長ごとに1本保管	—	—	—	—	—	・使用済燃料ピットへの注水・スプレイ(屋内敷設用) ・故障時のバックアップ用としてホース長ごと1本、保守点検による待機除外時のバックアップ用としてホース長ごと1本を保管

※1：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

※2：保管場所の○数字は以下の屋外保管場所を示す。また、屋内保管場所は保管場所及び保管台数を表中に記載する。

① 51m倉庫・車庫エリア, ② 1号炉西側31mエリア, ③ 1, 2号炉北側31mエリア(a), ④ 2号炉東側31mエリア(b),

⑥ 展望台行管理道路脇西側60mエリア, ⑦ 緊急時対策所エリア

(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所※2				備考
				①	②	③	④	
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n=2)	2台	—	1台	—	2台	・可搬型代替交流電源設備 ・故障時のバックアップ用として1台、保 守点検による待機除外時のバックアップ 用として1台を保管
ケーブル (1組: 40m)	4組	1組 (2n=2)	2組	—	1組	—	2組	・可搬型代替交流電源設備 ・故障時のバックアップ用として1組、保 守点検による待機除外時のバックアップ 用として1組を保管
可搬型直流電源用発電機	4台	1台 (2n=2)	2台	—	1台	—	1台	・可搬型代替直流電源設備 ・故障時のバックアップ用として1台、保 守点検による待機除外時のバックアップ 用として1台を保管
ケーブル (1組: 40m)	4組	1組 (2n=2)	2組	—	—	—	—	・可搬型代替直流電源設備 ・故障時のバックアップ用として1組、保 守点検による待機除外時のバックアップ 用として1組を保管
				周辺補機棟内に2組保管 原子炉補助建屋内に2組保管				

※1：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

※2：保管場所の○数字は以下の屋外保管場所を示す。また、屋内保管場所は保管場所及び保管台数を表中に記載する。

- ① 51m倉庫・車庫エリア, ② 1号炉西側31mエリア, ③ 1, 2号炉北側31mエリア (a), ④ 2号炉東側31mエリア (b),  
 ⑤ 2号炉東側31mエリア (b), ⑥ 展望台行管理道路脇西側60mエリア, ⑦ 緊急時対策所エリア

(2) 「 $n + \alpha$ 」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所※2					備考
				①	②	③	④	⑤	
加圧器逃がし弁操作用バッテリ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	周辺補機棟内に2個保管	1個と1個で分散保管				・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	4個	2個	2個	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	周辺補機棟内に4個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	周辺補機棟内に4個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個を保管
格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	周辺補機棟内に2個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	周辺補機棟内に2個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
アニユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	周辺補機棟内に2個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	周辺補機棟内に2個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ	4個	2個	2個	原子炉補助建屋内に4個保管	原子炉補助建屋内に4個保管	他用途の可搬型ボンベと同仕様であり、他用途の可搬型ボンベと分散保管	原子炉補助建屋内に3台保管	原子炉補助建屋内に3台保管	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管
可搬型直流変換器	3台	1台	2台		2台と1台で分散保管				

※ 1：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

※ 2：保管場所の○数字は以下の屋外保管場所を示す。また、屋内保管場所は保管場所及び保管台数を表中に記載する。

- ① 51m 倉庫・車庫エリア, ② 1号炉西側 31m エリア, ③ 1, 2号炉北側 31m エリア(a), ④ 2号炉東側 31m エリア(b),
- ⑥ 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, ⑦ 緊急時対策所エリア

(3) 「n」の可搬型設備 (1/2)

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所※2					備考
				①	②	③	④	⑤	
可搬型大容量海水送水ポンプ車	2台	1台	1台	—	1台	—	—	—	・放水設備 ・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
ホース 300A (1組:約800m)	1組 予備 1本	1組 1本	予備1 本	—	1組 —	—	—	—	・放水設備 ・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1本を保管
放水砲	2台	1台	1台	—	1台	—	—	—	・放水設備 ・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
泡混合設備	2台	1台	1台	—	1台	—	—	—	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
可搬型スプレイノズル	4個	2個	2個	—	—	2個 —	—	—	・可搬型スプレイ設備 ・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個を保管
可搬型ホース 65A (1組:約2m)	2組	1組	1組	—	—	1組 —	—	—	・可搬型スプレイ設備 ・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管
集水樹シートフェンス	3組	2組	1組	1組 —	—	2組 —	—	—	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管
可搬型タンクローリー	4台	2台	2台	—	2台 —	—	2台 —	—	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管

※1：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

※2：保管場所の○数字は以下の屋外保管場所を示す。また、屋内保管場所は保管場所及び保管台数を表中に記載する。

- ① 51m倉庫・車庫エリア, ② 1号炉西側31mエリア, ③ 1, 2号炉東側31mエリア, ④ 2号炉東側31mエリア(a), ⑤ 2号炉東側31mエリア(b),  
⑥ 展望台行管理道路脇西側60mエリア, ⑦ 緊急時対策所エリア

(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所※2							備考
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
可搬型モニタリングポスト	13台	12台	1台	緊急時対策所待機所内に13台保管 Ss機能維持を確認した保管状態にて原子炉建屋等から離隔して保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
小型船舶	2艇	1艇	1艇	—	1艇	—	—	1艇	—	—	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇を保管
可搬型気象観測設備	3台	2台	1台	緊急時対策所待機所内に3台保管 Ss機能維持を確認した保管状態にて原子炉建屋等から離隔して保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	4台	2台	2台	指揮所用空調上屋内に必要容量1台及び予備1台保管 待機所用空調上屋内に必要容量1台及び予備1台保管 緊急時対策所の指揮所用と待機所用をそれぞれの空調上屋に保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管 ・指揮所用と待機所用でそれぞれ保管
可搬型新設緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット	4基	2基	2基	指揮所用空調上屋内に必要容量1基及び予備1基保管 待機所用空調上屋内に必要容量1基及び予備1基保管 緊急時対策所の指揮所用と待機所用をそれぞれの空調上屋に保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2基を保管 ・指揮所用と待機所用でそれぞれ保管
空気供給装置 (空気ボンベ)	680本	354本	326本	指揮所用空調上屋内に必要容量177本及び予備163本保管 待機所用空調上屋内に必要容量177本及び予備163本保管 緊急時対策所の指揮所用と待機所用をそれぞれの空調上屋に保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として326本を保管 ・指揮所用と待機所用でそれぞれ保管
緊急時対策所用送電機	8台	4台	4台	—	—	—	2台	2台	—	4台	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として4台を保管

※ 1：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

※ 2：保管場所の○数字は以下の屋外保管場所を示す。また、屋内保管場所は保管場所及び保管台数を表中に記載する。

① 51m倉庫・車庫エリア, ② 1号炉西側31mエリア, ③ 1, 2号炉北側31mエリア, ④ 2号炉東側31mエリア(a), ⑤ 2号炉東側31mエリア(b),

⑥ 展望台行管理道路脇西側60mエリア, ⑦ 緊急時対策所エリア

表 6 アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所※2					備考
				①	②	③	④	⑤	
ホイールローダ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	・仮復旧で必要な場合には1台でアクセス スルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。
バッカホウ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	・仮復旧で必要な場合には1台でアクセス スルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。

※1：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

※2：保管場所の○数字は以下の屋外保管場所を示す。また、屋内保管場所は保管場所及び保管台数を表中に記載する。

- ① 51m 食庫・車庫エリア, ② 1号炉西側 31m エリア, ③ 1, 2号炉北側 31m エリア (a), ④ 2号炉東側 31m エリア (b),  
 ⑤ 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, ⑥ 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, ⑦ 緊急時対策所エリア

## 別紙1 ホース延長・回収車の位置づけについて

泊発電所3号炉においては、可搬型重大事故等対処設備の運搬にあたってホース延長・回収車を使用し、ホース延長・回収車（送水車用）及びホース延長・回収車（放水砲用）を配備する。ホース延長・回収車の位置づけについて、以下に示す。

### 1. ホース延長・回収車の設置許可基準規則における位置づけ

ホース延長・回収車は、可搬型ホース運搬・設置作業に用いることとしており、ホース延長・回収車（送水車用）は、以下について所要時間を算出し、重大事故等の有効性評価の中で期待している。

- ・[47条]A-高圧注入ポンプ代替再循環運転（海水冷却）
- ・[48条]格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却
- ・[49条]格納容器内自然対流冷却
- ・[50条]格納容器内自然対流冷却
- ・[54条]使用済燃料ピットへの注水
- ・[56条]補助給水ピットへの補給（蒸気発生器2次側からの除熱として使用時の補給）  
燃料取替用水ピットへの補給（代替格納容器スプレイとして使用時の補給）

また、以下の系統における可搬型ホース、可搬型スプレイノズルの運搬・設置においても使用する。

- ・[47条]代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車）
- ・[52条]水素濃度監視
- ・[54条]使用済燃料ピットへのスプレイ
- ・[55条]大気への拡散抑制（使用済燃料ピットへのスプレイ）

上記を踏まえ、ホース延長・回収車（送水車用）は重大事故等対処設備と位置づける。

### 2. ホース延長・回収車（送水車用）の配備数の考え方

ホース延長・回収車（送水車用）は、原子炉建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置時に使用することから、「 $2n + \alpha$ 」の対象施設とする。

ホース延長・回収車（送水車用）については、必要となる容量は1基当たり2台であり、「 $2n + \alpha$ 」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。

本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台を確保する。

別紙2 油発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備(車両型)の必要容量、必要数、予備数及び保管数

設備	容量	必要容量の考え方	要求数	必要数 n 1	必要数 n 2	予備数 + α
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替電源車 2,200 kVA/台 (1,760kW/台)	代替非常用発電機が使用不能の場合、重大事故等時に最低限必要な交流負荷(代替格納容器スプレイ水、中央制御室居住性の確保及び直流電源への供給)へ供給する 563 kW 以上を有する。	$2n + \alpha$ ( $n = 1$ ) 必要容量を 1 台で確保	—	—	—
緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機 270 kVA/台 (216kW/台)	非常用交流電源が使用不能の場合、緊急時対策所に必要な最大負荷 97.1 kVA 以上を有する。	$n$ ( $n = 4$ ) 必要容量を 4 台で確保	緊急時対策所用発電機 4 台	可搬型代替電源車 1 台	可搬型代替電源車 2 台
可搬型代替直流電源設備	可搬型直流電源用発電機 125 kVA/台 (100kW/台)	代替非常用発電機が使用不能及び蓄電池(非常用)が枯渇した場合、可搬型代替電源設備として、可搬型直流水変換器の定格出力である 30kW 以上を有する。	$2n + \alpha$ ( $n = 1$ ) 必要容量を 1 台で確保	可搬型直流電源用発電機 1 台	緊急時対策所用発電機 4 台	緊急時対策所用発電機 4 台
注水設備 水の供給設備	可搬型大型送水ポンプ車 300 m <sup>3</sup> /h/台	注水及び水の補給設備として、同時使用を想定する使用済燃料ピットへの注水、燃料取替用ヒビットへの補給として供給が必要な流量の合計 187 m <sup>3</sup> /h 以上を有する。	$2n + \alpha$ ( $n = 1$ ) 必要容量を 1 台で確保	可搬型大型送水ポンプ車 1 台	可搬型大型送水ポンプ車 1 台	可搬型大型送水ポンプ車 2 台
除熱設備	—	代替補機冷却塔(格納容器内自然対流冷却、A・高圧注入ポンプ代替再循環(海水冷却)、水素濃度監視)として供給が必要な流量の合計 187.5 m <sup>3</sup> /h 以上を有する。	$2n + \alpha$ ( $n = 1$ ) 必要容量を 1 台で確保	可搬型大型送水ポンプ車 1 台	可搬型大型送水ポンプ車 1 台	可搬型大型送水ポンプ車 2 台
注水設備 水の供給設備 除熱設備	ホース延長・回収車 (送水車用)	可搬型ホース等の運搬・設置を行うのに必要な容量を有する。	$2n + \alpha$ ( $n = 2$ ) 必要容量を 2 台で確保	ホース延長・回収車 (送水車用) 2 台	ホース延長・回収車 (送水車用) 2 台	ホース延長・回収車 (送水車用) 2 台
放水設備	可搬型大容量海水送水ポンプ車 1,800 m <sup>3</sup> /h/台 1,440 m <sup>3</sup> /h/台	放水設備(大気への拡散抑制設備)又は放水設備(消防設備)として必要な容量 1,200m <sup>3</sup> /h を有する。	$n$ ( $n = 1$ ) 必要容量を 1 台で確保	可搬型大容量海水送水ポンプ車 1 台	ホース延長・回収車 (送水車用) 2 台	可搬型大容量海水送水ポンプ車 1 台
燃料補給設備	可搬型タンクローリー 4 kL/台	代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を供給できる容量を有する。	$n$ ( $n = 2$ ) 必要容量を 2 台で確保	可搬型タンクローリー 2 台	—	可搬型タンクローリー 2 台

		必要容量の考え方		要求数		必要数 n 1		必要数 n 2		予備数 + $\alpha$	
設備		容量									
アクセスルート確保	ホイールローダ	—	アクセスルート復旧作業(がれき撤去)を行うのに必要な容量を有する。	n (n = 1) 必要容量を1台で確保			ホイールローダ 1台	—	—		ホイールローダ 1台
	バックホウ	—	アクセスルート復旧作業(段差解消)を行うのに必要な容量を有する。	n (n = 1) 必要容量を1台で確保			バックホウ 1台	—	—		バックホウ 1台

共－5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について

## 1. 可搬型重大事故等対処設備の接続口について

### 【設置許可基準規則】

第四十三条第3項第三号 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

#### (1) 想定する共通要因

原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。

共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。

発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。

発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。

なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。また、船舶の衝突に対しては、接続口が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋は港湾から離隔されていることから、設計上考慮する必要はない。

## (2) 接続口の設置位置に対する考慮

可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口については、(1)にて選定した共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、以下の考慮事項を踏まえ、複数箇所設置する設計とする。

- a. 設計基準事故対処設備のA系統及びB系統と接続し、重大事故等対処設備としての系統を構成する接続口は、可能な限り設計基準事故対処設備の区画区分を踏まえた設計とする。
- b. プラントの一般的な設計においては、漏えいや結露による電気設備への影響を考慮し、電気品室に水を供給する配管を配置しない設計としていることから、可能な限り水を供給する配管は電気設備を配置した区画を通過しない設計とする。
- c. 水を供給する接続口は、設置作業の効率化及び被ばく低減を目的に、可搬型大型送水ポンプ車を「注水設備及び水の供給設備」の用途と「除熱設備」の用途にそれぞれ1台で送水可能な設計とすることを踏まえ、用途に応じた接続口を設置する。
- d. 接続口の設置場所に応じた配管圧力損失等と可搬型重大事故等対処設備の容量の関係を踏まえ、系統成立性を考慮した接続口の配置とする。
- e. 共通要因のうち、敷地内において影響を及ぼす範囲が限定的な事象である竜巻のうち飛来物に対しては、複数の接続口に同時に飛来物が衝突することは想定し難いものの、接続することができなくなることを防止するため、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を配置する。
- f. 共通要因のうち、敷地内において影響を及ぼす範囲が限定的な事象である故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、接続することができなくなることを防止するため、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を配置する。
- g. 建屋の構造上の制約を踏まえ、接続口は上記を可能な限り考慮した位置に設置する。

これらの考慮事項を踏まえた上で、「①原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置」、又は「②原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外」に設置することで、適切な離隔を有する設計とする。

原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口の接続箇所を表1及び図1から図3に示す。

表1 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口（1/2）

接続口	接続箇所	共通要因故障防止に対する適合方針*	使用用途	接続設備	接続方式	備考
可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口	原子炉建屋 東（建屋内）	全ての共通要因：②	代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給【47条、56条】	可搬型大型送水ポンプ車	結合金具接続	—
可搬型大型送水ポンプ車 33m接続口	原子炉補助建屋 西（建屋内）				結合金具接続	
可搬型大型送水ポンプ車 原子炉補機冷却水東側接続口	原子炉建屋 東	竜巻：② 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム：② 上記以外の共通要因：①又は②	原子炉補機冷却水系統水（代替補機冷却水却、格納容器内自然対流冷却、可搬型格納容器水素濃度測定）【47条、48条、49条、50条、52条、56条】	可搬型大型送水ポンプ車	結合金具接続	—
可搬型大型送水ポンプ車 原子炉補機冷却水南側接続口	原子炉補助建屋 南				結合金具接続	
可搬型大型送水ポンプ車 原子炉補機冷却水屋内接続口	原子炉補助建屋 西（建屋内）				結合金具接続	

※①原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。

②原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を設置する。

表 1 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (2/2)

接続口	接続箇所	共通要因故障防止に対する適合方針*	使用用途	接続設備	接続方式	備考
A - 可搬型代替 電源接続盤	原子炉建屋 東	全ての共通要因 : ①	可搬型代替交流電源 設備【57 条】	可搬型代替 電源車	ボルト・ネジ 接続	ボルト・ネジ 接続
B - 可搬型代替 電源接続盤	原子炉補助建屋 西				ボルト・ネジ 接続	—
可搬型直流電源 接続盤 1	原子炉補助建屋 北	全ての共通要因 : ①	可搬型代替直流電源 設備【57 条】	可搬型直流 電源用発電機	ボルト・ネジ 接続	ボルト・ネジ 接続
可搬型直流電源 接続盤 2	原子炉建屋 東			電源用発電機	ボルト・ネジ 接続	—

※①原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。

②原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を設置する。

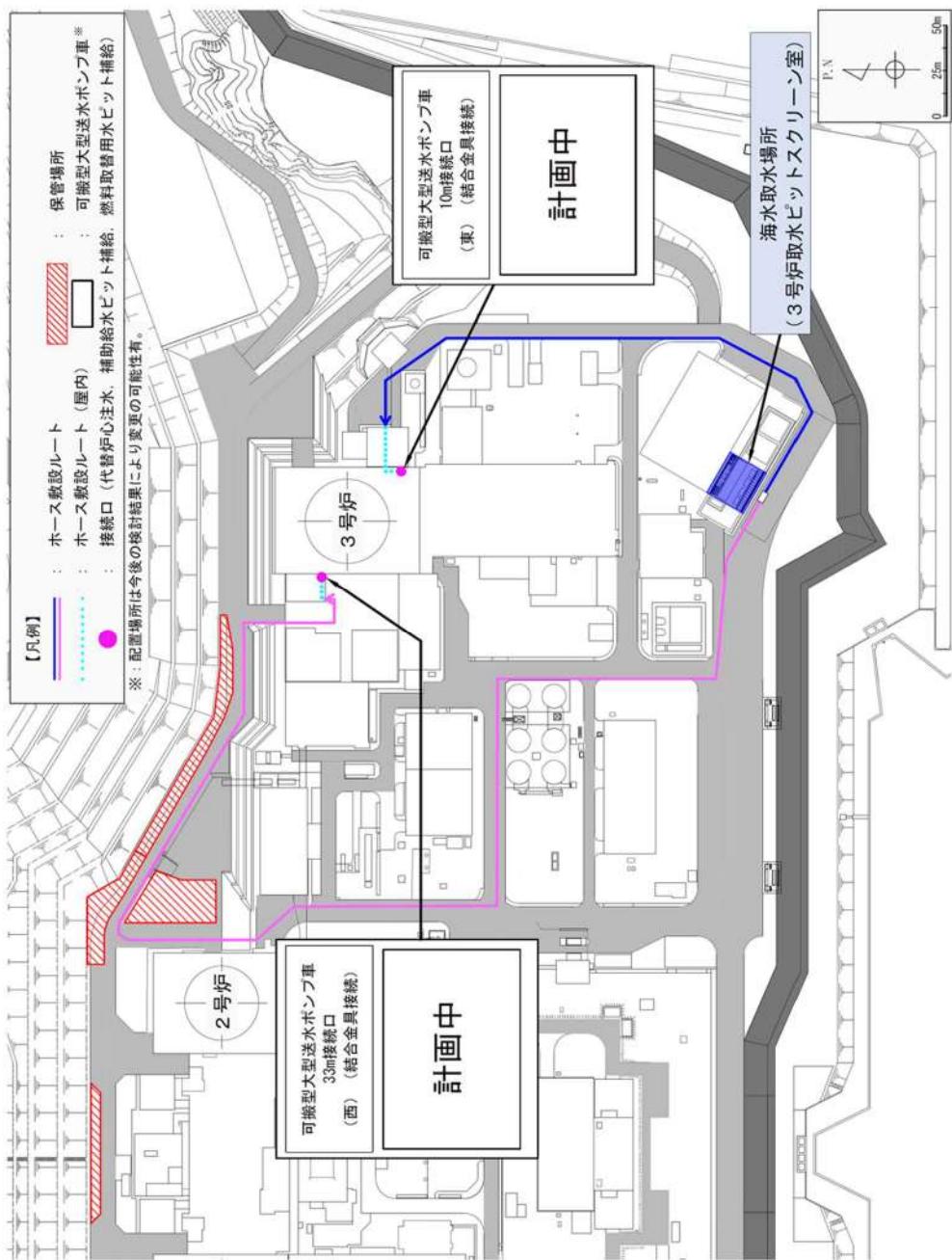


図1 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口  
(代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給)

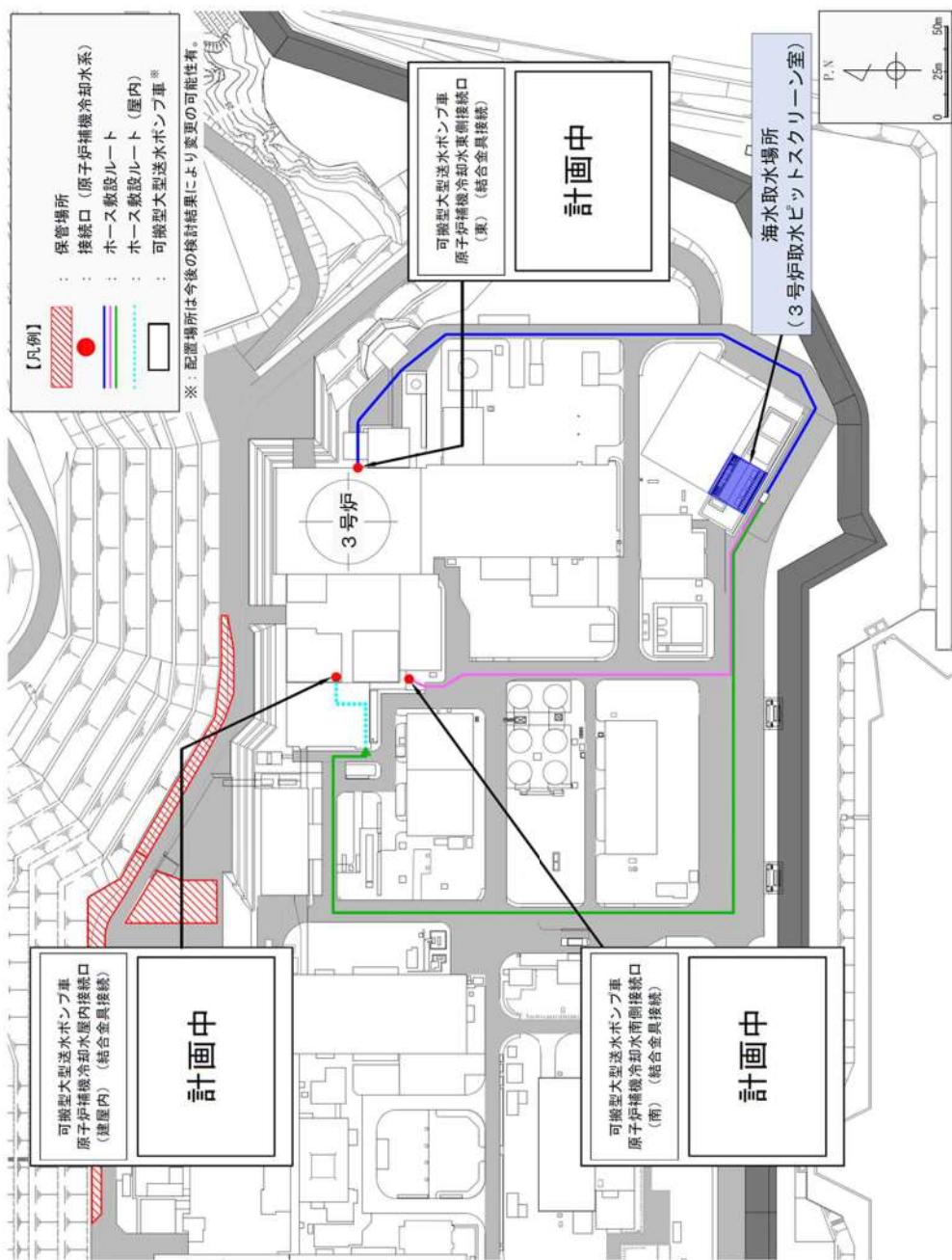


図2 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口  
(原子炉補機冷却水系通水(代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却、可搬型格納容器水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視))

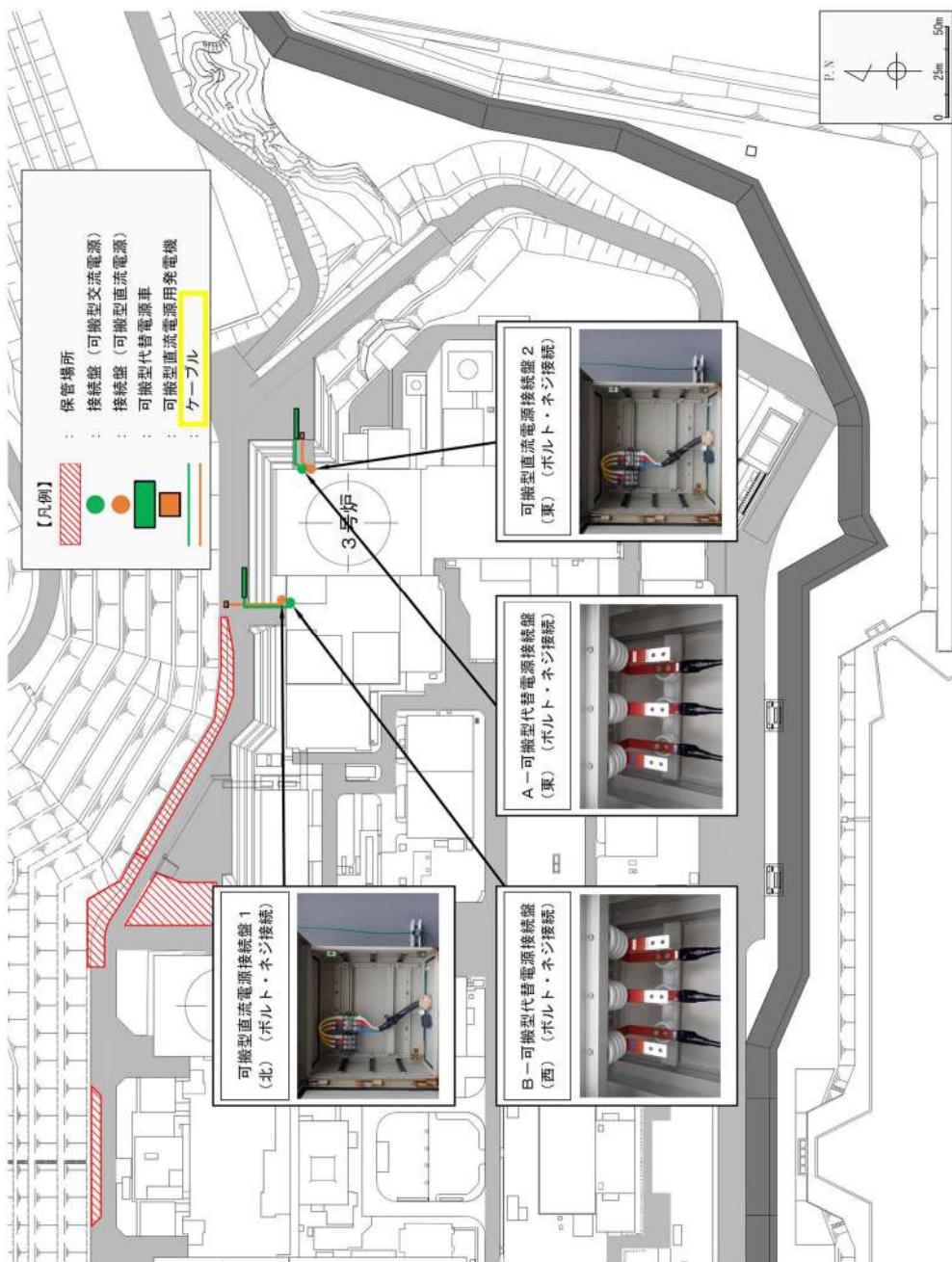


図3 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口  
(可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備)

### (3) 共通要因の影響評価

「(1) 想定する共通要因」で選定した事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を表2に示す。表2のとおり、想定する共通要因に対し接続口の機能は維持される。

表2 想定する共通要因に対する影響評価結果（1/2）

項目	評価結果	
環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	
地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	
自然現象	地震	接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。
	津波	接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。
	洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。
	風（台風）	接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。
	竜巻	接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。
	凍結	接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。
	降水	接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。
	積雪	接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。
	落雷	・可搬型ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブルの接続盤は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。
	地滑り	接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。
	火山の影響	接続口は降下火砕物の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。
	生物学的事象	接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。
人為事象	高潮	接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。
	森林火災	接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。
	外部火災 爆発 近隣工場等の火災	

表2 想定する共通要因に対する影響評価結果（2/2）

人為事象	飛来物（航空機落下）	接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $2.3 \times 10^{-8}$ 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である $10^{-7}$ 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。
	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。
	有毒ガス	有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。
	船舶の衝突	接続口が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。
	電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。</li> <li>・ケーブルの接続盤は鋼製筐体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。</li> </ul>
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制の整備について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III. テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）
	溢水	接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。
	火災	接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。

共－6 竜巻影響を考慮した保管場所

## 目次

	頁
1. 概要 .....	共 6-1
2. 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する基本方針 .....	共 6-2
3. 竜巻防護に関する設計方針の考え方 .....	共 6-3
4. 竜巻影響を考慮した設計方針 .....	共 6-4
5. 位置的分散による機能維持設計 .....	共 6-7
6. 悪影響防止のための固縛設計 .....	共 6-30

## 1. 概要

本資料は、屋外に設置又は保管する重大事故等対処設備（以下、屋外重大事故等対処設備という）の竜巻防護について、位置的分散による機能維持設計及び悪影響防止のための固縛設計に関する設計方針について説明するものである。

## 2. 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する基本方針

竜巻による影響により、屋外に設置又は保管する重大事故等対処設備は、竜巻による影響を受けた場合にあっても重大事故等に対処するための機能を損なうことがないよう設計する。

具体的には、竜巻の特性を踏まえ、以下の設計方針とする。

竜巻は、重大事故等対処設備に影響を与える共通要因であり、竜巻以外の自然現象による共通要因と比較し、竜巻による影響は局所的である特徴がある。このため竜巻による影響により、屋外重大事故等対処設備が重大事故等に対処するための機能を同時に損なわぬよう位置的分散を図って保管することにより機能維持を図る設計方針とする。

また、竜巻影響を受けた屋外重大事故等対処設備が飛来物化し、他の設備に悪影響を及ぼさないよう固縛する設計とする。これら竜巻の特徴を考慮した設計方針の考え方については、3. 項に記載する。

位置的分散を図って共通要因故障を防止する設計方針については、許可基準43条（重大事故等対処設備）の要求事項のうち、共通要因故障防止に関する要求事項である2項3号、3項5号、7号の要求事項を満足する設計方針とする。

また、竜巻による影響により飛来物化することを防止する悪影響防止を目的とした固縛についての設計方針は、悪影響防止の1項5号の要求事項を満足する設計方針とする。

許可基準43条のうち上記条項の設計方針は、4. 項に記載する。

屋外重大事故等対処設備の竜巻防護の設計方針に基づいた具体的な位置的分散については5. 項、悪影響防止のための固縛については6. 項に記載する。

また、屋外重大事故等対処設備以外の竜巻防護設計については、添付2に記載する。

### 3. 竜巻防護に関する設計方針の考え方

4 項に示す竜巻防護についての設計方針は、竜巻の特性を踏まえ、位置的分散による機能維持及び飛来物化による悪影響を防止するため、次の考え方により設定する。

#### 3.1 機能維持のために位置的分散を採用する考え方

竜巻による影響は、地震等による影響に対し局所的なハザードであり、竜巻通過部の影響は大きいが、最大風速半径よりも外側では離隔距離に応じ竜巻影響は減衰する特徴がある。敷地内全体に対し局所的な影響となる竜巻による影響についても、同時機能喪失を防止することで重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するよう、できる限り位置的分散を図って保管することとする。

また、竜巻以外の共通要因による機能喪失を防止するよう、それぞれのハザードの特性を考慮して必要な防護措置を取る必要があり、局所的な影響となる航空機落下、周辺構造物又は保管物などからの悪影響を考慮すると、同時機能喪失を防止するため、同一箇所に保管するのではなく、分散して保管することにより同時に影響を受けることを防止することができる。位置的分散を図った配置設計においては、竜巻影響を考慮した分散以外にも、その他共通要因故障を防止するための対策、高台に保管（津波）、耐震地盤に保管（地震）、建屋からの離隔（テロ等）などを含め共通要因故障防止としての考慮事項を総合的に判断し、配置設計を行う。

#### 3.2 悪影響防止のための固縛方式の考え方

竜巻による影響として、直接被害を受け機能喪失した設備が飛散・横滑りすることで、他設備への悪影響要因となることを防止する必要があり、位置的分散を図り保管したうえで、飛来物化することを防止し、位置的分散を図っている他設備へ影響を及ぼさないよう飛散防止固縛を行う必要がある。

代替非常用発電機を除く屋外重大事故等対処設備は、可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故等の収束のための機能を確立するためには、必要箇所への運搬移動・配置を行う必要があり、必要時の即応性を確保する必要がある。竜巻影響による風荷重を考慮し、飛散・転倒などによる機能喪失を防止するため、滑動しないよう固縛・固定とした場合には、可搬型重大事故等対処設備の即応性への影響があり、泊発電所の自然環境として冬期間の積雪・寒冷状態も含めると固縛装置取り外しの操作性が低下することも考えられる。

また、動的機器を積載した状態にて保管する設備が多数あり、地盤との完全固定をした場合には、地震加震力の入力点となり、滑動が期待できる保管状態より地震荷重の観点では厳しい保管状態となる。

これらは、総合的に重大事故等時の確実な操作性を低下させることとなり、できるだけ操作性を犠牲にせず竜巻影響を考慮した固縛方法として、固縛対象とする設備に応じ、地震影響に対し悪影響のない飛散防止固縛の設計を行う。

#### 4. 竜巻影響を考慮した設計方針

##### 4.1 竜巻防護に関する重大事故等対処設備の設計方針（43条）

###### (1) 保管場所及び共通要因故障の防止（43条2項3号、3項5号、7号）

共通要因故障の要因である竜巻による影響を考慮し、屋外重大事故等対処設備（常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備）については、重大事故等に対処するための機能を全て同時に損なうことがないよう、次のとおりの位置的分散を図って保管する方針とする。

###### (同時機能喪失を図る設備)

常設重大事故等対処設備 ⇄ 設計基準事故対処設備

可搬型重大事故等対処設備 ⇄ 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備  
(設計方針)

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。

###### (2) 悪影響防止（43条1項5号）

竜巻影響を考慮した機能維持のための設計方針として、悪影響防止のための固縛により位置的分散を図って保管している他設備について機能維持する方針とすることから、屋外重大事故等対処設備の風荷重を考慮した悪影響防止についての方針を次のとおりとする。

###### (設計方針)

風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。

#### 4.2 重大事故等対処設備の設計方針のうち位置的分散に関する方針（43条3項7号）

竜巻影響に対する設計方針は、位置的分散及び悪影響防止のための固縛により必要な機能を維持する設計とするが、屋外重大事故等対処設備の共通要因故障防止に関する設計方針として、可搬型重大事故等対処設備については、飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、次のとおり建屋からの離隔を確保して保管する。

竜巻影響に対する位置的分散を図った設計については、飛来物他の影響を考慮した位置的分散も合わせて考慮した配置設計とする必要がある。

##### （同時機能喪失を図る設備）

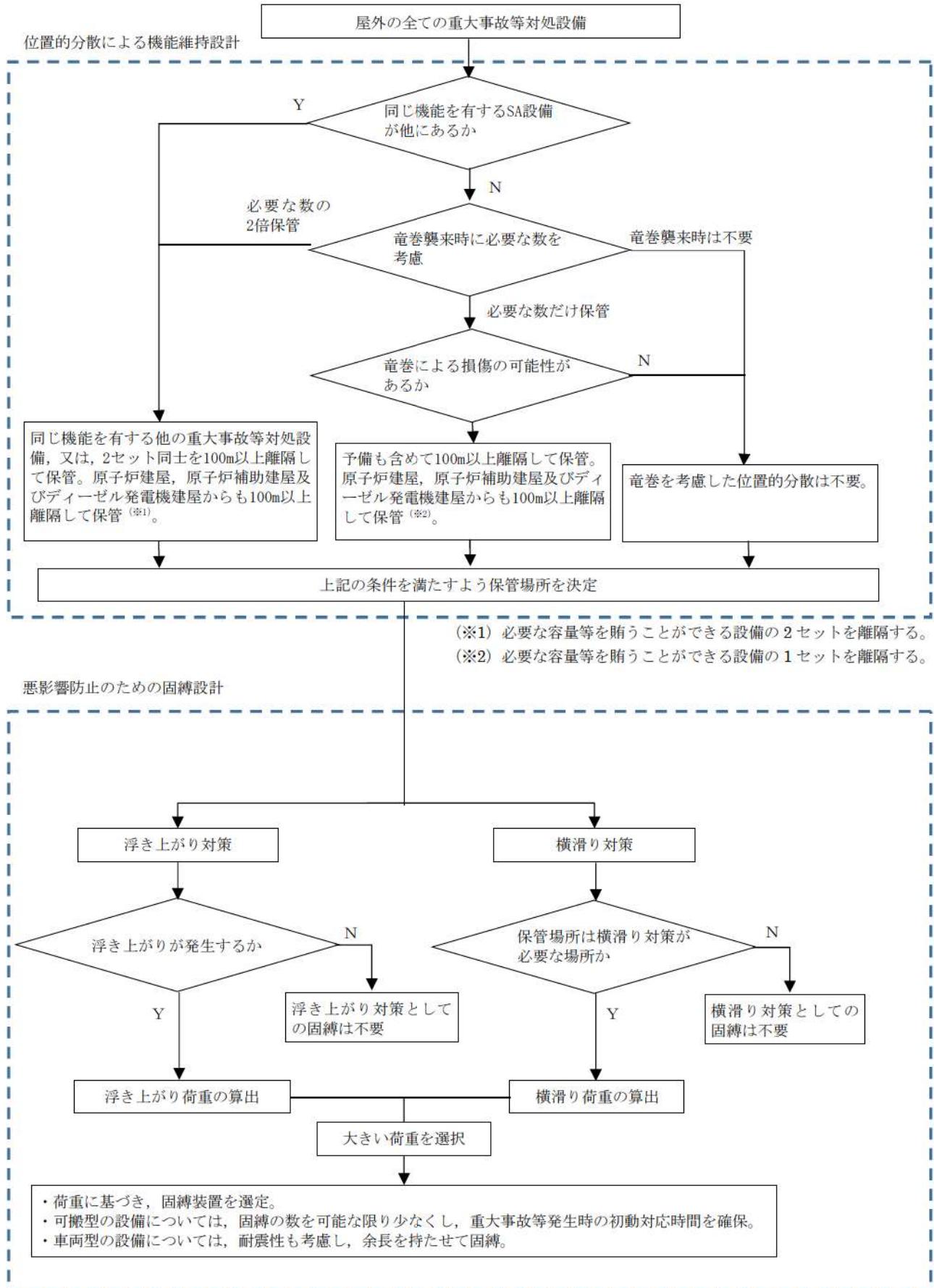
可搬型重大事故等対処設備 ⇔ 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備（設計方針）

屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。

また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。

4.1項の設計方針に基づく竜巻防護に関する設計方針のフローについて、第4-1図に示す。

また、屋外重大事故等対処設備の位置的分散について5.項 及び 固縛設計について6.項に記載する。なお、これらは、設計進捗により変更となることがある。



第4-1図 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する設計方針のフロー

## 5. 位置的分散による機能維持設計

### 5.1 位置的分散による機能維持の設計方針

位置的分散による機能維持設計においては、「3. 竜巻防護に関する設計方針の考え方」及び「4.1 竜巻防護に関する重大事故等対処設備の設計方針」に基づき、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。

#### (1) 同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にある設備

同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にある屋外重大事故等対処設備については、同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む）を防護するか、又は同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む）と100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能を喪失することがない設計とする。なお、バックアップは、機能維持をはかるための設計を踏まえ、位置的分散を考慮した保管場所を定めて保管する。

#### (2) 同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの設備

同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの屋外重大事故等対処設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足するよう、バックアップも含めて分散させ、100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能を喪失することがない設計とする。

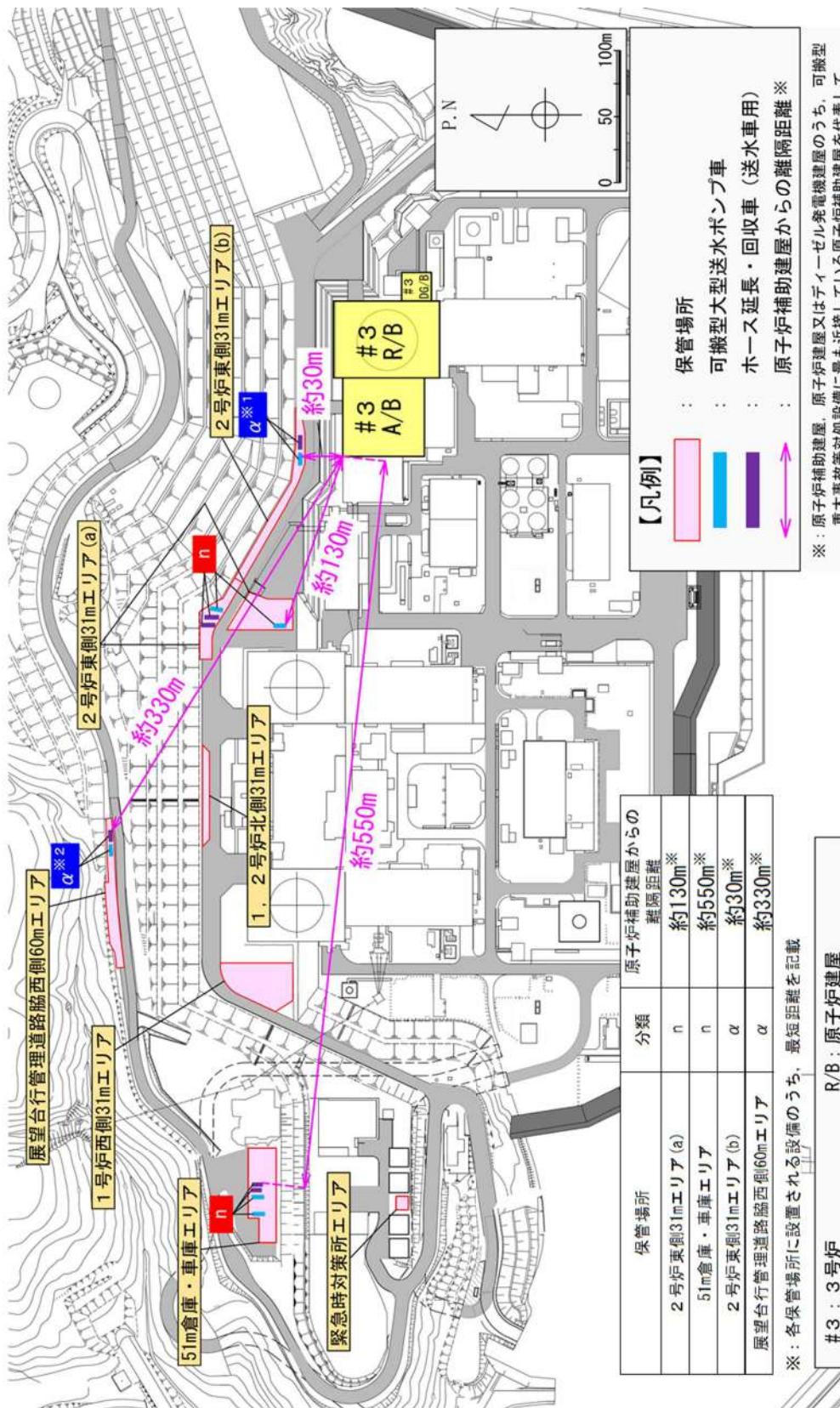
また、原子炉格納容器、使用済燃料ピット及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する<sup>(※1)</sup>ことにより、同じ機能を有する設備が同時に機能を喪失することがない設計とする。

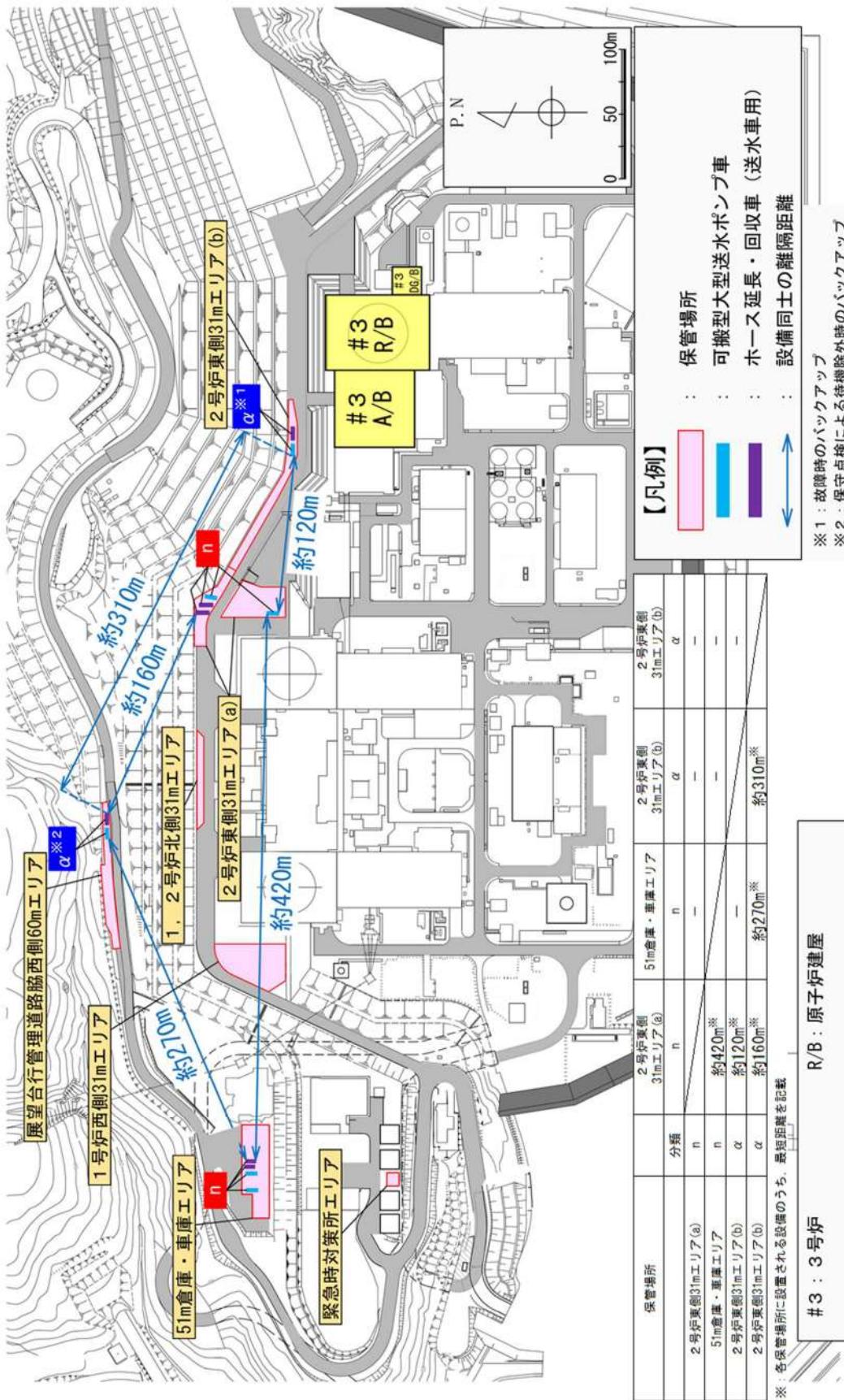
(※1) 重大事故等に対処するための機能を維持するため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備又は電源設備については2セット、それ以外は1セットについて離隔距離を確保して保管する。

なお、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。

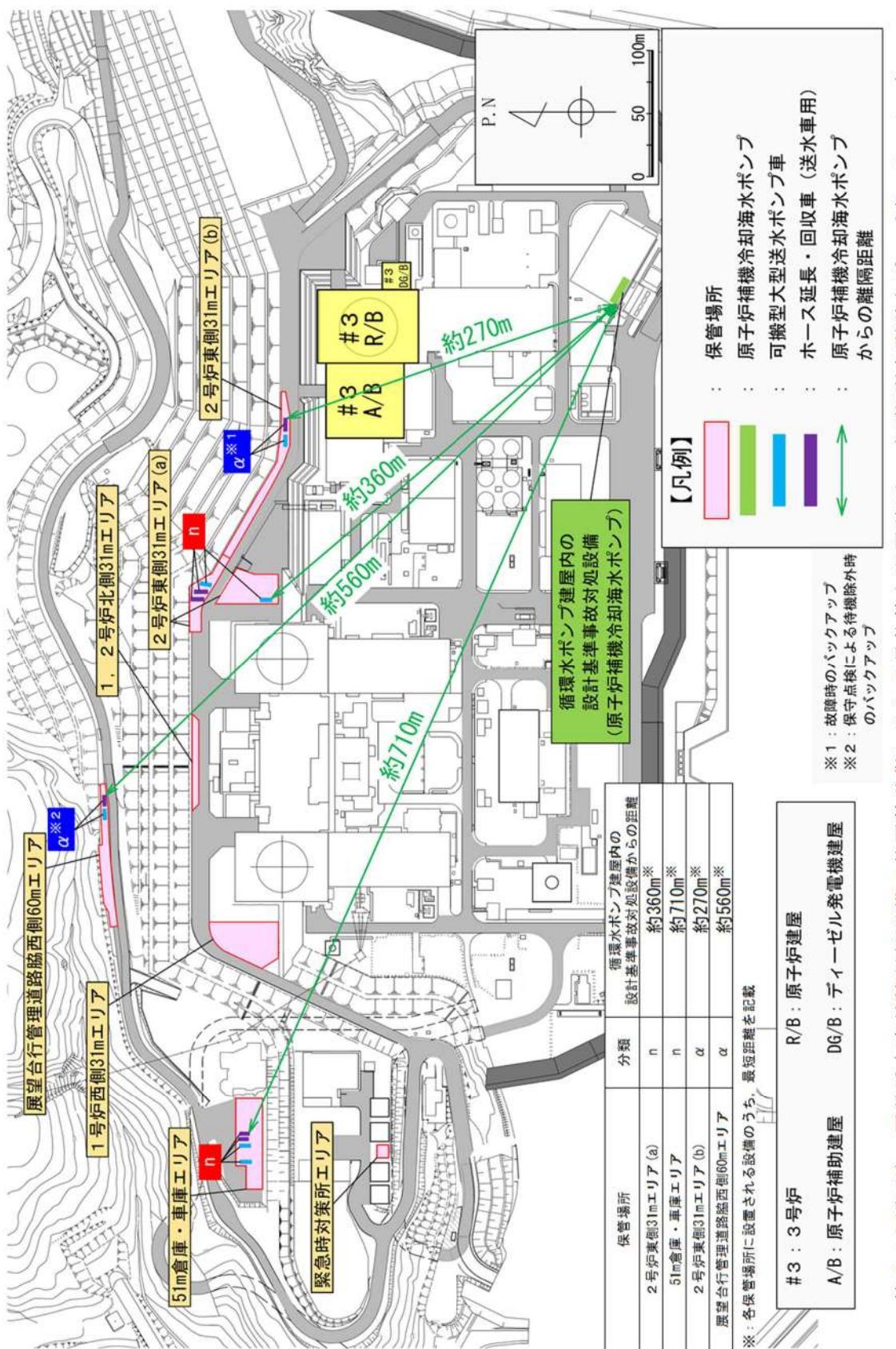
### 5.2 位置的分散による機能維持の設計方針に基づく屋外重大事故等対処設備の保管場所

「5.1 位置的分散による機能維持の設計方針」に基づき決定した屋外重大事故等対処設備の保管場所及びその位置的分散について第5-1～5-10図に示す。

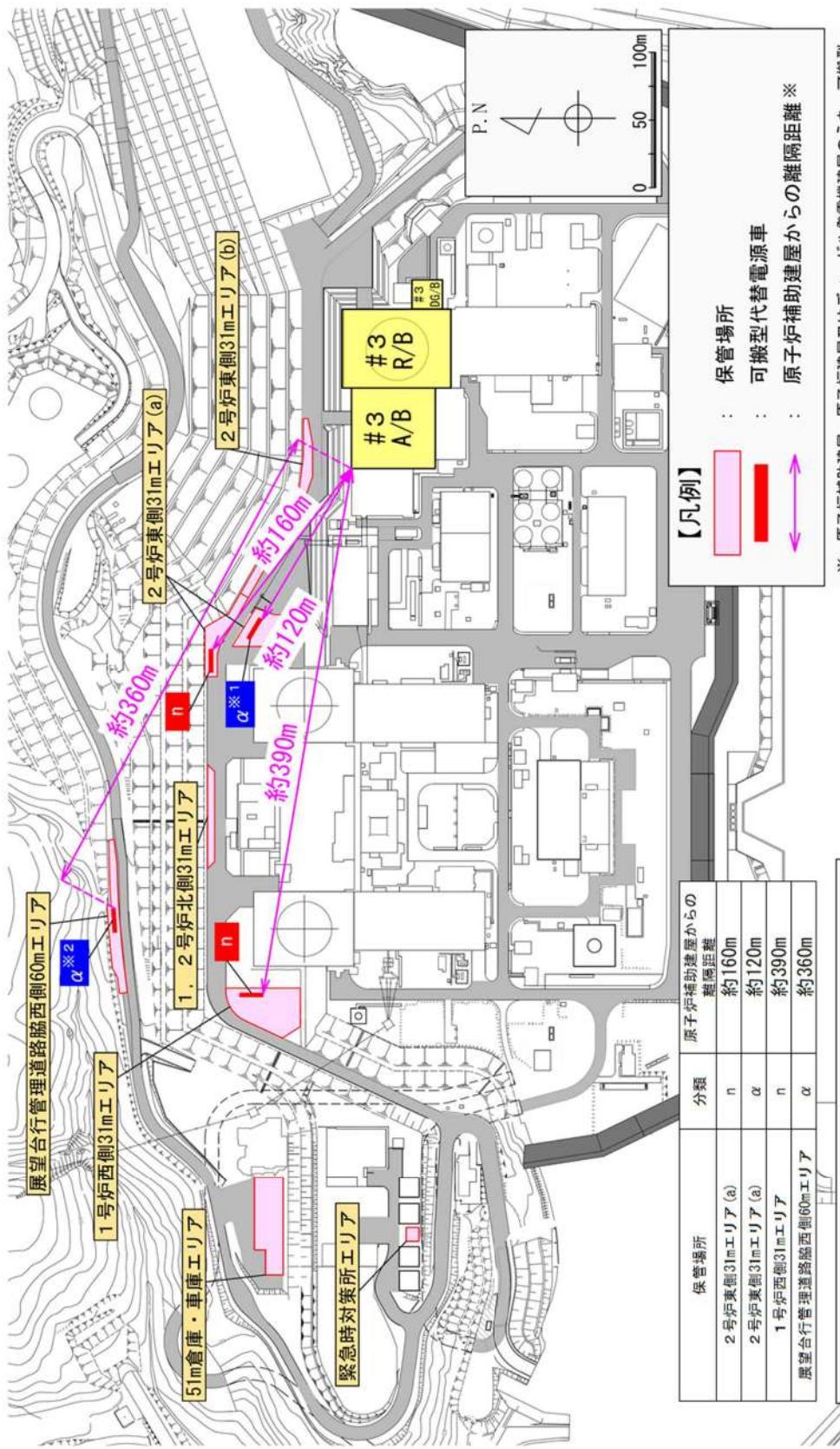




(可搬型大型送水ポンプ車 : 2 n + α)  
屋外重大事故等の位置的分散にかかる具体的な配置計画  
第5-1 図(2/3)



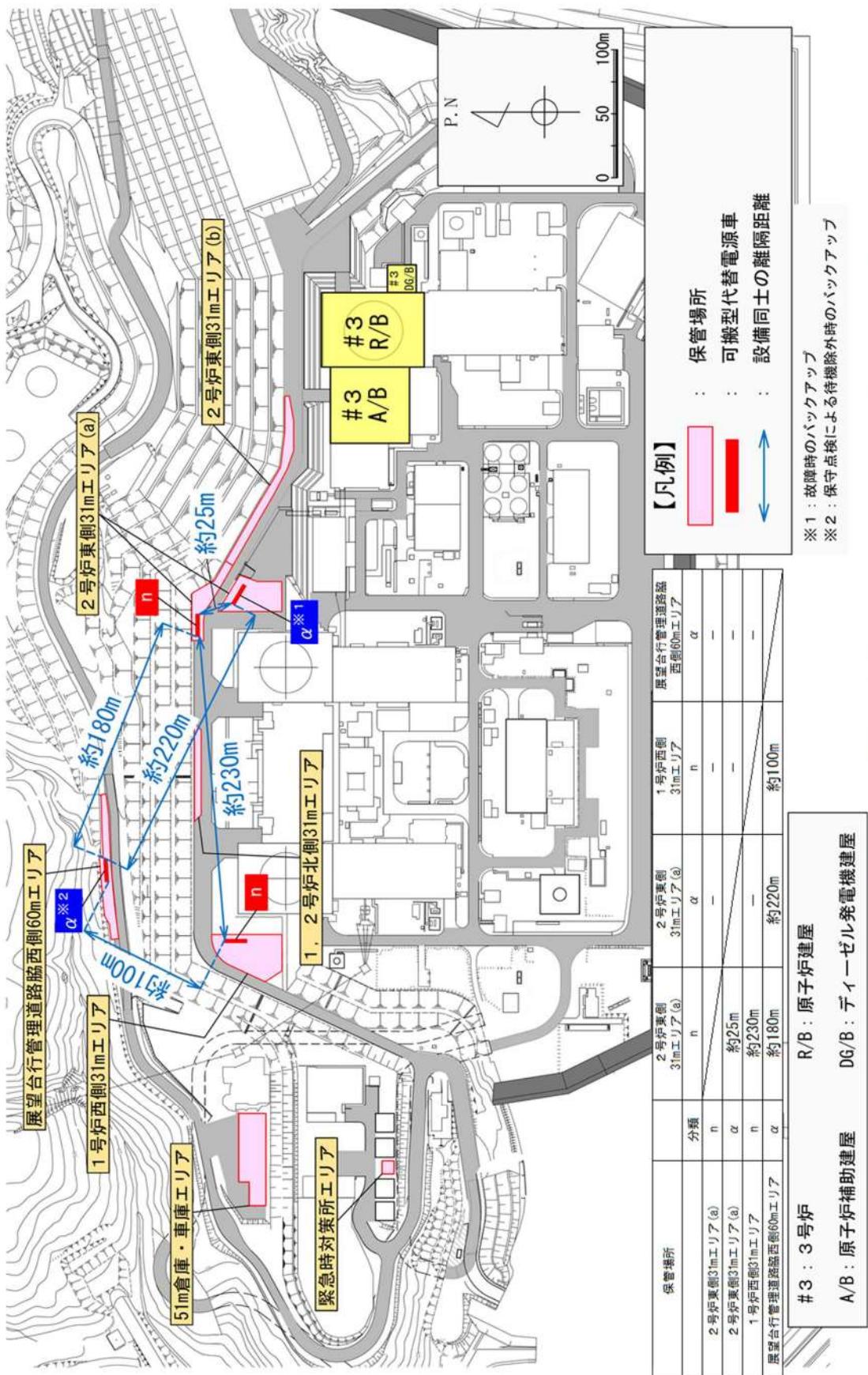
第5-1図(3/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型大型送水ポンプ車 : 2n + α)

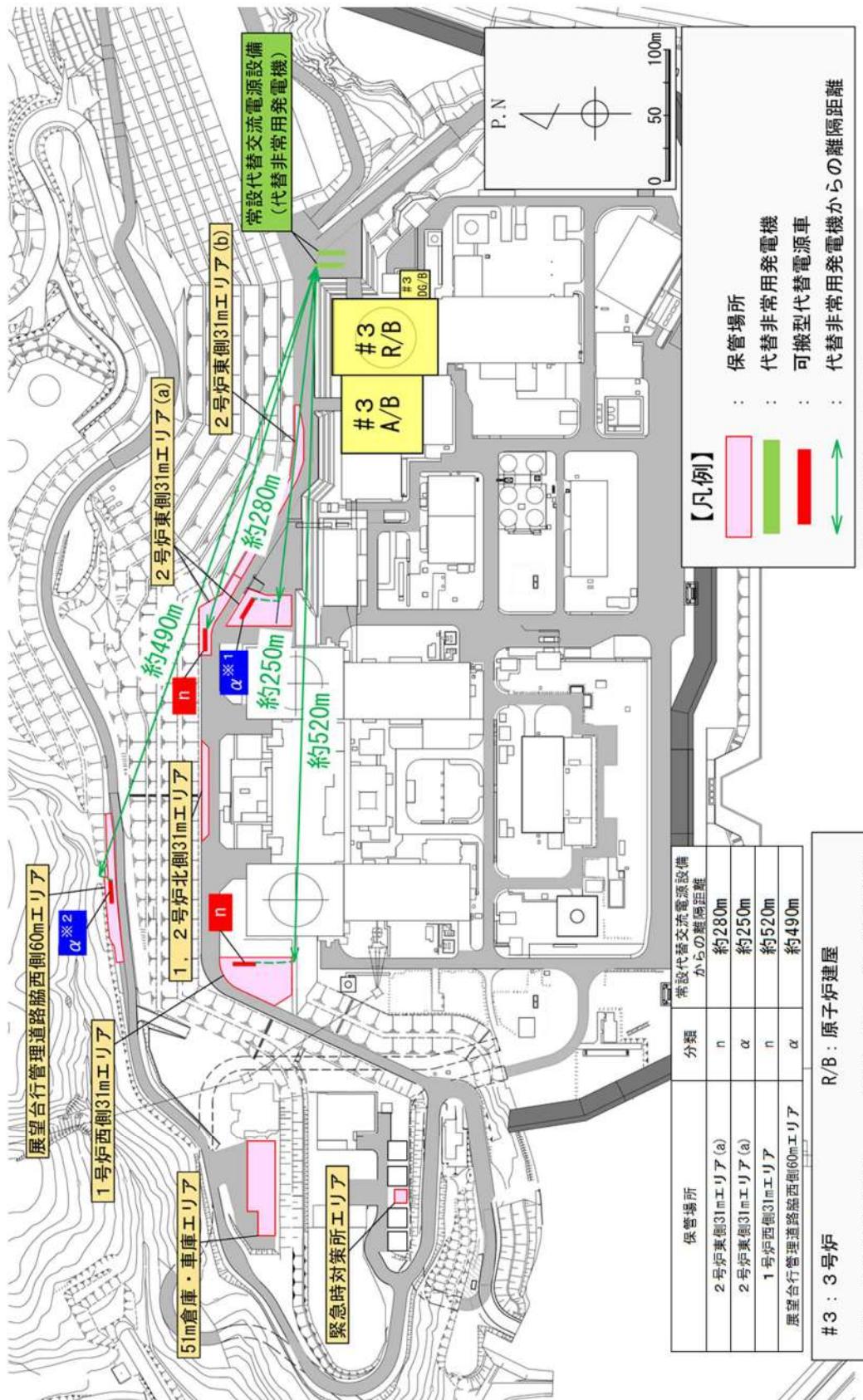


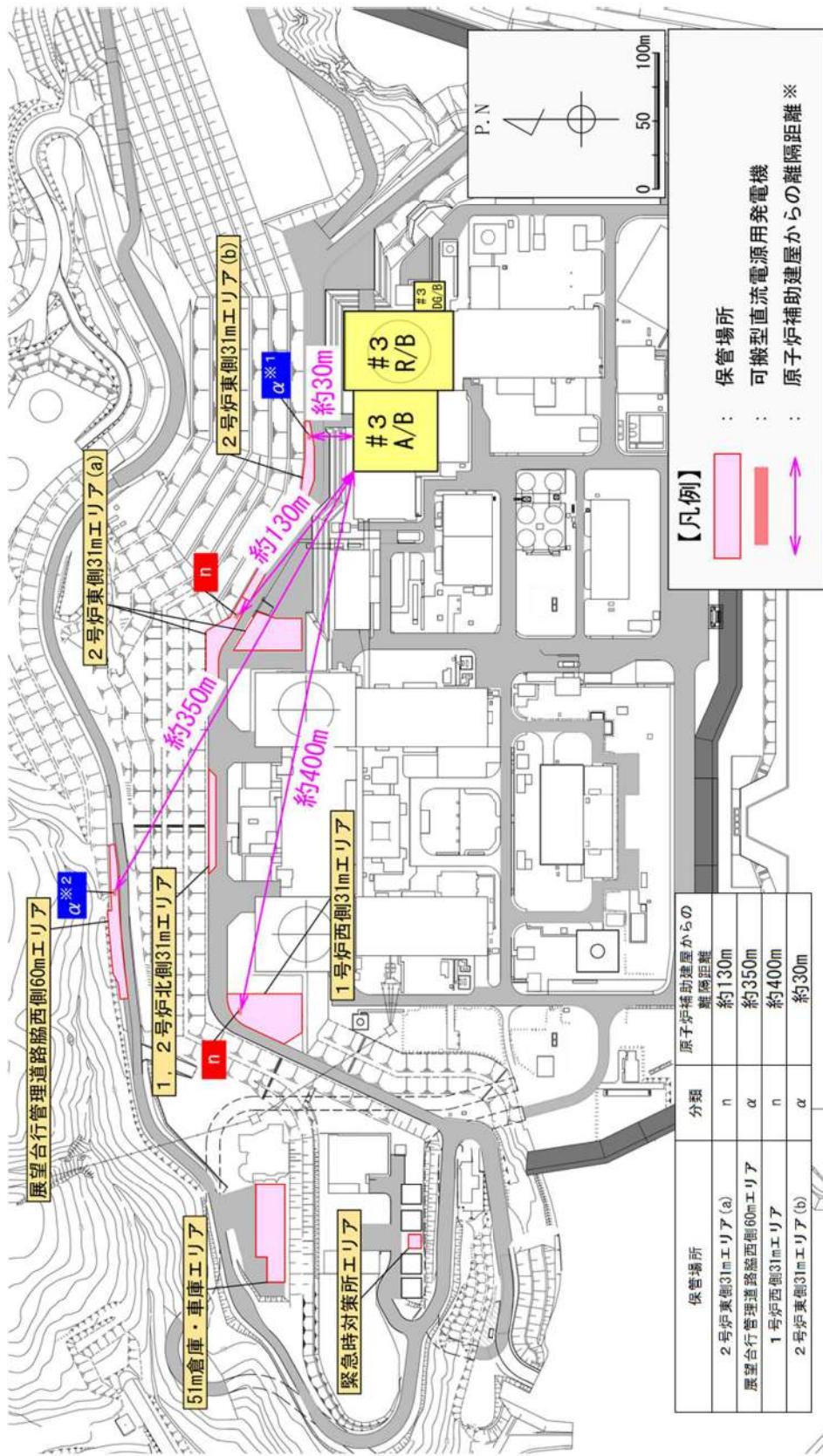
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離
2号炉東側31mエリア (a)	n	約160m
2号炉東側31mエリア (a)	α	約120m
1号炉北側31mエリア	n	約390m
展望台行管理道路脇西側60mエリア	α	約360m

#3 : 3号炉      R/B : 原子炉建屋  
A/B : 原子炉補助建屋      DG/B : ディーゼル発電機建屋

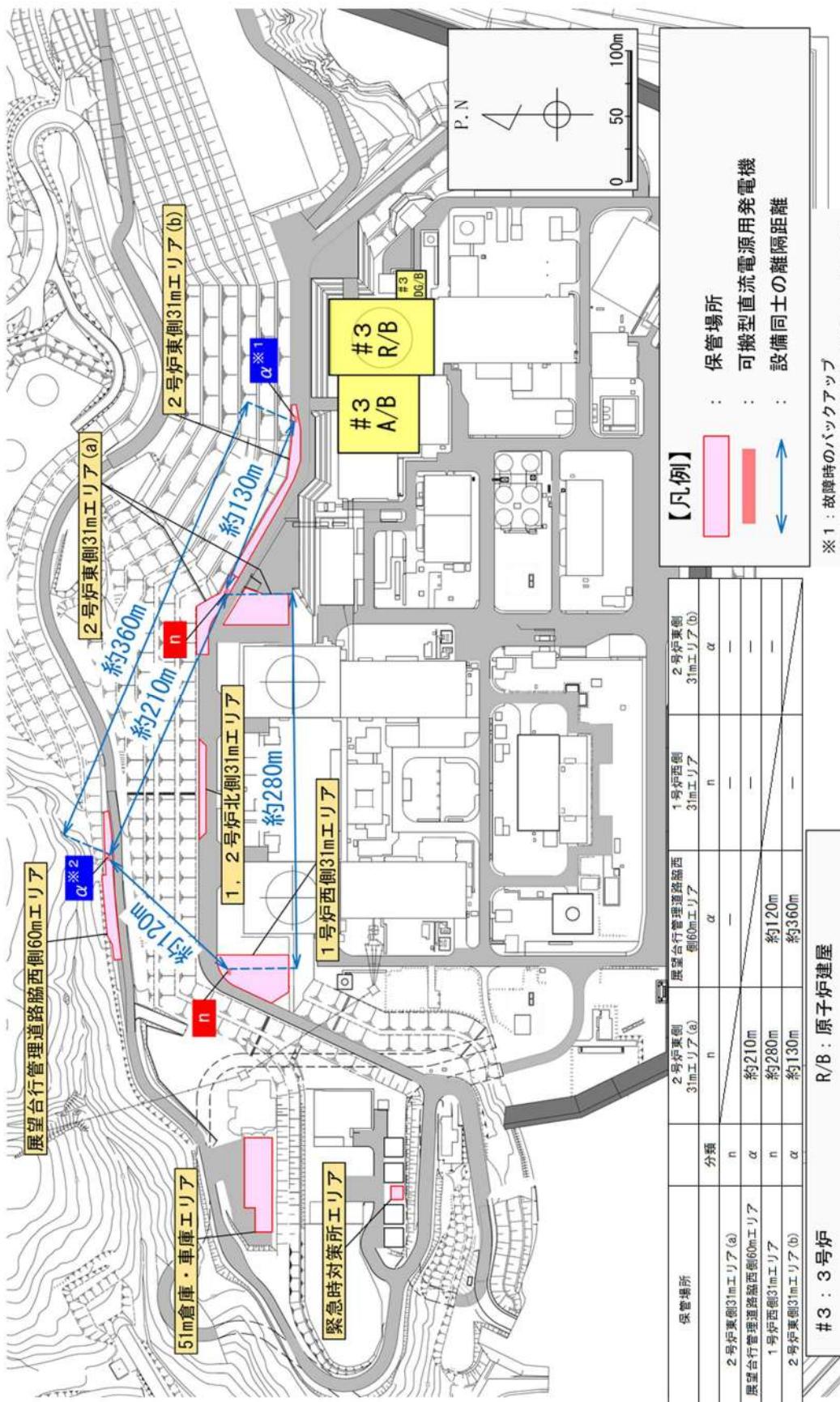
第 5-2 図 (1/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型代替電源車 : 2 n + α)



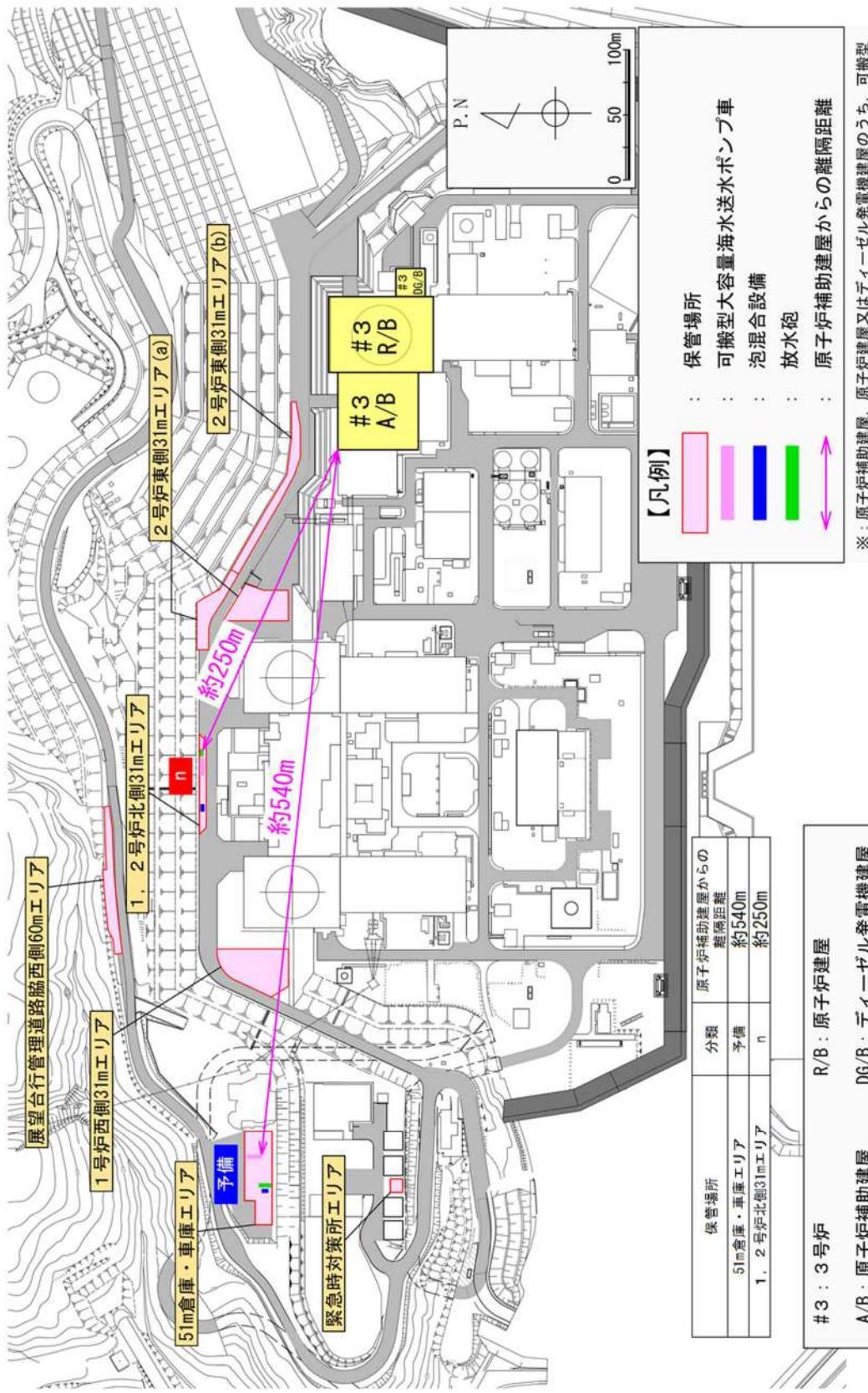




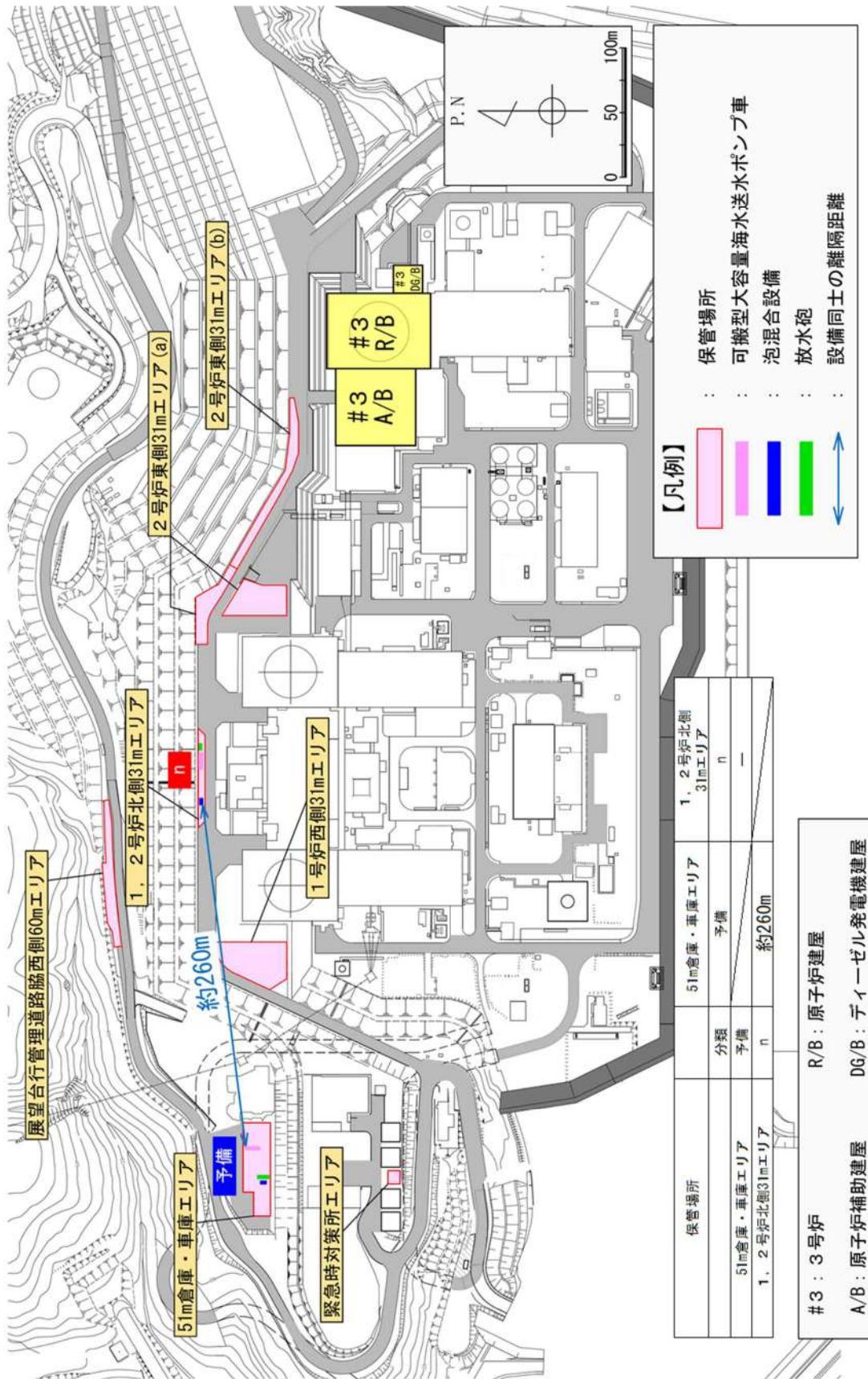
第 5-3 図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置の分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型直流電源用発電機 : 2 n +  $\alpha$ )



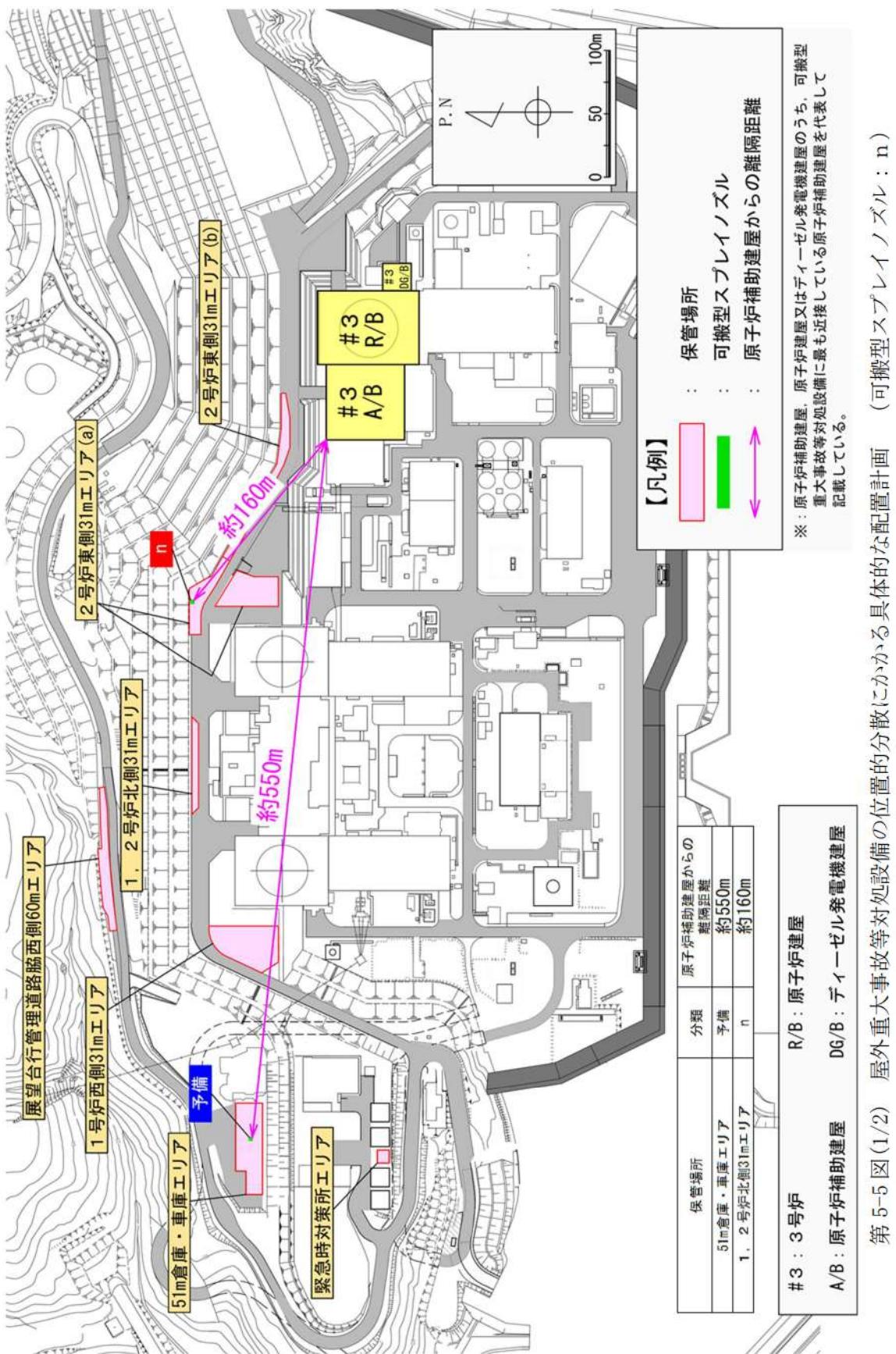
第 5-3 図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型直流電源用発電機 : 2 n + α)

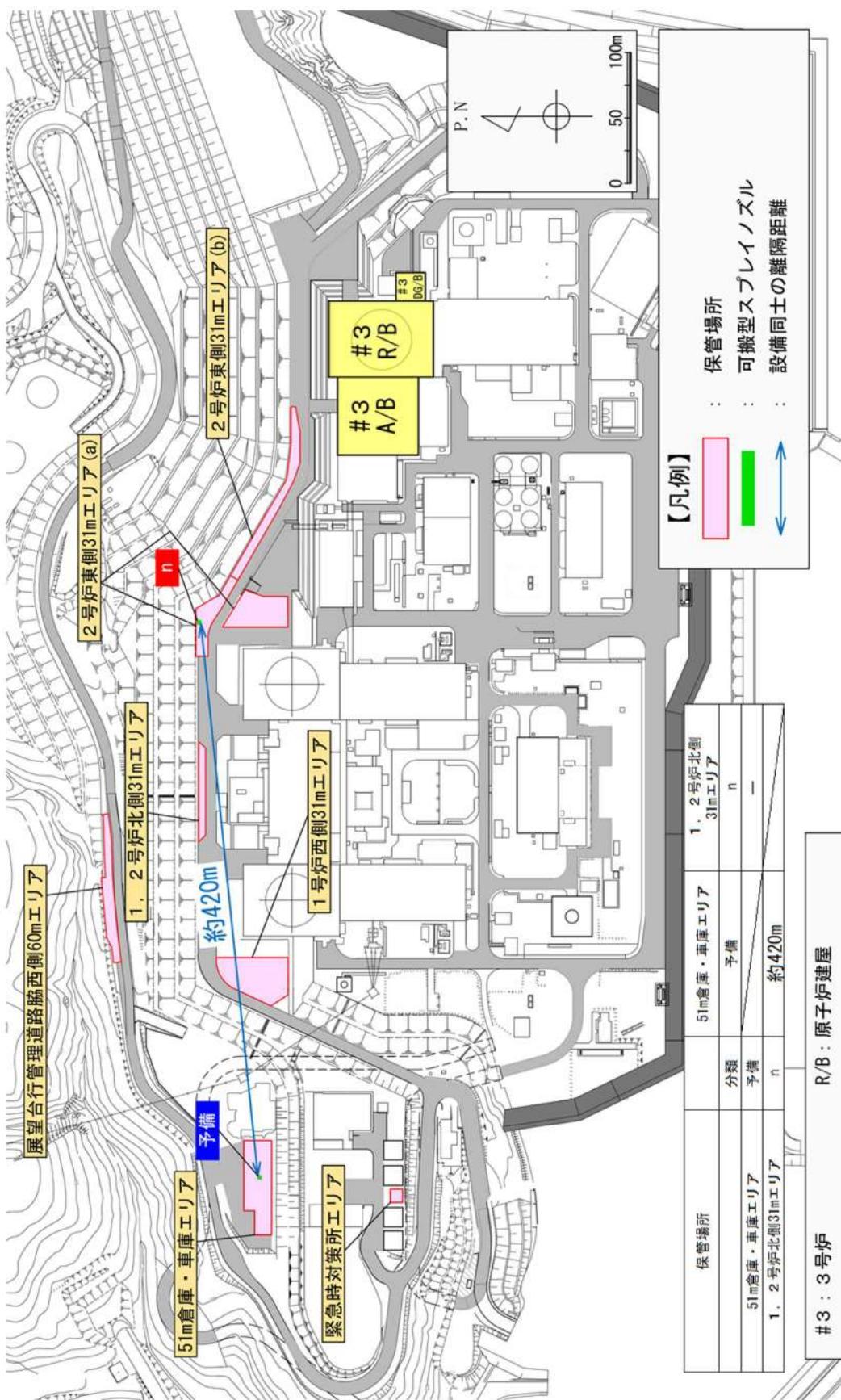


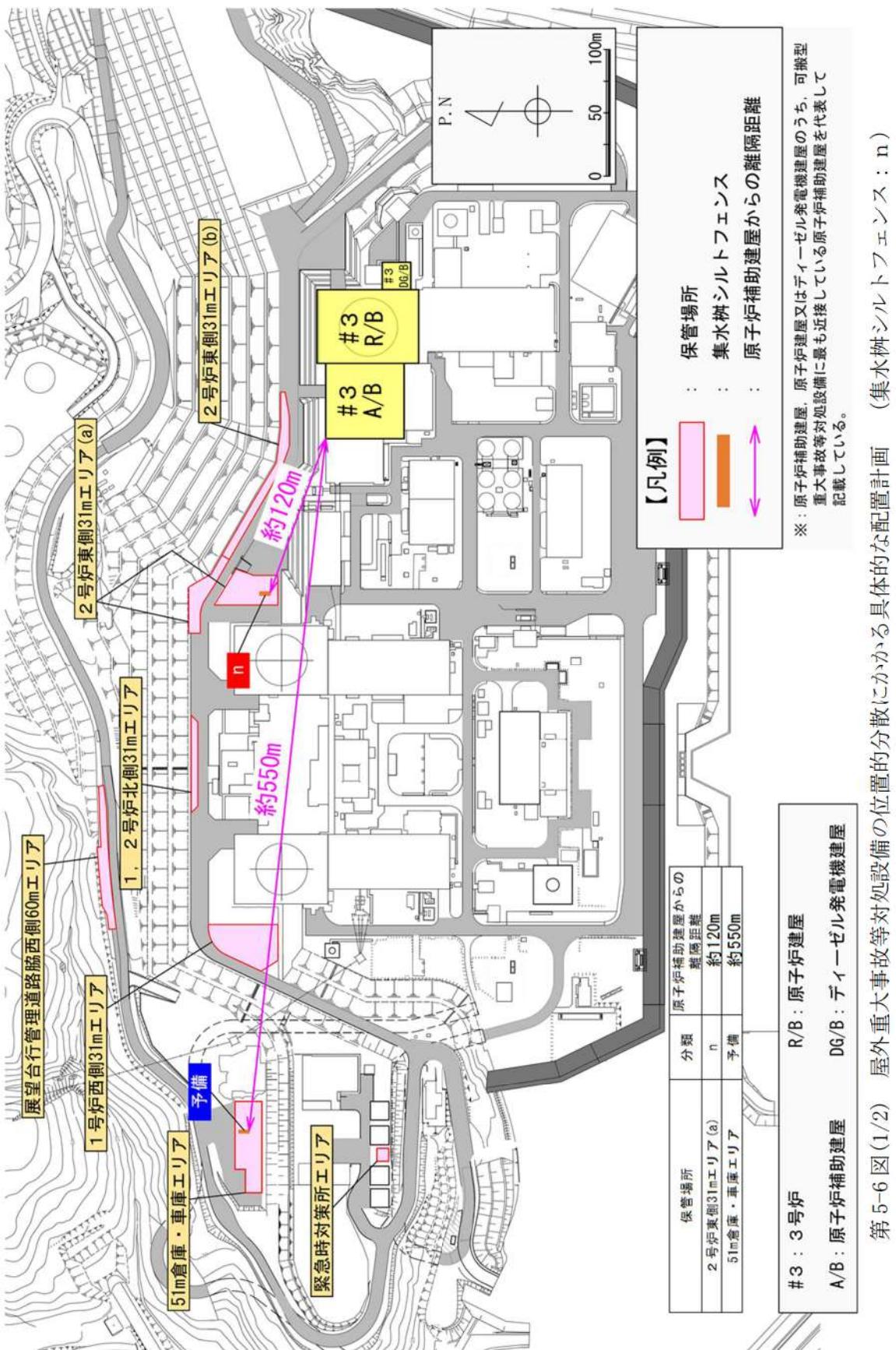
第 5-4 図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備 : n)

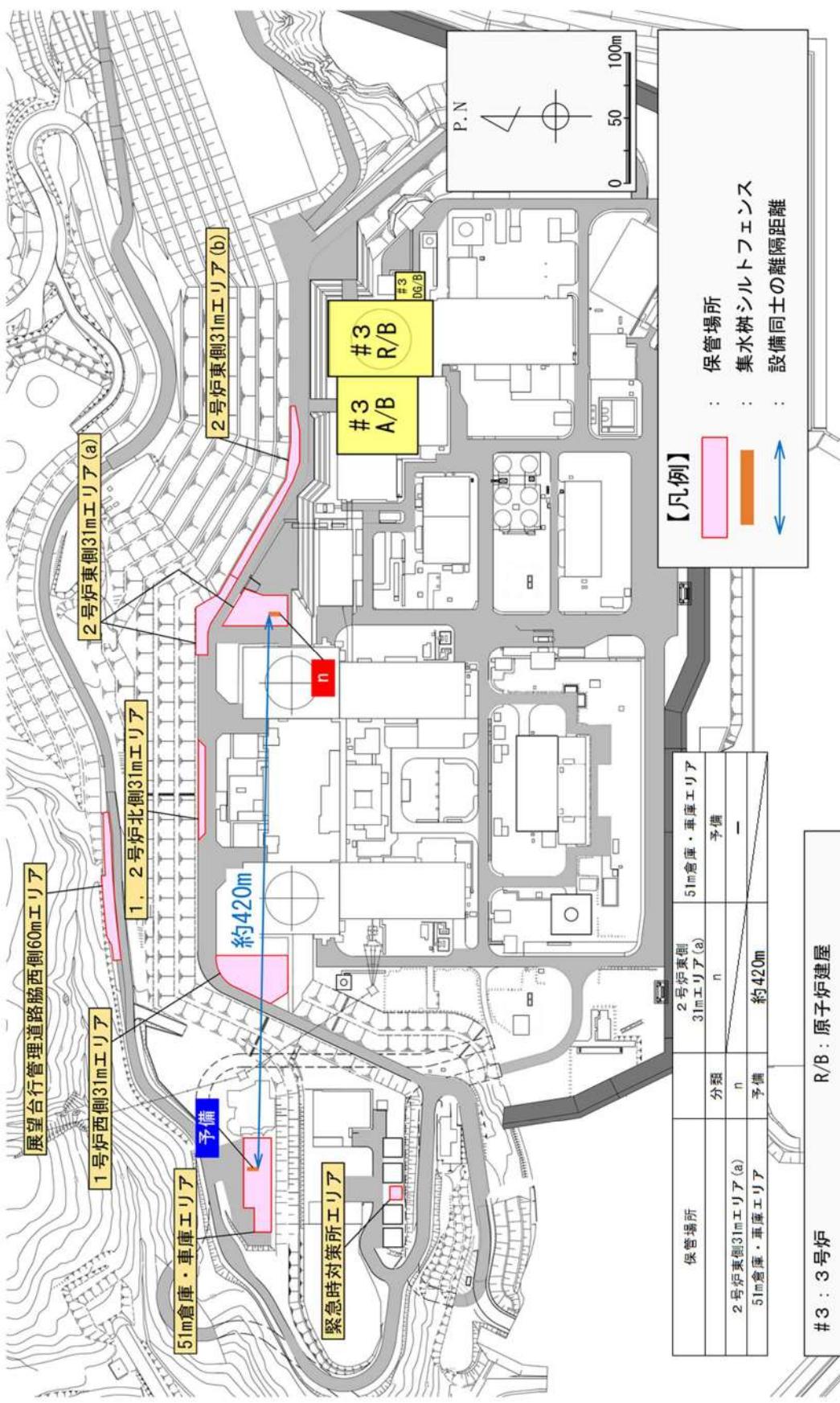


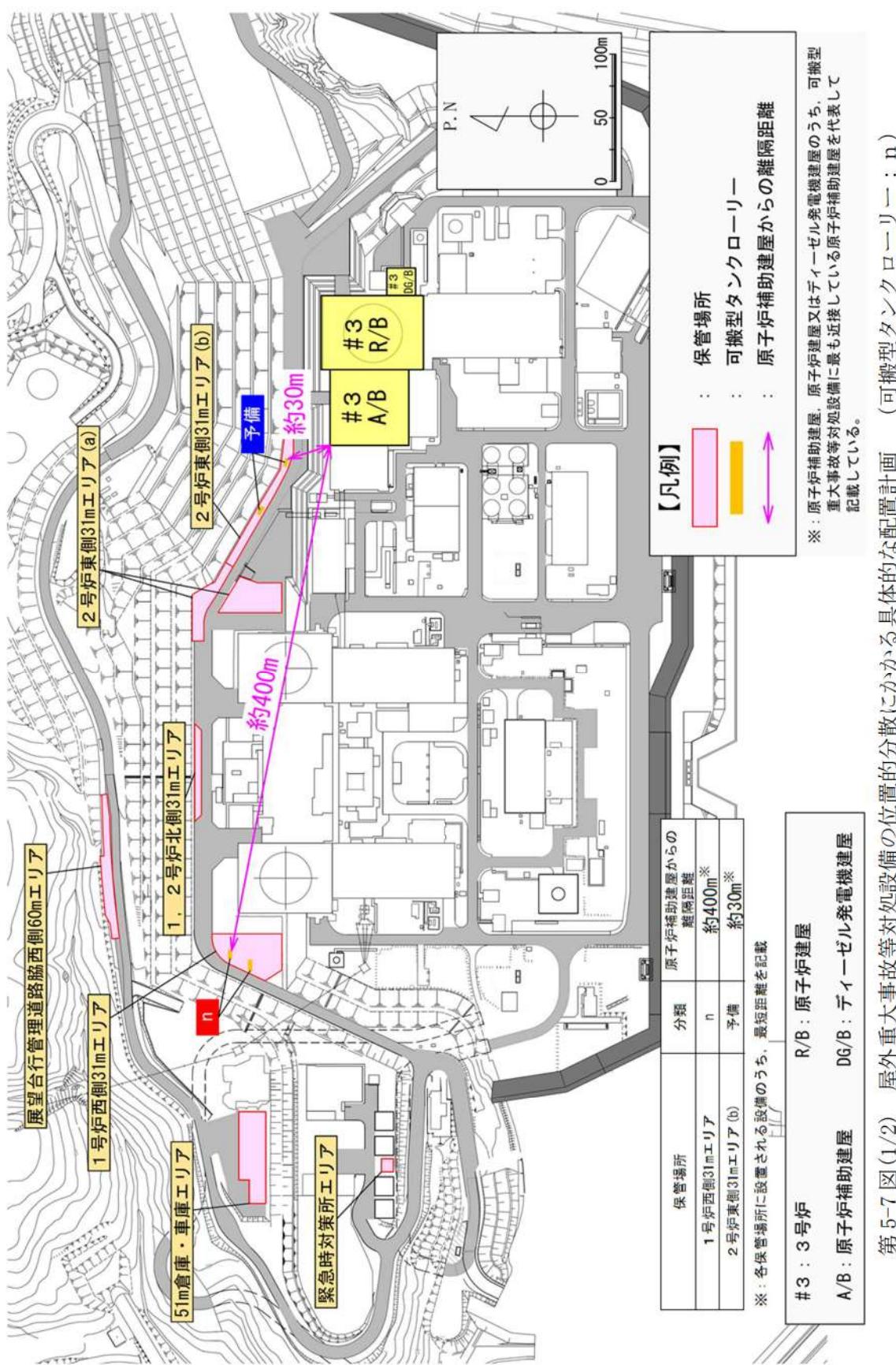
第5-4図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備 : n)

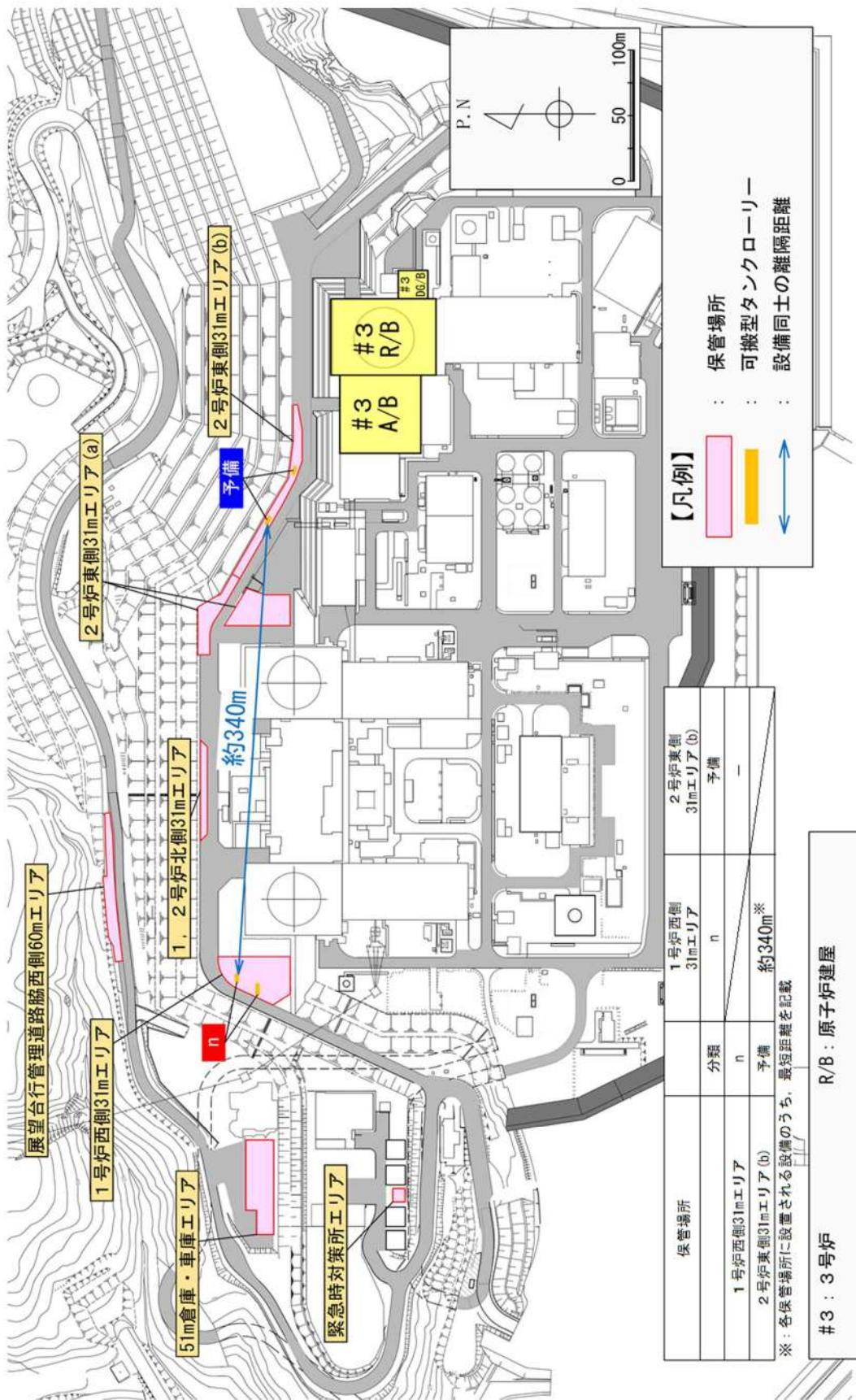




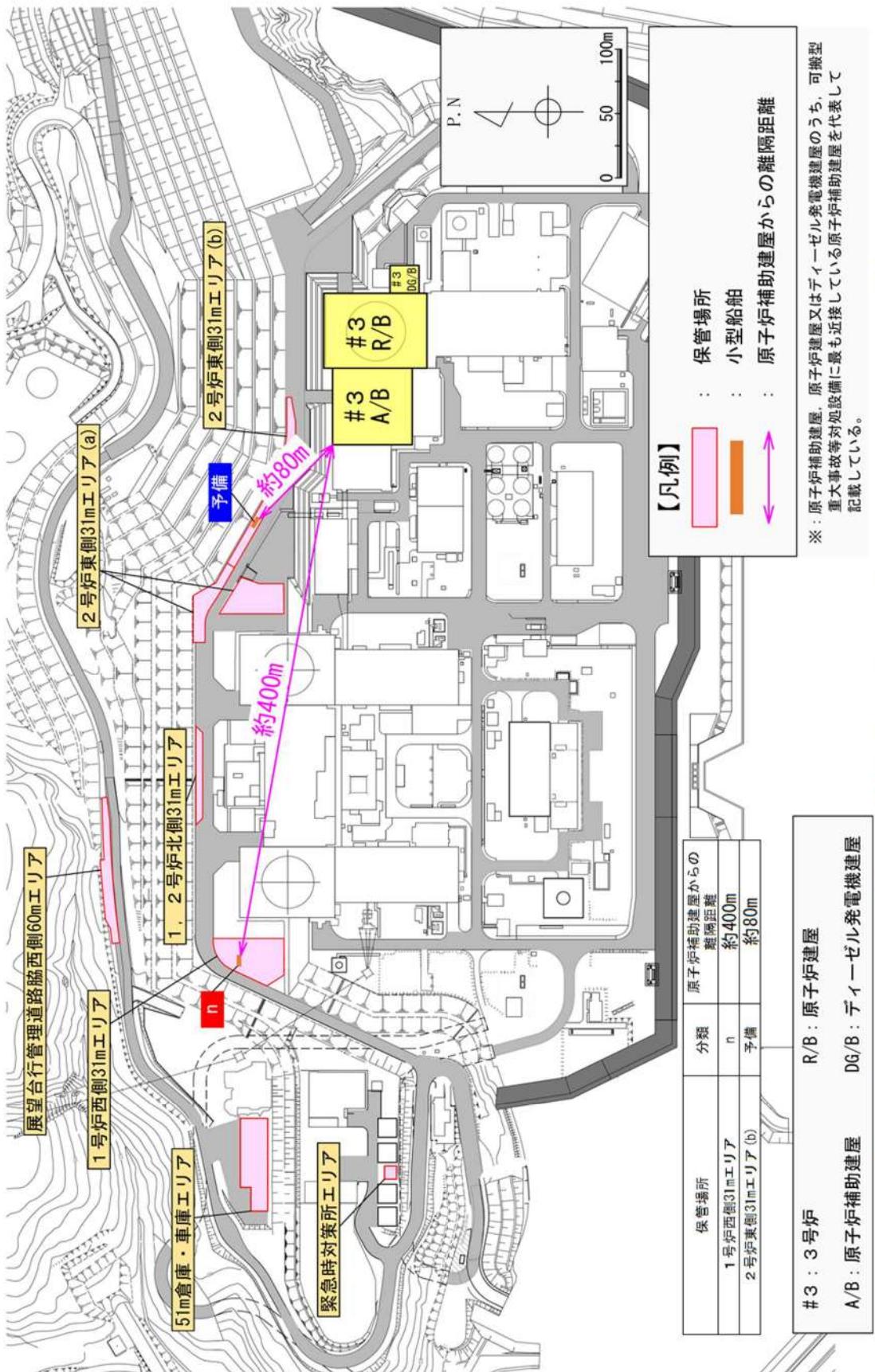




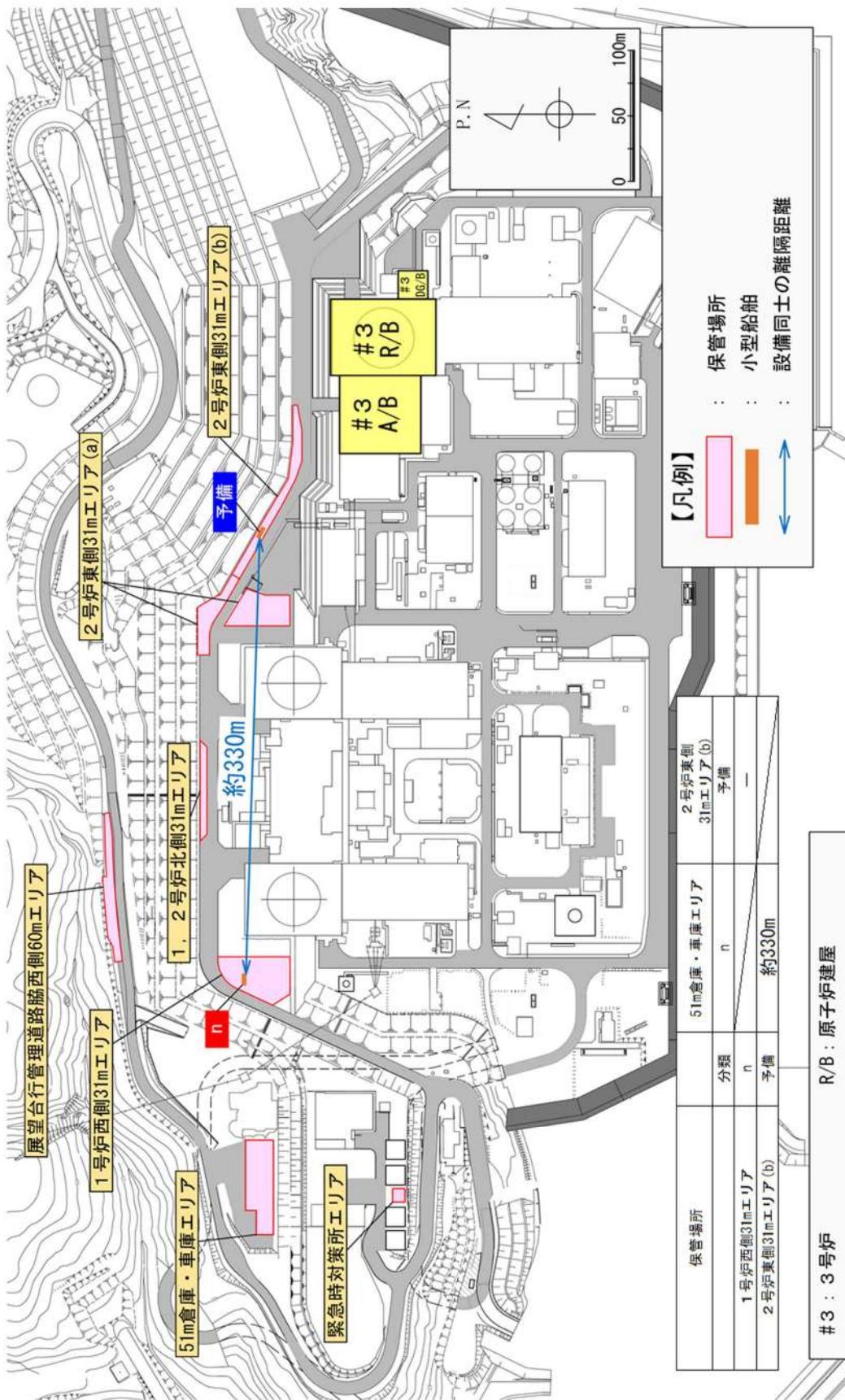




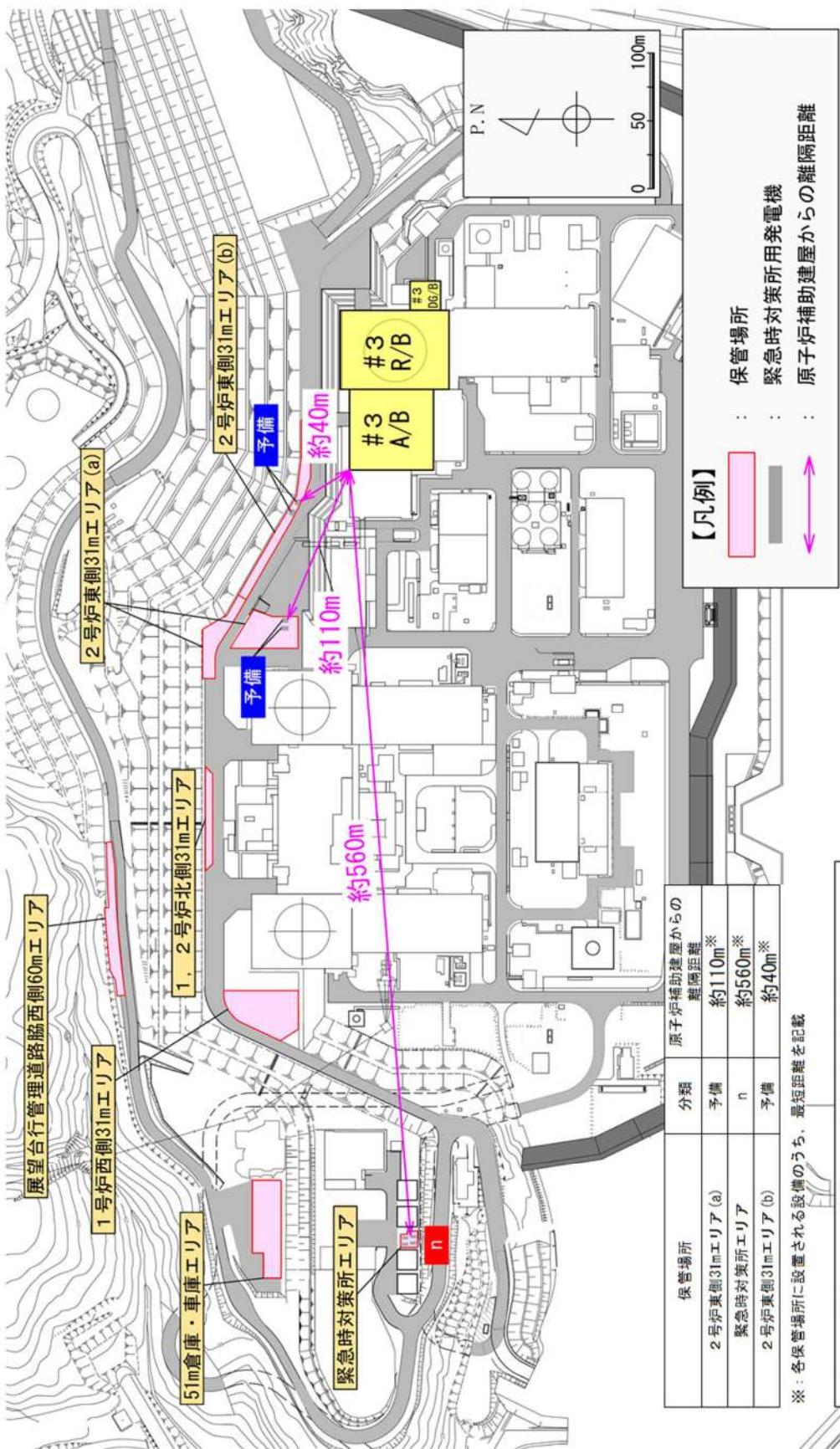
第 5-7 図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型タンクローリー : n)



第 5-8 図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (小型船舶 : n)

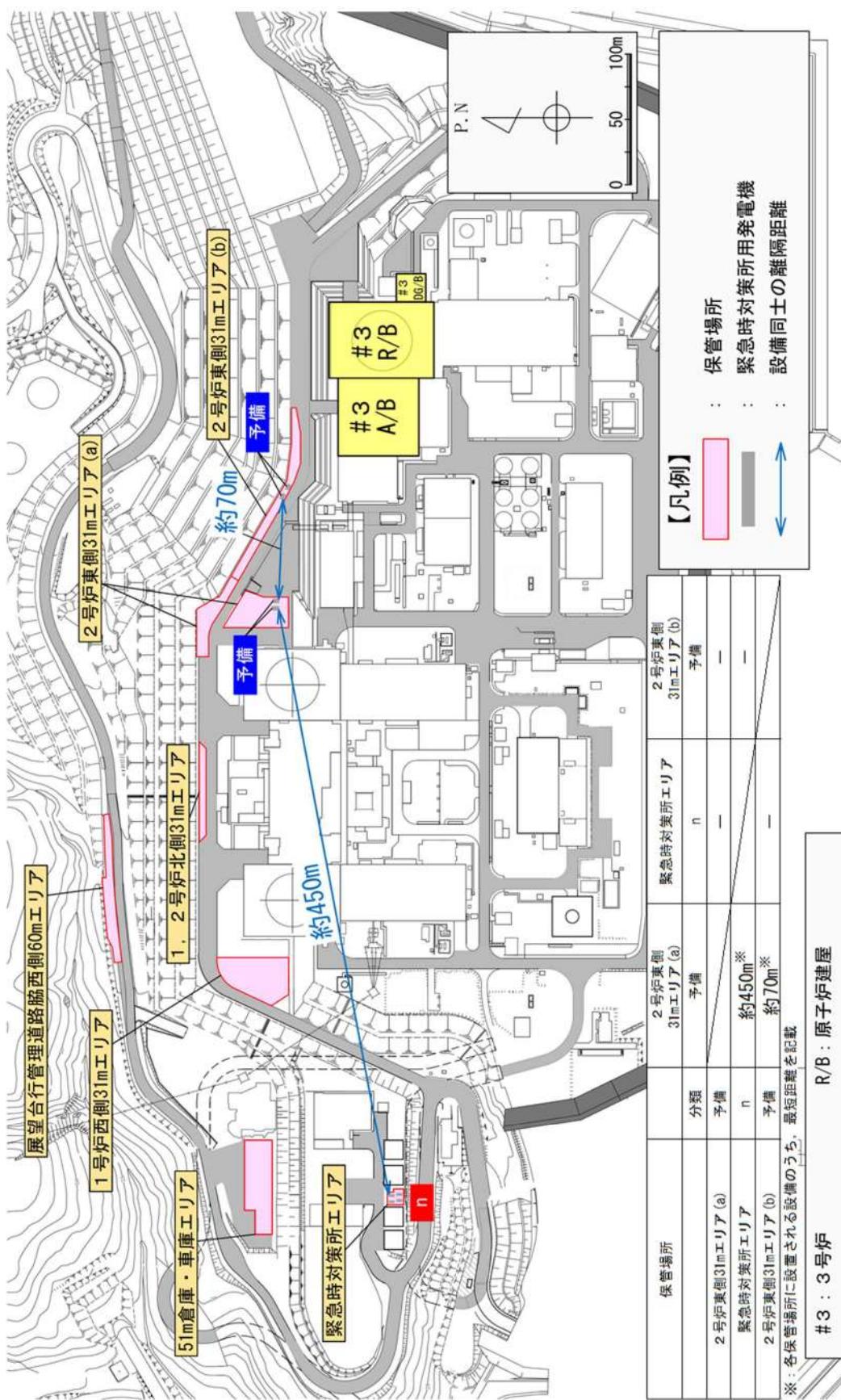


第 5-8 図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (小型船舶 : n)

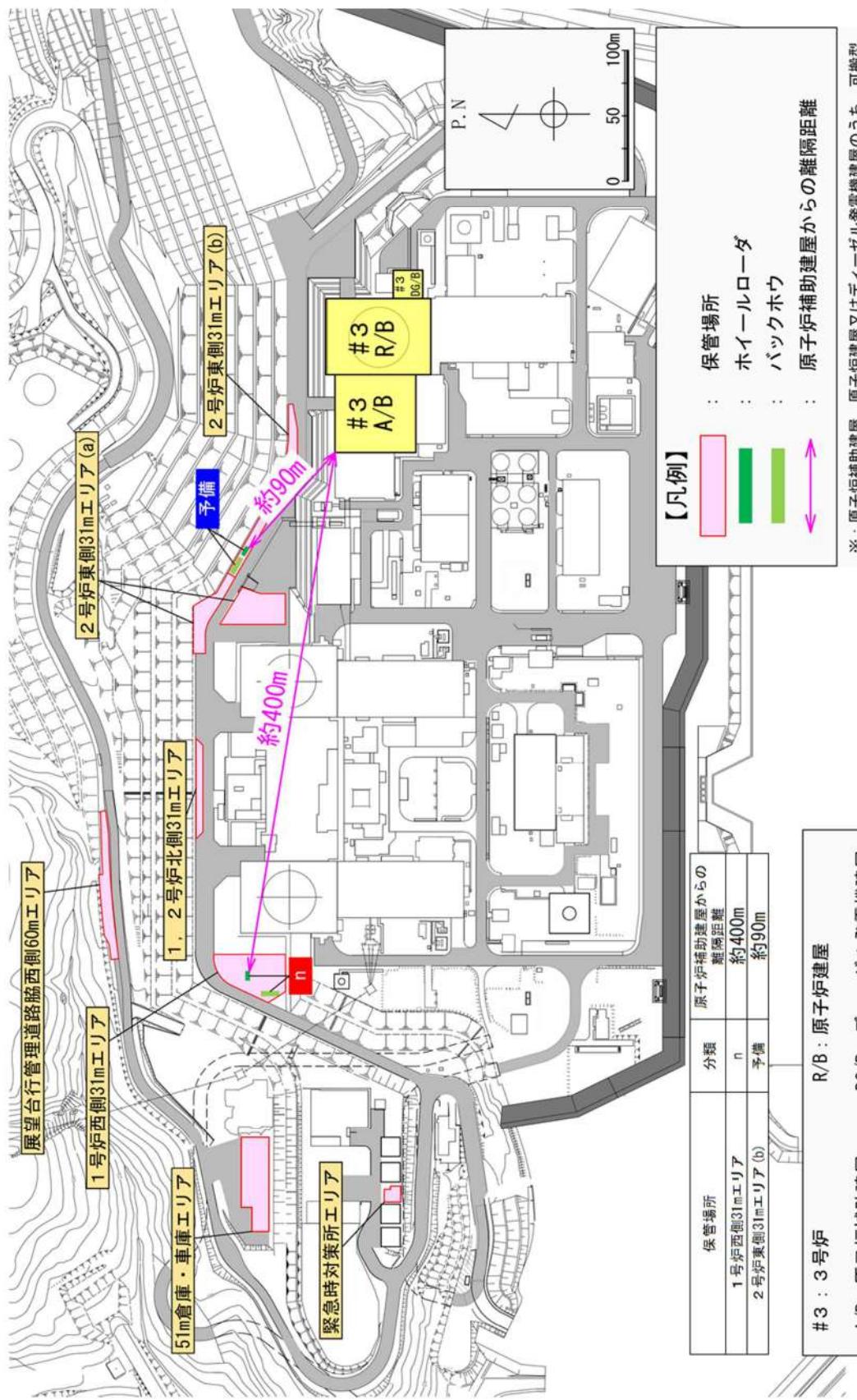


※：原子炉補助建屋 原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。

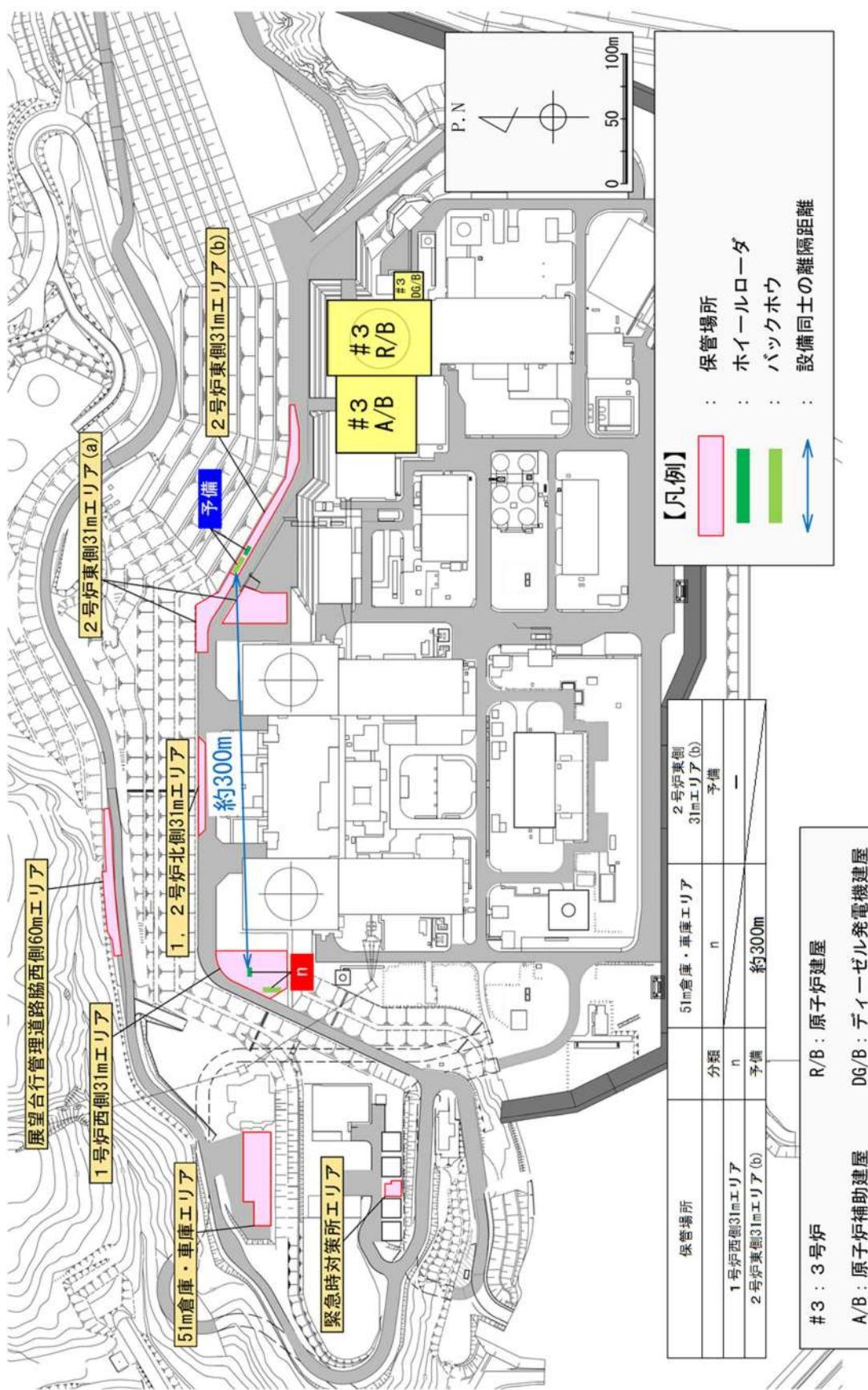
第 5-9 図 (1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (緊急時対策所用発電機 : n)



第 5-9 図 (2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (緊急時対策所用発電機 : n)



第 5-10 図 (1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散における具体的な配置計画 (ホイールローダ、パックホウ : アクセスルート確保)



第 5-10 図 (2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (ホイールローダー、パックホウ : アクセスルート確保)

## 6. 悪影響防止のための固縛設計

### 6.1 固縛の設計方針

悪影響防止のための固縛については、「5. 位置的分散による機能維持設計」に示す位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするため、全ての屋外の重大事故等対処設備を検討の対象とする。

固縛装置の設計においては、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。

固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち可搬型の設備については、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。

固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、固縛装置が耐震設計に影響を与えることがない設計とする。

### 6.2 固縛対象設備の選定の考え方

屋外の全ての重大事故等対処設備を対象に、浮き上がり発生の有無、横滑り対策の要否を検討し、固縛対象設備を選定する。なお、複数の設備をコンテナ、車両に保管している場合は、コンテナ、車両毎に固縛対象設備を選定する。

### 6.3 設計荷重

屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価に用いる荷重として、竜巻の風荷重によって、固縛対象設備が浮き上がり又は横滑りを起こした場合に、固縛装置に作用する荷重を設計荷重とする。なお、浮き上がり及び横滑りの荷重の両方を考慮する設備については、両者を比較し、大きい荷重を設計荷重とする。

浮き上がりに伴い固縛装置に作用する荷重の算出については、空力パラメータから算出される全体浮力が自重よりも大きく浮き上がると判断される設備に対して行う。

横滑りに伴い固縛装置に作用する荷重の算出については、固縛対象設備が横滑りによって移動した場合に防護対象施設に衝突する可能性がある設備を、横滑りを考慮する設備に対して行うが、固縛装置の設計における保守性を確保するため、固縛対象設備の地表面の摩擦力を考慮しないこととする。

竜巻の風速としては、設置（変更）許可にて設定する最大風速100m/sを使用することとする。

以上の設計方針に基づく固縛装置の概要及び評価例を添付1に示す。

## 泊発電所 3 号炉 屋外重大事故等対処設備の竜巻固縛について

### 1. 概要

泊発電所 3 号炉の屋外重大事故等対処設備の竜巻防護については、位置的分散による機能維持と、固縛による悪影響防止により達成する方針としている。本資料は、悪影響防止のための固縛装置の概要について説明するものである。

### 2. 固縛装置の設計方針

固縛装置については、「固縛対象が竜巻時に移動しない固縛装置」と「固縛対象が竜巻時に移動することを考慮する固縛装置」に分けられる。これらの設計方針について以下に示す。

#### 2.1 固縛対象が竜巻時に移動しない固縛装置の設計方針

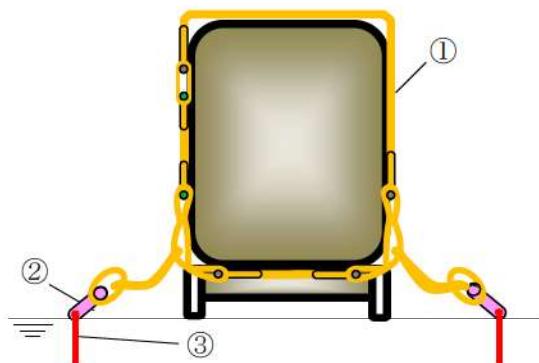
- ・固縛装置は、固縛対象設備に作用する竜巻による横滑り荷重又は浮き上がり荷重に対して、その移動を制限し、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのないよう竜巻による荷重により固縛装置の構成部材が破断しない設計とする。(アンカーについては弾性域におさえる)
- ・固縛装置の強度設計においては、複数の固縛装置が固縛対象に設置されている場合にあっても、装置単体で設計荷重（風速 100m/s の静荷重）に耐える設計とする。
- ・耐震設計に影響を与えることがない設計とする。

#### 2.2 固縛対象が竜巻時に移動することを考慮する固縛装置の設計方針

- ・固縛装置は、固縛対象設備に作用する竜巻による横滑り荷重又は浮き上がり荷重に対して、その移動を制限し、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのないよう竜巻による荷重により固縛装置の構成部材が破断しない設計とする。(アンカーについては弾性域におさえる)
- ・固縛装置の設計に当たっては、衝撃荷重を考慮した場合でも、固縛装置が破断しないように設計荷重（風速 100m/s の静荷重）に対して 2 倍以上の裕度を持たせる設計とする。
- ・耐震設計に影響を与えることがない設計とする。

### 3. 固縛方法及び固縛装置の構成（固縛対象が竜巻時に一定の移動を許容する例）

固縛対象が竜巻時に移動することを許容する例としては、車両型の屋外重大事故等対処設備が上げられる。固縛装置の構成を図 1、固定材を図 2～3 に示す。高強度繊維ロープにて、車両と固定材を結ぶことにより悪影響防止を図る。また、固縛装置の取り付けイメージを図 4 に示す。なお、連結補助材（シャックル等）は使用しない。



①連結材：高強度繊維ロープ  
 ②固定材：フレノリンクボルト（図2）  
 又は鋼製プレート（図3）  
 ③基礎（アンカー）

図1 固縛装置の構成



図2 フレノリンクボルトイメージ



図3 鋼製プレート



図4 固縛装置の取り付けイメージ

#### 4. 固縛装置の強度評価結果例（固縛対象が竜巻時に移動することを考慮する例）

対象車両 : 可搬型代替電源車

車両諸元 : 長さ 16.59m 幅 2.438m 高さ 4.992m 重量 47,910kg

風荷重 : 607 kN

固縛数 : 7箇所

強度評価結果 : 設計荷重 (表1)

表1: 設計荷重における強度評価結果

評価対象	作用する荷重(kN)	許容限界(kN)	裕度
連結材	44 kN	250 kN	5.68
固定材	87 kN	294 kN	3.37
基礎（アンカー）	87 kN	294 kN	3.37

作用する荷重が、許容限界に対して2以上の裕度があることを確認した。

以上

## 許可基準 43 条の要求事項と竜巻防護に関する設計方針

第 43 条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文 4 項記載）
1. 多様性及び独立性、位置的分散 第 2 項 2 号（共用の禁止）  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。	第 2 項 2 号【対象外】 共用の禁止に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。
第 2 項第 3 号（常設設備の共通要因故障防止）  常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	第 2 項第 3 号【対象】 外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、 <u>設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。</u>
第 3 項第 3 号（可搬一常設の接続口）  常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。	第 3 項第 3 号【対象】 建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。
第 3 項第 5 号（可搬設備の保管場所）  地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	第 3 項第 5 号及び 7 号【対象】 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、 <u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。</u>
第 3 項第 7 号（可搬設備の共通要因故障防止）  重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	

第 43 条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文 4 項記載）
<p>2. 悪影響防止</p> <p>第 1 項第 5 号（悪影響防止） 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p>	<p>第 1 項第 5 号【対象】 <u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>
<p>3. 容量等</p> <p>第 2 項第 1 号（常設設備の容量等） 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>第 3 項第 1 号（可搬設備の容量等） 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p>	<p>第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号【対象外】 設備の容量等に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。</p>

第 43 条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文 4 項記載）
<p>4. 環境条件等</p> <p>第 1 項第 1 号（環境条件）</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。</p>	<p>第 1 項第 1 号【対象外】</p> <p>重大事故等時の環境条件として設定する自然現象としては風（台風）に包絡されるため、竜巻防護設計に関する要求事項ではない。</p>
<p>第 1 項第 6 号（操作環境）</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第 3 項第 4 号（可搬設備の操作環境）</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>第 1 項第 6 号及び第 3 項 4 号【対象外】</p> <p>放射線影響を考慮した操作環境に関する要求であり、竜巻防護設計に関する要求事項ではない。</p>

第 43 条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文 4 項記載）
5. 操作性の確保	
第 1 項第 2 号（確実な操作性） 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。	第 1 項第 2 号【対象外】 操作性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。
第 1 項第 4 号（切替性） 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。	第 1 項第 4 号【対象外】 通常時の系統からの切替性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。
第 3 項第 2 号（接続性） 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。	第 3 項第 2 号【対象外】 可搬設備と常設設備の接続性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。
第 3 項第 6 号（アクセスルート） 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	第 3 項第 6 号【対象】 屋外のアクセスルートは、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ及び段差箇所の復旧に対処可能なバックホウをそれぞれ 1 台使用する。 屋内のアクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。
6. 試験・検査	
第 1 項第 3 号（試験・検査） 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。	第 1 項第 3 号【対象外】 設備の試験・検査に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。

共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

## 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

### 1. 概要

重大事故等対処設備については、待機時及び機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。重大事故等対処設備の待機時の外部事象に対する耐性を確保するに当たっては、共通要因故障（設置許可基準規則第四十三条第2項第三号、第四十三条第3項第七号）、接続箇所（同第四十三条第3項第三号）、保管場所（同第四十三条第3項第五号）、アクセスルート（同第四十三条第3項第六号）の各観点で、第六条外部事象説明資料にて網羅的に収集した事象に加え、重大事故等対処設備に特有の事象を考慮する。さらに各事象の発生可能性や影響度等を踏まえ重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象を選定する。

なお、機能要求時の外部事象は、環境条件において考慮する。

### 2. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する事象

重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等の設計に際し考慮する外部事象は、第六条での設計基準事故対処設備への検討を踏まえ抽出する。

発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するためには、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。

以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

### 3. 重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定

「2.」に挙げた設計上考慮する事象のうち、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定を行う。

第六条での検討結果より、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕等の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、自然現象（地震及び津波を除く。）として洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮、人為事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。

以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。

#### 4. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する外部事象に対する評価

風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガスに対する評価結果を表1に示す。

また、洪水、地滑り、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する評価を以下に示す。

なお、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口に対する評価については、「共-5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について」に詳細を記載する。

##### (1) 洪水

敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。

##### (2) 地滑り

重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋等及び屋外における可搬型重大事故等対処設備（可搬型モニタリングポストを除く。）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲はない。また、可搬型モニタリングポストの使用場所は地滑りにより影響を受ける可能性があるが、当該箇所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更して測定するため、影響は受けない。

##### (3) 高潮

高潮の影響を受けない敷地高さに設置（非常用取水設備を除く。）・保管する設計とする。

##### (4) 飛来物（航空機落下）

屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。

##### (5) ダムの崩壊

発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。

##### (6) 船舶の衝突

船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置（非常用取水設備を除く。）・保管する設計とする。

##### (7) 電磁的障害

環境条件として考慮し、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する。鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。

#### (8) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム

屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。

### 5. 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針

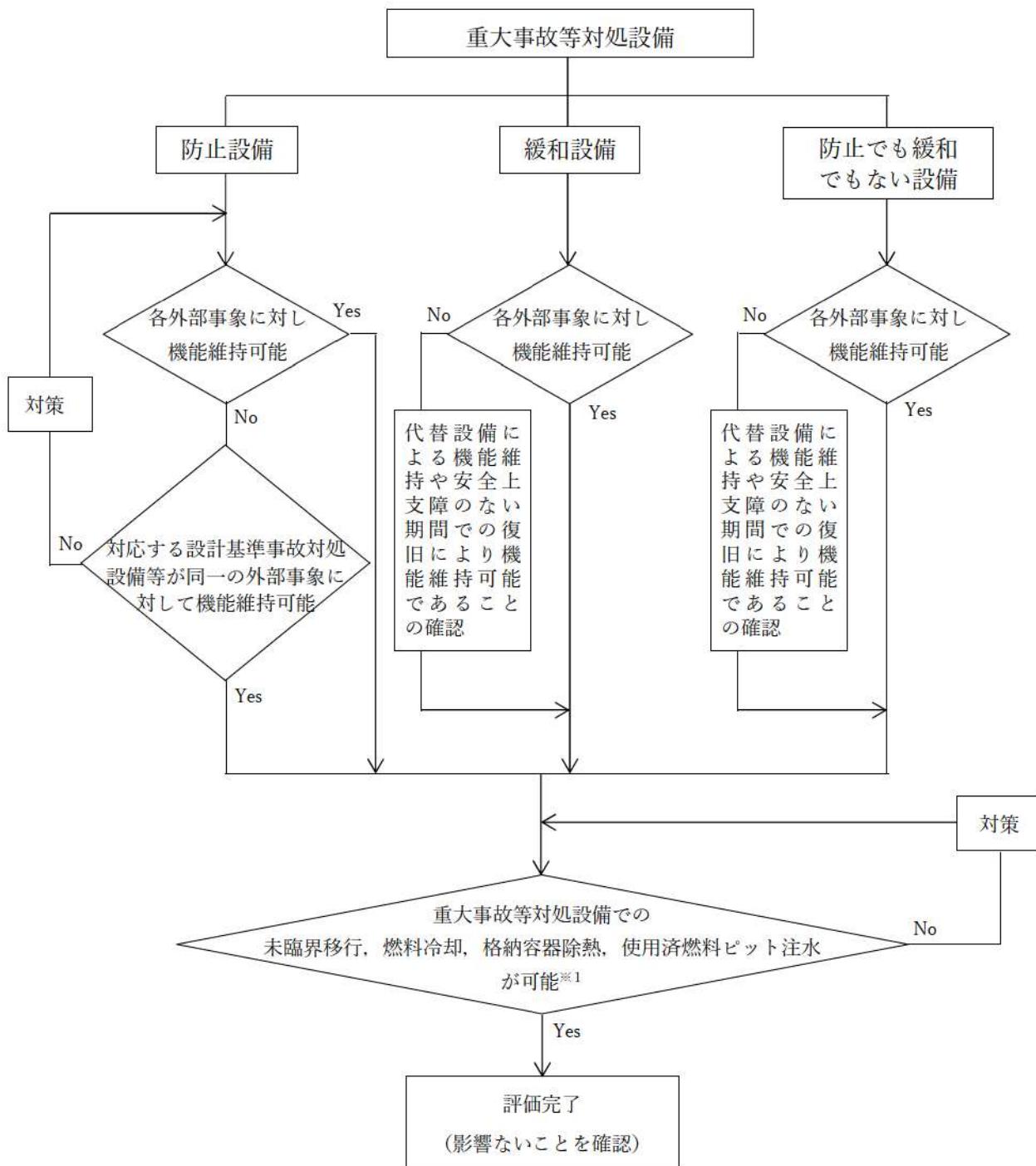
第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準事故対処設備等の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外郭となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。

重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。

- (1) 重大事故防止設備は、外部事象によって対応する設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと
- (2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること
- (3) 外部事象が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料ピット注水機能）が維持できること（各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）

外部事象による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1、表1に示す。方針(3)に示した、プラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。

- ・未臨界移行機能：手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入
- ・燃料冷却機能：代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）
- ・格納容器除熱機能：格納容器内自然対流冷却
- ・使用済燃料ピット注水機能：使用済燃料ピットへの注水



※1：各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に損なわれる  
ことはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

図1 外部事象による重大事故等対処設備の影響評価フロー

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

設置場所/機器	重大事故等対応機能	分類	保管・取扱い		自然災害による影響		外部事象による影響		緊急事態による影響		備考	
			屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外
第37条 重 大事故等の機 器の修理等 のための相應 の施設	第37条 重 大事故等の機 器の修理等 のための相應 の施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第39条 各 種の各種 の機器の修理 のための相應 の施設	第39条 各 種の各種 の機器の修理 のための相應 の施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第40条 作 業のための相應 の施設	第40条 作 業のための相應 の施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第41条 火 災のための相應 の施設	第41条 火 災のための相應 の施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第42条 特 定重大事故等 対応施設	第42条 特 定重大事故等 対応施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第43条 重 大事故等の機 器	第43条 重 大事故等の機 器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丁寧にによる原 子炉解体工事 停止	アセスメントの結果 ハイロード、バックボウ 設備	貯水でも緩和でもない 屋外	○	影響なし (時間等)	○	影響なし (取り扱い等)	○	影響なし (開口部等)	○	影響なし (操作等)	○	分離配管
原子炉アシストマチック 制御盤クラスター	制御盤	R/W	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
原子炉冷却装置 配管等	冷却装置	R/W	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
共通型電磁誘導対流発電機 (ATWS発生時発電)	防除設置	A/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
主蒸気発生 電動油圧給水ポンプ 補助給水ポンプ 主蒸気発生 装置	主蒸気発生 電動油圧給水ポンプ タービン動力駆動 主蒸気発生 装置	防除設置	R/W	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第44条 緊急停機失 敗時に空氣 用扇形を 本體等にす るための設 備	主蒸気発生 装置	1次冷却設備に接続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子炉出力制御(手 動)	主蒸気発生 装置	電動油圧給水ポンプ タービン動力駆動 主蒸気発生 装置	防除設置	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
1次冷却設備	1次冷却設備	主蒸気発生 装置	1次冷却設備に接続	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子炉出力制御(手 動)	主蒸気発生 装置	電動油圧給水ポンプ タービン動力駆動 主蒸気発生 装置	防除設置	R/W	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	1次冷却設備に接続	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	R/W	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	主蒸気発生 装置	1次冷却設備	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例 ○：各外部事象に対する全機能を維持できる  
△：各外部事象による機能を考慮した場合でも、対応する設計等が各外部事象に対する全機能を維持できる（法山法橋）  
×：各外部事象により機能を考慮して、代替設備による機能維持や安全上許容のない期間での機能等の対応が可能（法山法橋、防護レベルでも顧慮でもない（B80））

—：他の項目にて説明

※ R/W：原子炉遮蔽、A/R：原子炉遮蔽解除、C/A：原子炉遮蔽解除、R/W：制御ボタンブロック

表 1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

規格	重大事故対応設備	分類	保守・設置箇所	自然現象による影響												外部事象による影響		
				風(台風)	雷	落葉	豪雨	雪	融雪方法	雪	融雪方法	雪	融雪方法	雪	融雪方法			
第 4.1 条 製 造用火災時 に発生する火災 に対するもの	ほう煙化シップ 緊急停止注入弁 ほう煙化シップ 燃焼管等	ほう煙化シップ 再生熱交換器、配管等	防除設備	△/R	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
	ほう煙化シップ 燃料供給装置	ほう煙化シップ 48 秒記録	防除設備	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
	1 次冷却装置	1 次冷却装置に記載	防除設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	充てん水注入、配管等	充てん水注入、配管等	防除設備	A/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	燃料供給水ヒート、配管等	燃料供給水ヒート、配管等	防除設備	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	再生熱交換器、配管等	再生熱交換器、配管等	防除設備	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
第 4.1 条 製 造用火災時 に発生する火災 に対するもの	ほう煙化シップ 燃料供給装置	ほう煙化シップ 48 秒記録	1 次冷却装置に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1 次冷却装置	1 次冷却装置に記載	防除設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高圧止水ボンブ 余熱余水ポンブ ほう煙化シップ ほう煙化シップ 燃焼管等	高圧止水ボンブ 余熱余水ポンブ ほう煙化シップ 燃焼管等	防除設備	△/R	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
	加圧送風機等 燃焼管等の燃焼管サブクリー ンガーフック出入口等、配管等	加圧送風機等 燃焼管等の燃焼管サブクリー ンガーフック出入口等、配管等	防除設備	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
	1 次のフードアンド ドアード(高圧止水 ポンブ)	1 次のフードアンド ドアード(高圧止水 ポンブ)	防除設備	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	燃料供給水ヒート、配管等	燃料供給水ヒート、配管等	防除設備	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
第 4.1 条 製 造用火災時 に発生する火災 に対するもの	燃料供給装置	燃料供給装置	非常用止水設備	48 秒記録	非常用止水設備に記載	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
	1 次冷却装置	1 次冷却装置に記載	防除設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	タービン動力給水ポンプ	タービン動力給水ポンプ	防除設備	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	主燃焼室がんじか タービン動力給水ポンプ	(設計基準対象施設)	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	蒸気止水閥等	(設計基準対象施設)	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	電動油圧給水ポンプ	電動油圧給水ポンプ	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
第 4.1 条 製 造用火災時 に発生する火災 に対するもの	高圧止水器 2 次側から の漏熱 (タービン動力 給水ポンブを冷 却するための 装置)	高圧止水器 2 次側から の漏熱 (タービン動力 給水ポンブの手起 動)	防除設備	(設計基準対象施設)	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
	蒸気止水器 2 次側から の漏熱 (電動油圧 ポンプへの給水)	蒸気止水器 2 次側から の漏熱 (電動油圧 ポンプへの給水)	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	監視及び制御に用いる 装置	監視及び制御に用いる 装置	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	
	蒸気止水器 2 次側から の漏熱	蒸気止水器 2 次側から の漏熱	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	△/△	
	タービン動力給水ポンプ 油圧給水ポンプ	タービン動力給水ポンプ 油圧給水ポンプ	(設計基準対象施設)	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	蒸気止水器、配管等	(設計基準対象施設)	△/△	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内

凡例 ○：各部外象に対する全機能を維持できる  
△：各部外象に対する機能を考慮した場合でも、対応する設計基準や各外象に對する安全機能を維持できる「法」(法規)  
×：各部外象に対する機能を考慮して、(特許権による機能特許や安全上必要な期間での施設等の対応が可能「法」(法規)、財産上でも顧慮でもない(38))  
—：他の項目にて説明  
※ R/R : 既存、△/△ : 新規、△/△ : 原子炉新規設計、△/△ : 原子炉改修設計、CPB : 電源ボンブ装置

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

卷之三

凡例 C：各外部事象に於ける安全機能を示すことができる  
又は各外部事象による相間を考慮した場合でも、対応する設計基準を各外部事象に対し安全機能を維持できる（防止措置）

又は各外部象により判断して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復作業の対応が可能

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

250kV主変電所	重大事故対応設備	分類	保守・設置箇所 <sup>a</sup>	自然災害による影響												外部入出象による影響				
				風(台風)	雷	雹	雪	豪雨	洪水	津波	豪雨	雪	豪雨	雪	豪雨	雪	豪雨	雪	豪雨	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	防山火設備	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	防火設備	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	防火設備	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	非常用雨水設備	48系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	1次冷却設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	B-熱機器器ブレイブン	火水ポンプ、配管等	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	B-熱機器器ブレイブン	火水ポンプ、配管等	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	火水ポンプ、配管等	火水ポンプ、配管等	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	1次冷却設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	代替火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	代替火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	代替火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	代替火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、配管等	代替火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	代替火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
第17条	火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	(設計基準対象設備)	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	(設計基準対象設備)	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	(設計基準対象設備)	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	高圧火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	1次冷却設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B-熱機器器ブレイブン	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B-熱機器器ブレイブン	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	B-熱機器器ブレイブン	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内										
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	非常用雨水設備	非常用雨水設備	48系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火水(火水)	火水ポンプ、火水ポンプ、火水ポンプ	1次冷却設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例 ○：各外部事象に対し全機能を維持できる  
△：各外部事象による制約を考慮した場合でも、対応する設計基準や外部事象に対する安全機能を維持できる（安全機能）  
×：他の項目に対する影響

※ R/W：既存、A/B：既存新規、C/A：既存新規新規、B/P：熱機器器ブレイブン

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

2020年1月版	重大事故対応設備	分類	保守・設置箇所 <sup>a</sup>	自然災象による影響				外部事象による影響				自然災象による影響	外部事象による影響
				直撃	雷击	直撃	雷击	直撃	雷击	直撃	雷击		
ガス炉水（ガス炉火管） （1次冷却水供給失敗、 プロトンライン系故障時）	高圧注入ポンプ、配管等 燃料取扱い水ヒット、配管等 非常用雨水設備	（設計基準対象修改） （設計基準対象修改） 非常用雨水設備に記載	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
ガス炉水（ガス炉火管） （1次冷却水供給失敗、 が発生している場合、 プロトンライン系故障時）	元々のポンプ、配管等 燃料取扱い水ヒット、配管等 再生熱交換器、配管等 低圧注入ポンプ、配管等 非常用雨水設備	（8系に記載） 非常用雨水設備に記載	- - - - -										
ガス炉水（ガス炉火管） （1次冷却水供給失敗、 が発生している場合、 プロトンライン系故障時）	元々のポンプ、配管等 燃料取扱い水ヒット、配管等 再生熱交換器、配管等 低圧注入ポンプ、配管等 非常用雨水設備	（8系に記載） 非常用雨水設備に記載	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
第4.7条 原 力子 <sup>b</sup> （ガス炉火管に かかる損傷）	1次冷却設備 B-1 機械溶器スプレイボンブ B-2 機械溶器スプレイボンブ 燃料取扱い水ヒット、配管等 原子炉冷却缶設備 非常用雨水設備	（8系に記載） 非常用雨水設備に記載	- - - - -										
第4.7条 原 力子 <sup>b</sup> （ガス炉火管に かかる損傷）	1次冷却設備 代用燃料溶器スプレイボンブ 燃料取扱い水ヒット 補助給水ヒット 配管等	（8系に記載） 代用燃料溶器スプレイボンブ 燃料取扱い水ヒット 補助給水ヒット 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	1次冷却設備に記載	- - - - -										
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	可燃性油水ポンプ 酸素ガス等 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	可燃性油水ポンプ 酸素ガス等 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	可燃性油水ポンプ 酸素ガス等 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	可燃性油水ポンプ 酸素ガス等 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	可燃性油水ポンプ 酸素ガス等 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
代用燃料心火水（代替格 用底水流を治 すための設備）	1次冷却設備 可燃性油水ポンプ アース電極・回路水（送 水用）、酸素ガス等 配管等	可燃性油水ポンプ 酸素ガス等 配管等	A/B B/R C/A	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							

<sup>a</sup>凡例 ○：各事象に付し全機能を維持できる

×：各外部事象による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準や各外部事象に付し全機能を維持できる（「止まぬ筋」）

×：他の間に付する

※ R/W：既存、A/B：既存改修、C/A：既存改修新規、CP/B：新規ボンブ整備

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例○：各外部事象に対し安全機能を維持できる

又は各外因事象による影響を考慮した場合でも、対応する結果は対象能が各外因事象に付し各外因能を相手てきる

ソは各外資事業により組織を各自にて、往來貿易による地盤拡大や安全上の顧慮から、既存の貿易網を活用して、新規開拓の計画が実現する。

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例 ○：各外済事象に対し安全機能を備えている  
△：各外済事象による機能を考慮した場合でも、対応する設計基準や危険度が各外済事象に対し安全機能を維持できる（防山設備）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

例 ○ 各外語象に対し安全機能を組合できる  
対は外語象による相手を考慮した場合でも、対応する設計基準や対象言語が各外語象に對し安全機能を組合できる（防止設備）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

2020年1月版	重大事故対応設備	分類	保守・設置箇所 <sup>a</sup>	自然現象による影響				外部事象による影響				自然現象による影響	外部事象による影響
				耐候性方法 面									
りんご水 (未んごん) ア) (油圧ホースの取付部)	未んごんポンプ、配管等 燃料供給用ホースピット、配管等	繩和設備	A/B R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
電源不足時の発電機 燃料容器下部への落とし 延長引出し、交流電力	原子力発電用機器、配管等 非常用雨水設備	繩和設備	C/A R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
1次冷却設備	48系-記載 非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代格心臓水 (B-格) 耐候性スライポン	B-格熱交換器スライポンアンド 配管等	繩和設備	A/B R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
油圧ホースの取付部	燃料供給用ホースピット、配管等	繩和設備	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
燃料容器下部への落とし 延長引出し、交流電力	原子力発電用機器	48系-記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代格心臓水 (代格) 耐候性スライポン	代格熱交換器スライポンアンド 燃料供給用ホースピット 補助給水ヒット 配管等	繩和設備	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
油圧ホースの取付部	燃料供給用ホースピット、配管等	繩和設備	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
燃料容器下部への落とし 延長引出し、交流電力	原子力発電用機器	48系-記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計													
第17条 代格心臓水 (B-格) (油圧ホースの取付部)	B-格心臓水ポンプ、配管等 燃料供給用ホースピット、配管等	繩和設備	A/B R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
油圧ホースの取付部	燃料供給用ホースピット、配管等	繩和設備	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
燃料容器下部への落とし 延長引出し、交流電力	原子力発電用機器	48系-記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代格心臓水 (代格) 耐候性スライポン	代格熱交換器スライポンアンド 燃料供給用ホースピット 補助給水ヒット 配管等	繩和設備	A/B R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
油圧ホースの取付部	燃料供給用ホースピット、配管等	繩和設備	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
燃料容器下部への落とし 延長引出し、全空冷動	原子力発電用機器	48系-記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代格心臓水 (代格) 耐候性スライポン	代格熱交換器スライポンアンド 燃料供給用ホースピット 補助給水ヒット 配管等	(設計基準対象装置)	A/B R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
油圧ホースの取付部	燃料供給用ホースピット、配管等	(設計基準対象装置)	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○						
燃料容器下部への落とし 延長引出し、全空冷動	原子力発電用機器	48系-記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高圧主ポンプ、 ほうねんタンク、配管等	(設計基準対象装置)	A/B R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
燃料供給用ホースピット、配管等	(設計基準対象装置)	R/N	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
燃焼室周囲サングラスクリー ン	(設計基準対象装置)	C/A	○	建屋内 ○	建屋内 ○	建屋内 ○							
非常用雨水設備	非常用雨水設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例 ○：各事象に対し全機能を維持できる  
△：各事象をより弱めの影響を考慮した場合でも、対応する設計基準や外因事象に対する機能を維持できる（安全機能）  
×：各事象をより弱めの影響を考慮して、代替装置による機能が安全上許容される期間での機能の対応が可能（運転設備、貯蔵）  
—：他に影響はない  
※ R/N: 原子炉建屋、A/B: 原子炉建屋構造部、CP: B-格熱交換器部

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例〇：外因現象に対し安全機能を組付できる  
又は外因現象による制御を考慮した場合でも、対応する危機事象と危険度が各外因現象に対し安全機能を組付できる（防止設備）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例 ○：各外部事象に対し 安全機能を維持できる

又は各外筋部間にによる剥離を考慮した場合でも、対応する設計基準は全般に各外筋部要素に対し公私共機能を維持できる（防止効能）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例 ○：各外語事象に対し安全機能を付ける  
△：は各外語事象による判別を考慮した場合でも、対応する設計基準対象語が各外語事象に対し安全機能を付ける（防山徹）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

外部事象による影響	外部事象による影響											
	自然災害による影響			人为的災害による影響			設備による影響			周辺工場等の火災による影響		
外部事象	保全・設備箇所	分類	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所
第19条 第1項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	非常用停電対応装置	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所	保全・設備箇所
第19条 第2項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	格納容器アレイキャンプ 格納容器アレイパイロット 配管等	(設計基準対応修改) (設計基準対応修改)	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第3項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	燃料供給水ヒート・配管等	(設計基準対応修改) (設計基準対応修改)	B/N	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第4項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	格納容器アレイパイロット 格納容器アレイキャンプ 配管等	(設計基準対応修改) (設計基準対応修改)	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第5項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	貯水槽・冷却塔設備	48系記録	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第6項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	非常用停電対応装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第7項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	格納容器アレイ・ポンプ 配管等	(設計基準対応修改) (設計基準対応修改)	A/N	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第8項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	燃料供給水ヒート・配管等	(設計基準対応修改) (設計基準対応修改)	B/N	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第9項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	貯水槽・冷却塔設備	48系記録	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第10項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	非常用停電対応装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第11項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	C、D-格納容器管理ユニット L	繊維設備	C/A	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第12項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	C、D-板子から油冷却海水ポンプ C、D-板子から油冷却海水冷却 器	繊維設備	B/N	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第13項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	C、D-板子から油冷却海水冷却 器	繊維設備	B/N	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第14項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	可燃性ガス燃焼炉海水サ ービンタク加圧止止漏装置本サ ースポンベ、ホース等	繊維設備	B/N	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第15項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	C、D-板子から油冷却海水ポン プ C、D-板子から油冷却海水冷却 器	繊維設備	C/P/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第19条 第16項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	可燃性ガス計測装置(絶縁導管 所蔵箇所ニット人口隔壁／出口 隔壁)	58系記録	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第17項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	非常用停電対応装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第18項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	代格納容器アレイ (代格納容器アレイ・ポンプ) 燃焼炉海水ヒート 補助蓄水池等	58系記録	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条 第19項 「外部機器等の取扱い規則」 に規定する設備	代格納容器アレイ (代格納容器アレイ・ポンプ) 燃焼炉海水ヒート 補助蓄水池等	CP/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内

凡例 ○：各外部事象に対する全機能を維持できる  
×：各外部事象に対する機能を失う  
△：対応する設計基準等が各外部事象に対する全機能を維持できる（法山会議）  
■：外部事象に対する機能を考慮して、代替設備による機能を付与する（運転設備、貯蔵庫でも同様でもない）  
—：他の項目にて記載

※ R/W：既存、A/B：既存・既存、C/D：既存新規改修、CP/B：既存新規改修、CP/R：既存・既存新規改修

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

日曜の名物小魚に計り、お令嬢がお出でを

凡ての外部仕様にによる制限を考慮した場合でも、対応する設計基準と同様に各外部仕様に従事する機能を維持できる（参考文献）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

2020年1月版	重大事故対応設備	分類	保守・設置箇所 <sup>a</sup>	自然災害による影響												外部事象による影響			
				風(台風)	雷	鳥巣	落葉	雪	豪雨	津波	洪水	暴風	豪雨方法面	雪	豪雨方法面	暴風	豪雨方法面	雪	豪雨方法面
本系統低圧(原子炉) 格納容器内水位測定装置 RJ	原子炉容積容器内水位測定装置 監視警報装置	感知設備	C/A ○ 感知設備	○ 感知設備															
本系統低圧(燃料溶 解水系イクナイト)	格納容器水系イクナイト型度変 化警報装置	感知設備	C/A ○ 感知設備	○ 感知設備															
第5.2号 水 素漏洩による 爆発危険性を防 止するための 設備	可燃性ガス漏洩部内外燃焼計測 ユニット 可燃性ガスサンプル冷却器用 可燃性ガスサンプリング計 測装置	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
本系統空気 循環装置	可燃性ガス:燃焼炉空気サンプ ルライド:燃焼炉用可燃性ガ スガスシリンベ、ホース等	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
本系統空気 循環装置	可燃性ガス:可燃性ガスボン ブリル、ガスホルム(液化ガス 本体), 可燃性ガス等	感知設備	感知設備 R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
常設箇所:換気口、配管等	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備	○ 感知設備
常設箇所:排 気扇等	格納室空気ガス洗浄取扱設 備	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
非常用雨水設備	非常用雨水槽に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第5.3号 水 素漏洩による 爆発危険性を防 止するための設 備	アニユラス空気淨化ファン による本体漏出 (空気漏洩力源及び 液体漏出等である場 合)	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
排水筒	B-Aエニユラス空気淨化ファン B-Aエニユラス空気淨化フィル タユニット 配管等	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
本系統空気 循環装置	アニユラス空気淨化装置 による本体漏出 (空気漏洩力源及び 液体漏出等である場 合)	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
本系統空気 循環装置	可燃性ガス:可燃性ガスボン ブリル、ホース等	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															
常設箇所:配管等	常設箇所:配管等	感知設備	R/R ○ 感知設備	○ 感知設備															

凡例 ○: 各外部事象に対する全機能を維持できる  
×: 各外部事象による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準や各外部事象に対する全機能を維持できる「健全性」(構造・設備・貯蔵庫等でもない)の範囲

一: 他の項目に対する影響

\* R/W: 原子炉運転、A/R: 原子炉制御動作、CP/B: 電磁ボンブ起爆

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

(注)：他川済燃料ピット監視カメラ空冷装置は可搬型重大事故等対処設備

は各外部事象による割損を考慮した場合でも、対する設計基準や検査が各外部事象に対し安全機能を維持できる  
とは各外部事象により割損を考慮して、代替設備による機能や安全上問題ない期間での修復等の方法 (風和日暮、  
計りでも緩和でもない災害)

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例 ○：各外部象に対し安全機能を維持できる

又は各外部事業による顧問を考慮した場合で、対応する技術基準や特徴が、各外部事業に対し安全機能を維持できる。(防災設備)

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例 ○：各外部事象に対し安全機能を維持できる

又は外外部事による損傷を考慮した場合でも、対応する基準対象施設が各外部要因に対応する安全地盤を相討する（防止技術）

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

日記（二）：名義担当者に計り、社会問題を組合で争う

又は各外部部品に対してより細則を考慮せざる事なく、各部品の外観形状が各外部部品に対して全く同一である。

— 1 —

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

凡例 ○：各外部事象に対し安全機能を維持できる  
△は各外部事象による制限を考慮した場合で、△

(注) : 他用燃料ビット監視カメラ等治装置は可燃型重大事故対応設備

一方、船舶作業場による損傷を考慮して、大陸沿岸による機械構造や安全上問題のない期間での修復の可否が可能・履用と並び、跡止でも監視でもない現象

表 1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

外部事象による影響	外部事象による影響											
	自然災害による影響			社会的要因による影響			資源・設備による影響			施設による影響		
外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響	外部事象による影響
2020年1月版	重大事故対応指針	分類	保守・設備 箇所*	風 (台風)	雨	雪	多大	暴風	雷電	豪雨	豪雪	豪風
中央防衛室	(重大事故対応指針)	A/B	建物内	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面	耐震方法 面
住民の確保	中央防衛室へい 中央防衛室非常用自爆アシ 中央防衛室給水タン 中央防衛室電気ユニット、ダク ト等	防止設備、緩和設備	A/B	建物内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
第 5 条 連 合の點込み助 手	可燃物初期(S5) 能点燃・二酸化炭素噴射充 充	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	A/B	建物内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
第 5 条 連 合の點込み助 手	可燃物初期(S5) 能点燃・二酸化炭素噴射充 充	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	A/B	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
第 5 条 連 合の點込み助 手	可燃物初期(S5) 能点燃・二酸化炭素噴射充 充	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	R/B	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
第 5 条 連 合の點込み助 手	可燃物初期(S5) 能点燃・二酸化炭素噴射充 充	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	R/B	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
排水管	排水管	屋外	○	影響なし	○	影響を及ぼす	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
B-A ニュラス空気消化ファン B-A ニュラス空気消化ファイル タユニット、ダクト等	緩和設備	R/B	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
放熱物質の燃焼試験 (全燃焼能力)又は 直燃装置が失火した場 合)	可燃物初期(S5) 能点燃・二酸化炭素噴射充 充	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	R/B	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
モニタリングボースト 代標記	可燃性モニタリングボースト	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	緊急時避難所	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
放熱能規制化の代標記 定	可燃性リスト・よとホンサブア ベイメータ CH 可燃サベイメータ	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	緊急時避難所	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
放熱能規制化の代標記 定	可燃性リスト・よとホンサブア ベイメータ CH 可燃サベイメータ	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	緊急時避難所	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
小型車載	小型車載	屋外	○	影響なし (抑制)	○	分振配管	○	影響なし (抑制)	○	影響なし (抑制)	○	分振配管
第 6 条 放熱能規制化の代標記 定	可燃性リスト・よとホンサブア ベイメータ CH 可燃サベイメータ	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	緊急時避難所	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
放熱能規制化の代標記 定	可燃性リスト・よとホンサブア ベイメータ CH 可燃サベイメータ	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	緊急時避難所	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
緊急時避難所の選定	緊急時避難所	屋外	○	影響なし (抑制)	○	分振配管	○	影響なし (抑制)	○	影響なし (抑制)	○	分振配管
第 6 条 放熱能規制化の代標記 定	可燃性リスト・よとホンサブア ベイメータ CH 可燃サベイメータ	點でも燃付でない段 (Ⅰ)	緊急時避難所	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
緊急時避難所の選定	緊急時避難所	屋外	○	影響なし (抑制)	○	分振配管	○	影響なし (抑制)	○	影響なし (抑制)	○	分振配管
緊急時避難所の選定	緊急時避難所	屋外	○	影響なし (抑制)	○	分振配管	○	影響なし (抑制)	○	影響なし (抑制)	○	分振配管

凡例 ○：各外部事象に対する全機能を維持できる

×：各外部事象による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準や各外部事象に対する全機能を維持できる（法山法橋）

—：他の項目に対する影響

※ R/B：既存、A/B：既存・既存

表 1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

機器名	機器・装置 箇所	分類	自然現象による影響												外部事象による影響	
			風 (台風)	雨	雪	雷暴	津波	洪水	暴風	豪雨方法 面	豪雨方法 面	豪雨方法 面	豪雨方法 面	豪雨方法 面		
2020年1月版	重大事故対応設備														直轄工場等の火災 警報方法	
緊急避難所	(重大事故対応施設)	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	
	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
緊急避難所指揮官並へい 緊急避難所待機者並へい	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
可燃物質：可燃性ガス、燃料 可燃性ガス、可燃性ガス、安全充満 化フロタニウム、配管等	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
常設箇所：配管等	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
居住性の確保	可燃箇所：空気取扱装置 (空気 ボンベ)、配管等	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
常設箇所：配管等	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
圧力計 純水槽・二酸化炭素槽等計 測定箇所	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
緊急時対応所可燃性アモニア タブ	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
	屋内	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし (窓引に警笛)	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	
緊急時対応所可燃性アモニア タブ	60系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
データ集計装置 RS8伝送データベース	屋外	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	
	屋内	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	
必発信情報の電報	必発信計算機 データ表示端末	62系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気機器 (緊急時対応所)	可燃箇所：緊急対応所用電器 機器	屋外	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)
	屋内	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	
電気機器 (緊急時対応所)	常設箇所：液体露	屋外	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)
	屋内	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	
電気機器 (緊急時対応所)	室外電気設備 (排水管) 室外電気設備 (排水管) 室外電気設備 (排水管) 室外電気設備 (排水管) インターフォン テレビ会議システム 接続点間	62系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通話連絡 (緊急時対応所)	室外電気設備 (排水管) 室外電気設備 (排水管) 室外電気設備 (排水管) 室外電気設備 (排水管)	62系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70系に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第6章 通話連絡を行う 対応所内の通話連絡 設備	防止設備、瓶和設備 防止設備、瓶和設備 防止設備、瓶和設備 防止設備、瓶和設備	人用 緊急対応所 (排水管) 人用 緊急対応所 (排水管)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)
	人用 緊急対応所 (排水管)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	
第6章 通話連絡を行う 対応所内の通話連絡 設備	防止設備、瓶和設備 防止設備、瓶和設備 防止設備、瓶和設備 防止設備、瓶和設備	人用 緊急対応所 (排水管) 人用 緊急対応所 (排水管)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)
	人用 緊急対応所 (排水管)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	○	影響なし (窓引)	

凡例 ○：各部外機器に対して全機能を維持できる  
×：各部外機器より制御を考慮した場合でも、対応する部外機器が各外部事象に對し全機能を維持できる（注：山洪崩塌）  
△：各部外機器より制御して、代替機能による機能を考慮する場合での該事象での該機能の対応が可能（風和雨、晴れでも風和でもない（280））

※ R/W：既存、A/R：既存、R/W+A/R：既存と新規、W/R：既存と新規

表 1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価
--

表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価

	外部事象	対応	保守・設置箇所	自然現象による影響				外部事象による影響				
				風(台風)	雷	豪雨	雪	風速 防災方法 面	風 防災方法 面	雪 防災方法 面	雪 防災方法 面	
2020年1月9日	重大地震対応設備											
イシターフォン テレビ演説システム(指揮所・ 内線専用)	防止設備・緩和設備	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
安全部内の通り道路	データ転送計算機	A/B	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
データ表示機	緩和設備	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
第12条 通 信機能を行う ための必要な 設備	衛星電話機(携帯型) 衛星電話機(固定型) 衛星電話機(携帯型)	緩和設備	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
安全部外の通り道路	純合レバモードネットワークを 用いた地図連絡設備	取りても操作できない設 備	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	データ転送計算機 ISSS伝送データベース	A/B	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
	無気泡充填 1次冷却設備 原子炉格納容器 原子炉材管 加圧器カージ管	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
原子炉格納容器	原子炉格納容器	C/A	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○
燃料被覆及び 保冷設備	使用済燃料被覆機 冷却水設備	R/R	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内	○	建屋内
非常用雨水設備	貯留タンク 雨水排水路 雨水ピットボンプ室	○	屋外	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○

凡例 ○：各外部事象に対し全機能を維持できる  
△：各外部事象による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準や各外部事象に対する機能を維持できる(「止山法筋」)  
×：各外部事象による損傷を考慮して、代替設備による機能回復や安全上上の限界での機能の対応が可能(「止山法筋」)でも顧慮でもない(280)  
—：他の項目にて説明

※ R/R：原子炉建屋、A/B：原子炉格納容器、C/A：原子炉格納容器、R/R：データベース、CPB：制御ボックス・装置

共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について

## 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について

### 1. 概要

「実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条第2項第三号にて、常設重大事故防止設備は、共通要因によって当該設備に対応する設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないことを要求している。また、同規則第四十三条第3項第七号にて、可搬型重大事故防止設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれることがないことを要求している。

泊発電所3号炉の重大事故防止設備が、単一の火災によっても上記の要求に適合していることを以下に示す。また、これを踏まえて、内部火災が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に示す。

## 2. 基本事項

### 〔要求事項〕

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(重大事故等対処設備)

#### 第四十三条

- 2 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
  - 三 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。
  - 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
    - 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

## 2. 1 基本的な防護方針の整理

重大事故等対処施設に対する火災防護としては、設置許可基準規則第四十一条に従い、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生防止対策及び火災感知・消火対策を実施する。

一方、設置許可基準規則第四十三条第2項第三号を火災の観点からみると、常設重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないことを要求している。また、設置許可基準規則第四十三条第3項第七号を火災の観点からみると、可搬型重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないこと、及び当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能とが同時喪失しないこと、さらには当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能とが同時喪失しないことを要求している。

これらを踏まえ、内部火災が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に整理する。この際、運転員等による各種対応操作<sup>※1</sup>に関しても、火災による影響を考慮の上、期待することとする。

### 方針 I 【独立性】

：重大事故防止設備は、内部火災によって、対応する設計基準事故対処設備等の安全機能<sup>※2</sup>と同時にその機能が損なわれるおそれないこと

## 方針II【修復性】

：重大事故等対処設備であって重大事故防止設備でない設備は、修復性等も考慮の上、できる限り内部火災に対する頑健性を確保すること

## 方針III【重大事故等対処設備のみによる安全性確保】

：内部火災が発生した場合においても、設計基準事故対処設備等の機能に期待せずに、重大事故等対処設備によりプラントの安全性に関する主要な機能※3が損なわれるおそれのこと

※1：火災の影響により電動弁の遠隔操作機能が喪失した場合に、現場の環境状況を考慮の上、運転員等が現場へアクセスし、消火活動後、手動にて弁操作を実施する、等

※2：設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能

※3：「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料ピット注水」機能とする

## 2. 2 方針への適合性確認の流れ

2. 1 に示した防護方針への適合性の確認においては、まず、設置許可基準規則第三十七条以降の各条文に該当する重大事故等対処施設を抽出し、それらを「防止設備」、「緩和設備」及び「防止でも緩和でもない設備」に分類する。これらの分類を行った上で、方針I及びIIへの適合性を確認する一次評価と、方針IIIへの適合性を確認する二次評価の二つの段階にて確認する。

### （1）方針Iへの適合性の確認（一次評価）

方針Iへの適合について確認すべき対象は「防止設備」に分類された設備であり、以下のような流れでその適合性を確認する。

- ①：各条文の「防止設備」が、単一の火災による影響でその安全機能を維持できるか
- ②：①にて維持できない場合は、単一の火災で当該防止設備に対応する設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に喪失していないか
- ③：②にて同時に喪失していた場合は、各種対応を実施する

### （2）方針IIへの適合性の確認（一次評価）

方針IIへの適合について確認すべき対象は「緩和設備」及び「防止でも緩和でもない設備」に分類された設備であり、以下のような流れでその適合性を確認する。

- ①：各条文の「緩和設備」又は「防止でも緩和でもない設備」が、単一の火災による影響でその安全機能を維持できるか
- ②：①にて維持できない場合は、修復性等を考慮したできる限りの頑健性を確保する

### (3) 方針IIIへの適合性の確認（二次評価）

方針IIIへの適合性については、以下のような流れで確認する。

- ①：火災による影響を考慮した上で、設計基準事故対処設備等の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料ピット注水」機能が維持できるか
- ②：①にて維持できない場合は、各種対応を実施する

### 3. 火災による重大事故等対処設備の独立性・修復性

#### 3. 1 重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響（独立性）

設置許可基準規則第四十三条第2項第三号を火災の観点からみると、常設重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないことを要求している。また、設置許可基準規則第四十三条第3項第七号を火災の観点からみると、可搬型重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないこと、及び当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能とが同時喪失しないこと、さらには当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能とが同時喪失しないことを要求している。

このため、まずは単一の火災によって可搬型重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと、当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が同時に喪失しないこと、及び当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能が同時に機能喪失しないことを確認する。

次に、単一の火災によって常設重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないことを示す。

なお、上記の確認は、重大事故防止設備の各機能について、火災によって当該設備の機能と、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に喪失しないことを確認することによって、任意の单一火災によって、重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に喪失しないことを示す。

#### 3. 1. 1 可搬型重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響

重大事故防止設備のうち可搬型のものを第1表に示す。

第1表 可搬型重大事故防止設備（1／4）

可搬型重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
加圧器逃がし弁の 機能回復	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素 ガスポンベ	4 6	制御用空気圧縮機 蓄電池（非常用）
	ホース・弁〔流路〕		
	加圧器逃がし弁操作用バッテリ		
余熱除去設備の隔離 (IS-LOCA 発生時)	余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬 型空気ポンベ	4 6	所内用空気圧縮機
	ホース・弁〔流路〕		

第1表 可搬型重大事故防止設備（2／4）

可搬型重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
代替炉心注水（可搬型 大型送水ポンプ車）	可搬型大型送水ポンプ車	4 7	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器、 高压注入ポンプ、 燃料取替用水ピット、 全交流動力電源、 原子炉補機冷却機能、 格納容器再循環サンプス クリーン
	ホース延長・回収車（送水車用）		
	可搬型ホース・接続口〔流路〕		
代替再循環運転（A－ 高圧注入ポンプ（代替 補機冷却））	可搬型大型送水ポンプ車	4 7	全交流動力電源、 原子炉補機冷却機能
	ホース延長・回収車（送水車用）		
	可搬型ホース・接続口〔流路〕		
格納容器内自然対流冷 却（海水）	可搬型大型送水ポンプ車	4 8	原子炉補機冷却海水ポン プ、原子炉補機冷却水ポン プ、全交流動力電源
	ホース延長・回収車（送水車用）		
	可搬型ホース・接続口〔流路〕	4 9	
代替補機冷却（A－高 圧注入ポンプ（代替補 機冷却））	可搬型大型送水ポンプ車	4 8	原子炉補機冷却海水ポン プ、原子炉補機冷却水ポン プ、全交流動力電源
	ホース延長・回収車（送水車用）		
	可搬型ホース・接続口〔流路〕		
格納容器内自然対流冷 却（原子炉補機冷却水）	原子炉補機冷却水サージタンク加 圧用可搬型窒素ガスポンベ	4 9	格納容器スプレイポンプ、 格納容器スプレイ冷却器、 安全注入ポンプ再循環サ ンプ側入口C／V外側隔 離弁
	ホース・弁〔流路〕		
使用済燃料ピットへの 注水	可搬型大型送水ポンプ車	5 4	使用済燃料ピットポンプ、 使用済燃料ピット冷却器、 燃料取替用水ポンプ、 燃料取替用水ピット、 2次系補給水ポンプ、 2次系純水タンク
	ホース延長・回収車（送水車用）		
	可搬型ホース・接続口〔流路〕		
使用済燃料ピットの監 視	使用済燃料ピット水位（可搬型）	5 4	使用済燃料ピット水位、 使用済燃料ピット温度、 使用済燃料ピットエリア モニタ
	使用済燃料ピット可搬型エリアモ ニタ		

第1表 可搬型重大事故防止設備（3／4）

可搬型重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
水の供給（代替淡水源 又は海を水源）	可搬型大型送水ポンプ車	5.6	—
	ホース延長・回収車（送水車用）		
	可搬型大容量海水送水ポンプ車		
	可搬型ホース・接続口〔流路〕		
常設代替交流電源設備 による給電	可搬型タンクローリー	5.7	非常用交流電源設備
	ホース・接続口〔燃料流路〕		
可搬型代替交流電源設 備による給電	可搬型代替電源車	5.7	非常用交流電源設備
	可搬型タンクローリー		
	ホース・接続口〔燃料流路〕		
可搬型代替直流電源設 備による給電	可搬型直流電源用発電機	5.7	非常用交流電源設備、 非常用直流電源設備（蓄電 池（非常用））
	可搬型直流変換器		
	可搬型タンクローリー		
	ホース〔燃料流路〕		
代替所内電気設備によ る給電	可搬型代替電源車	5.7	非常用所内電気設備
	可搬型タンクローリー		
	ホース・接続口〔燃料流路〕		
燃料補給設備	可搬型タンクローリー	5.7	(ディーゼル発電機燃料 油移送ポンプ)
	ホース・接続口〔燃料流路〕		
圧力計測（最終ヒート シンクの確保）	原子炉補機冷却水サージタンク圧 力（可搬型）※1	5.8	—
温度計測（最終ヒート シンクの確保）／パラ メータ記録	可搬型温度計測装置（格納容器再循 環ユニット入口温度／出口温度）	5.8	主要パラメータの予備※1 格納容器内温度※1 原子炉格納容器圧力※1
水位計測（使用済燃料 ピットの監視）	使用済燃料ピット水位（可搬型）	5.8	使用済燃料ピット水位（A M用）※1 使用済燃料ピット可搬型 エリアモニタ※1 使用済燃料ピット監視カ メラ※1
線量計測（使用済燃料 ピットの監視）	使用済燃料ピット可搬型エリアモ ニタ	5.8	使用済燃料ピット水位（A M用）※1 使用済燃料ピット監視カ メラ※1

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

第1表 可搬型重大事故防止設備（4／4）

可搬型重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
温度, 壓力, 水位及び流量に係わるもの計測	可搬型計測器	5 8	各計器
電源の確保（緊急時対策所）	緊急時対策所用発電機	6 1	非常用交流電源設備
	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤〔電路〕		
発電所内の通信連絡	衛星電話設備（携帯型）	6 2	運転指令設備, 電力保安通信用電話設備
	無線連絡設備（携帯型）		
	携行型通話装置		

第1表の設備のうち、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型タンクローリー、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、緊急時対策所用発電機、可搬型ホース〔流路〕、ホース〔燃料流路〕、緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤〔電路〕は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋、常設代替交流電源設備等とは距離的に離れた場所に配備することとしており、これらの設備に火災が発生しても、各重大事故防止設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能、又は常設重大事故防止設備に影響を及ぼすおそれはない。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第41条 火災による損傷の防止 41-6 添付資料1）

加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース・弁〔流路〕は周辺補機棟 T.P.17.8m に、加圧器逃がし弁操作用バッテリは原子炉補助建屋 T.P.10.3m に設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準事故対処設備である制御用空気圧縮機は周辺補機棟 T.P.10.3m に設置している。したがって、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベと制御用空気圧縮機は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。また、加圧器逃がし弁操作用バッテリが代替する機能を有する設計基準事故対処設備である蓄電池（非常用）は原子炉補助建屋 T.P.10.3m の加圧器逃がし弁操作用バッテリとば別の区画に設置されている。したがって、火災によって加圧器逃がし弁操作用バッテリと蓄電池（非常用）が同時に機能喪失することはない。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第1図）

余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ、ホース・弁〔流路〕は原子炉補助建屋 T.P.2.3m に設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準対象施設である所内用空気圧縮機はタービン建屋に設置している。したがって、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベと所内用空気圧縮機は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。

原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、ホース・弁〔流路〕は周辺補機棟 T.P.43.6m に設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準事故対処設備である格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P.-1.7m に、格納容器スプレイ冷却器は原子炉補助建屋 T.P.2.3m に、安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C／V 外側隔離弁は周辺補機棟 T.P.10.3m に設置している。したがって、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベと格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C／V 外側隔離弁は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第2図）

使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、それぞれ当該計測設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備である使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタが機能喪失した場合にも使用済燃料ピットを監視可能なよう

に配備するものである。

これらの計測設備は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策等を講じる。また、感知・消火対策として当該計測設備を保管、設置する周辺補機棟、原子炉補助建屋、燃料取扱棟については異なる2種類の感知器を設置するとともに、消防法に基づく消火設備を設置している。さらに、これらの計器のケーブルは電線管の使用等により分離している。また、各監視パラメータは第2表のとおり位置的分散を図る。(第3-1図、第3-2図)

第2表 使用済燃料ピットの監視の計測設備の位置的分散について

計測設備	評価
使用済燃料ピット水位 (可搬型)	・使用済燃料ピット水位(可搬型)の保管場所と使用済燃料ピット水位は約15mの離隔距離
使用済燃料ピット可搬型 エリアモニタ	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは使用済燃料ピットエリアモニタとは別の火災区画に保管

以上より、単一の火災によって「使用済燃料ピット水位(可搬型)及び使用済燃料ピット水位」、「使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピットエリアモニタ」は、それぞれ同時に機能を喪失することなく確保できる。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。

可搬型直流変換器は原子炉補助建屋 T.P.10.3m に設置している。一方、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備である蓄電池(非常用)は原子炉補助建屋 T.P.10.3m の可搬型直流変換器とは別の区画に、常設重大事故防止設備である後備蓄電池は原子炉補助建屋 T.P.14.8m に設置している。したがって、可搬型直流変換器と蓄電池(非常用)及び後備蓄電池は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。(第4図)

原子炉補機冷却水サーボタンク圧力(可搬型)及び可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、使用済燃料ピット水位(可搬型)、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、重大事故等対処設備のうち計装設備として3.1.2(25)計装設備〔58条〕にて影響を整理する。

可搬型計測器は、当該計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器(主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。)の電源設備(非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備)が機能喪失した場合にも重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測可能のように配備するものである。可搬型計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器(主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。)は、重大事故等対処設備の計装設備及びその代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設

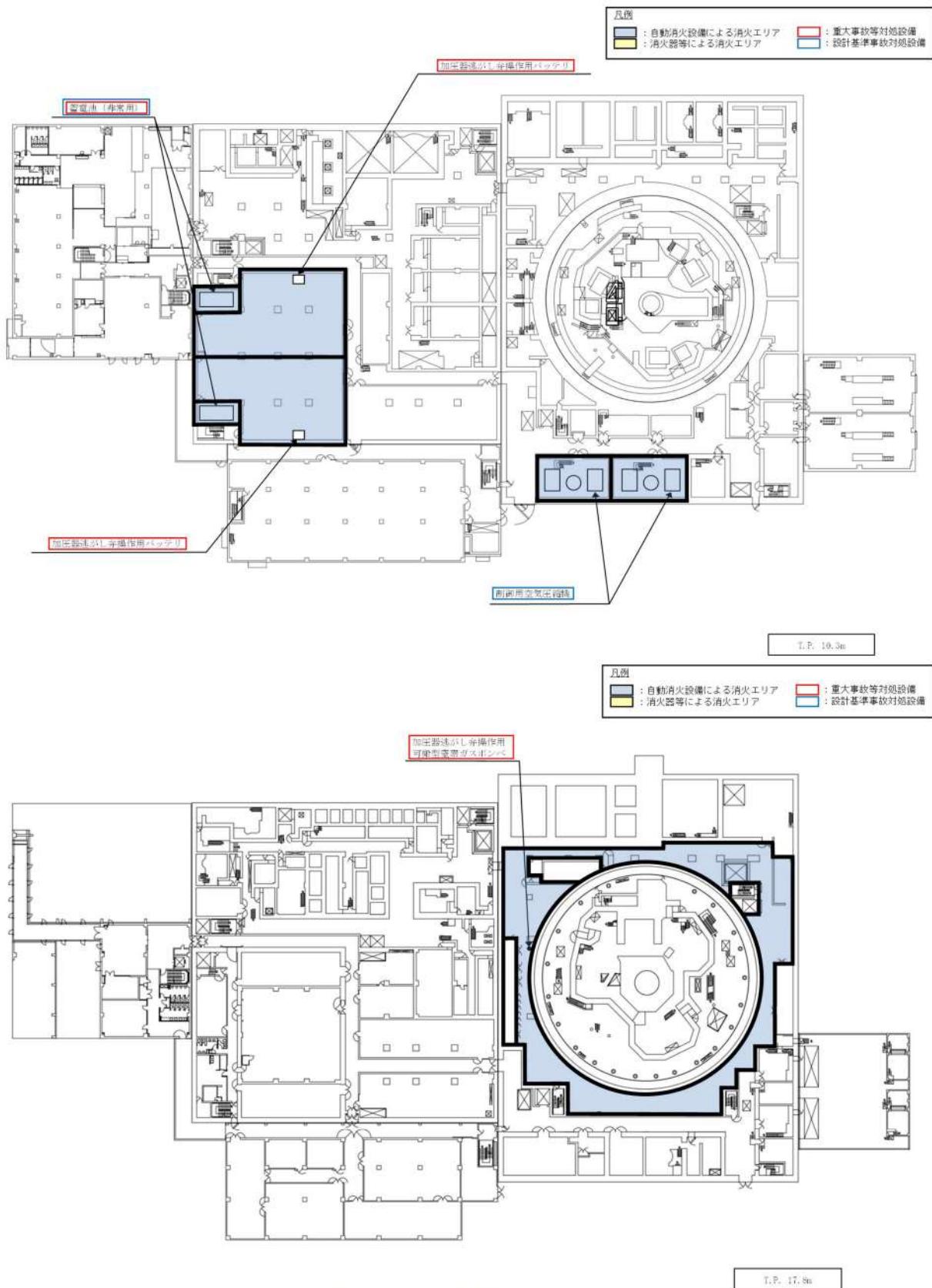
備のそれぞれにおいて異なる系統として設計し、検出器・伝送器等の位置的分散を図るとともにケーブルを電線管等に布設することによって、単一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に機能喪失しないよう設計している。また、可搬型計測器は、当該計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）の電源設備（非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備）を配置する火災区画とは別の火災区画として原子炉補助建屋に配置していることから、単一の火災によってそれぞれが同時に機能喪失することはない。さらに、可搬型計測器は、原子炉補助建屋に配置しているものに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の1セットを緊急時対策所待機所にも配備し、位置的分散を図っている。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。

携行型通話装置は原子炉補助建屋に保管しているが、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設である運転指令設備は電気建屋、電力保安通信用電話設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置しており、位置的分散が図られていることから、火災によって発電所内の通信連絡機能が喪失することはない。

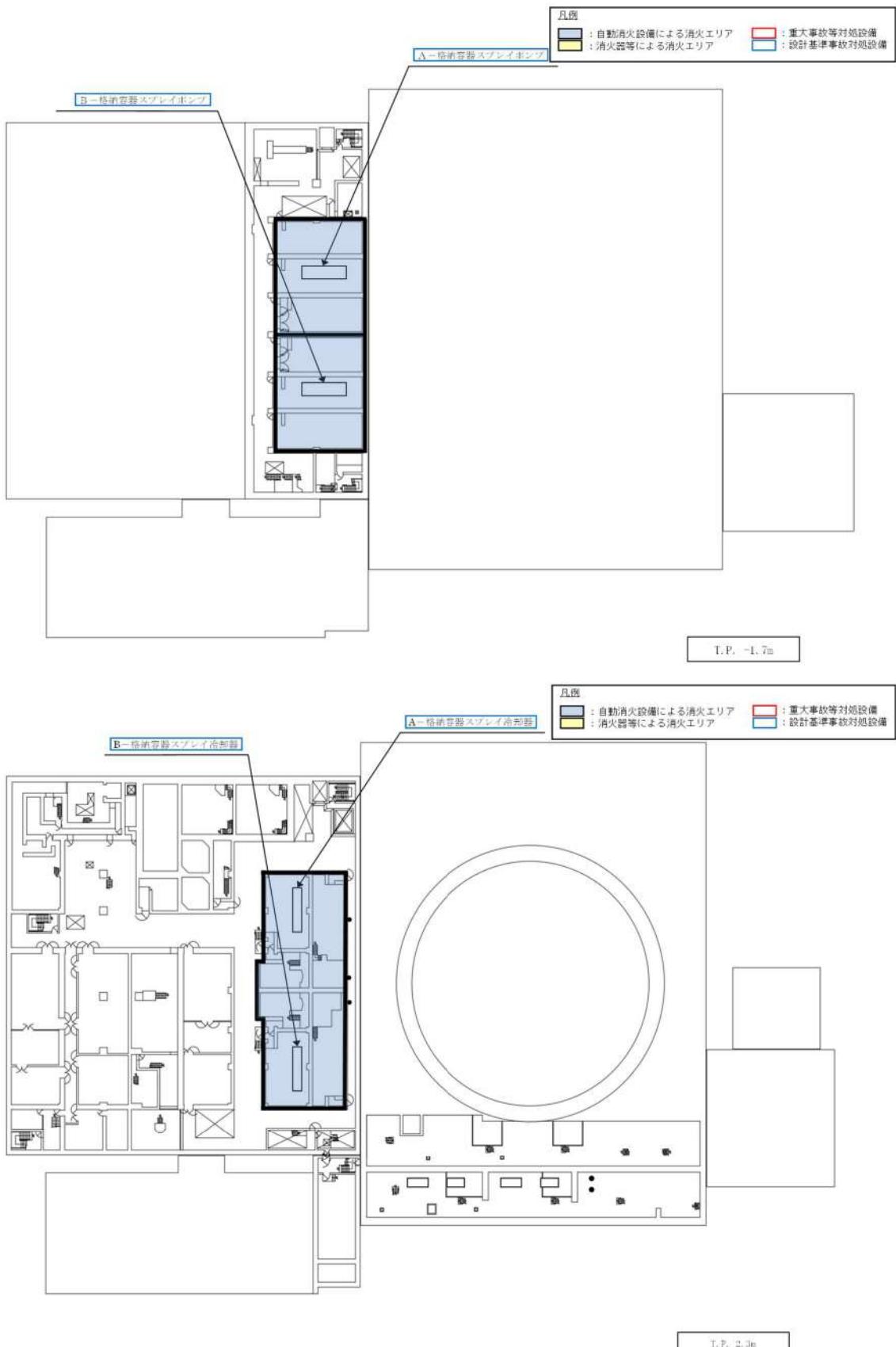
また、衛星電話設備（携帯型）は原子炉補助建屋（中央制御室）及び緊急時対策所指揮所に保管し、無線連絡設備（携帯型）は緊急時対策所待機所及び屋外に保管しているが、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設である運転指令設備は電気建屋、電力保安通信用電話設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置しており、位置的分散が図られていることから、火災によって発電所内の通信連絡機能が喪失することはない。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第5図）

以上より、単一の火災によって、可搬型重大事故防止設備は、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれはない。

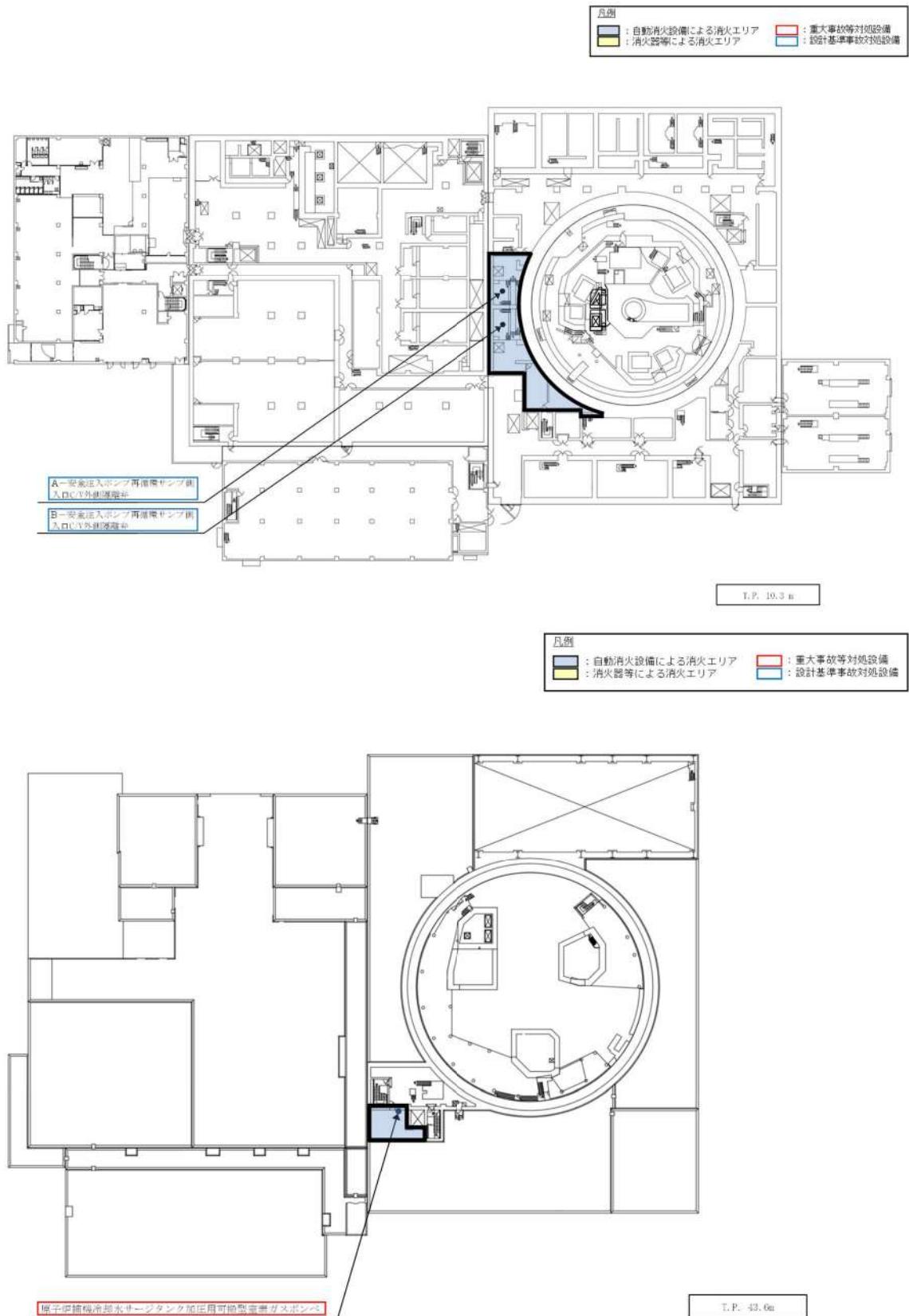
また、当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能も同時に喪失しない。さらに、当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能についても同時に機能喪失しない。



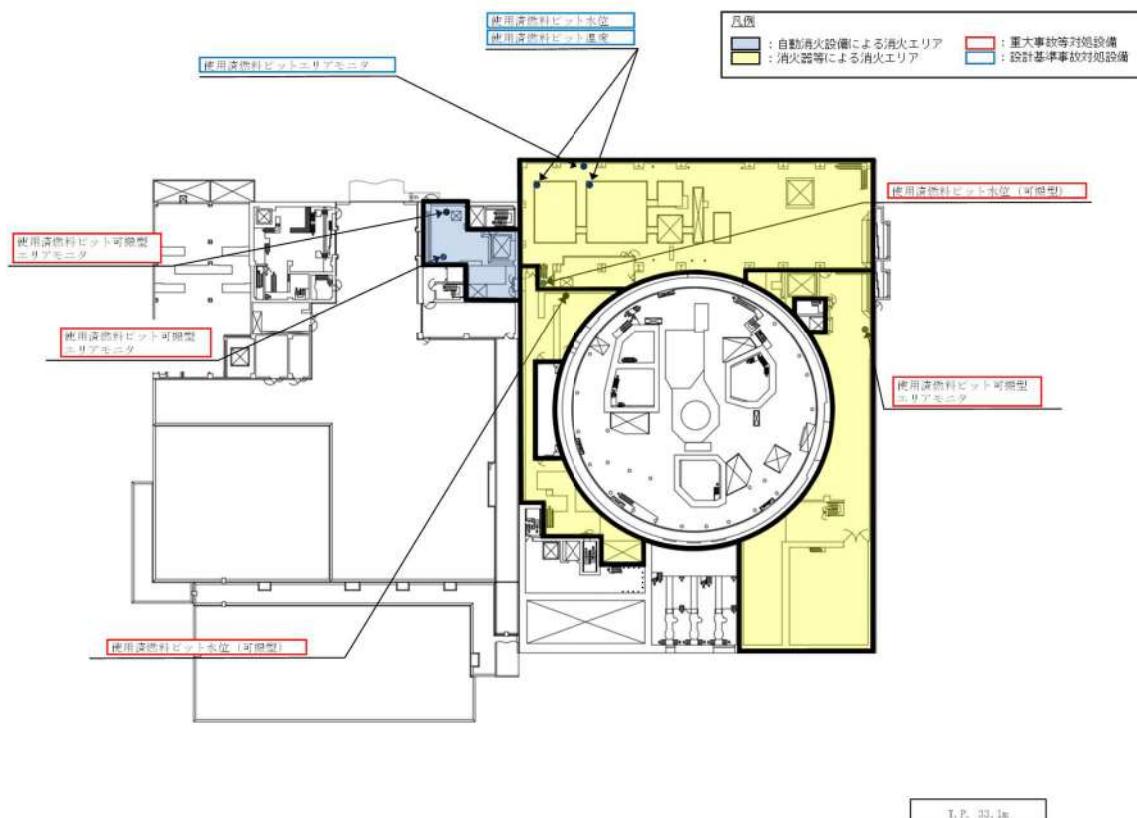
第1図 加压器逃がし弁の機能回復に関する機器の配置



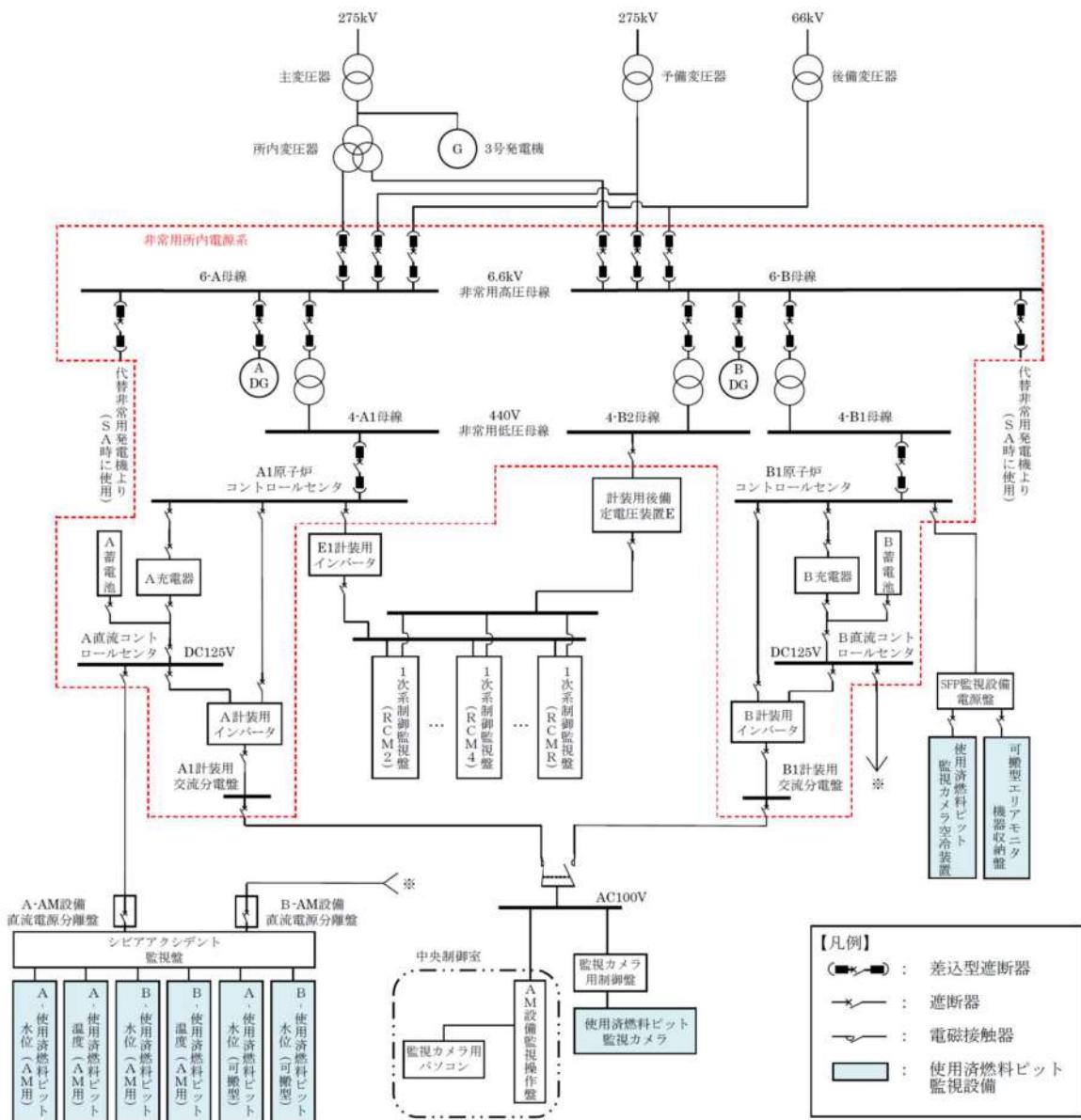
第2図 格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）に関する機器の配置（1／2）



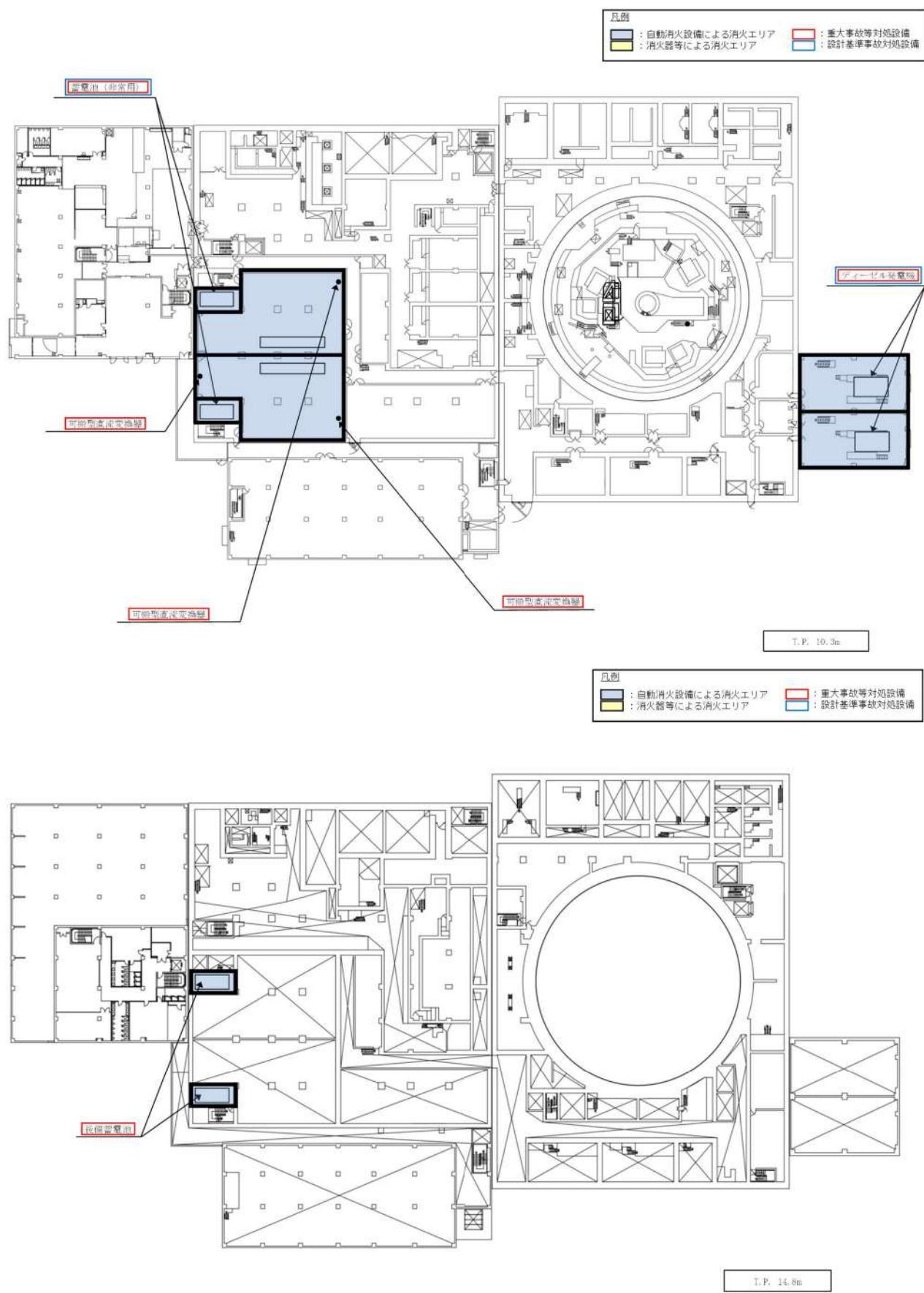
第2図 格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）に関する機器の配置（2／2）



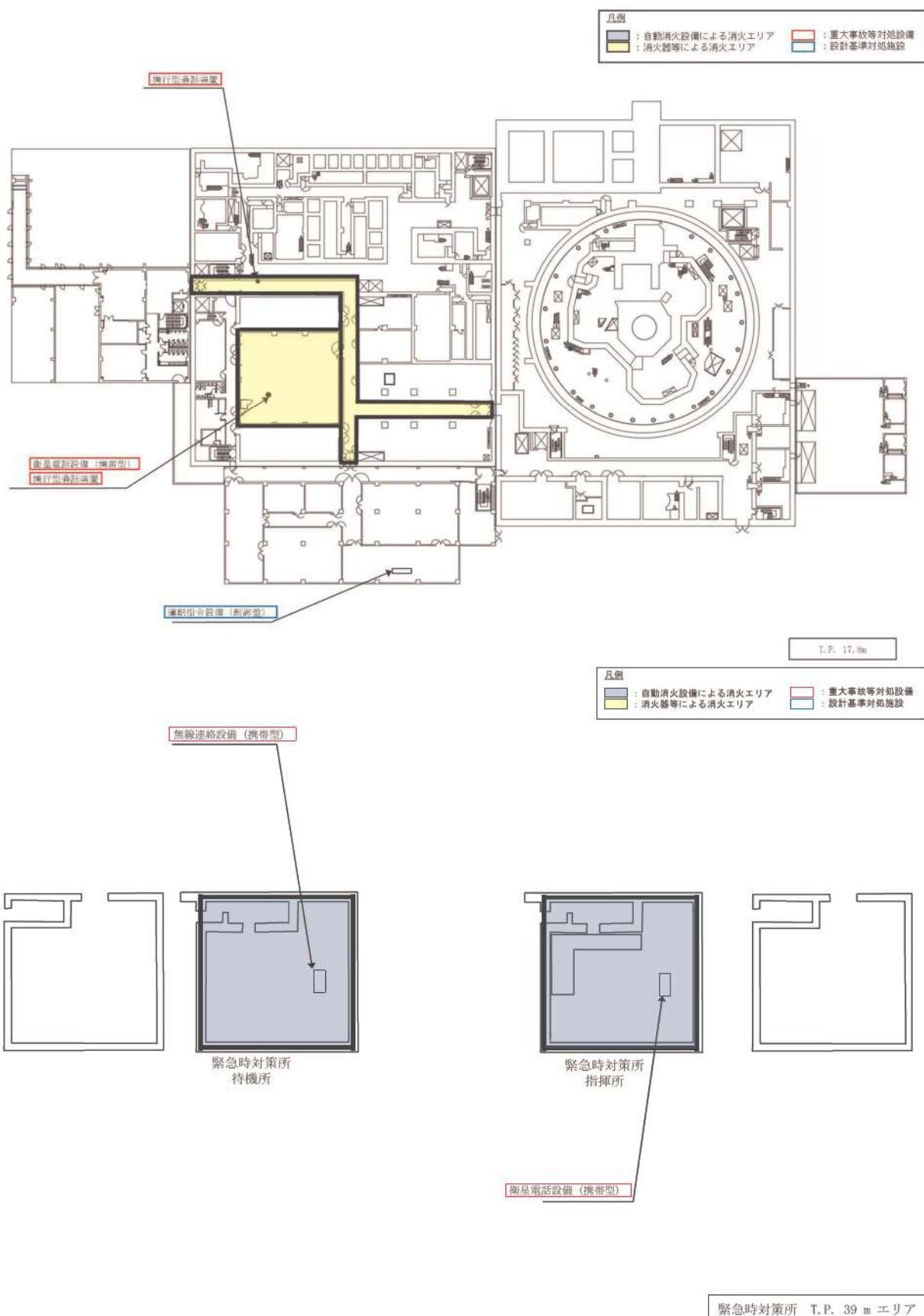
第3-1図 使用済燃料ピットの監視の計測設備に関する機器の配置



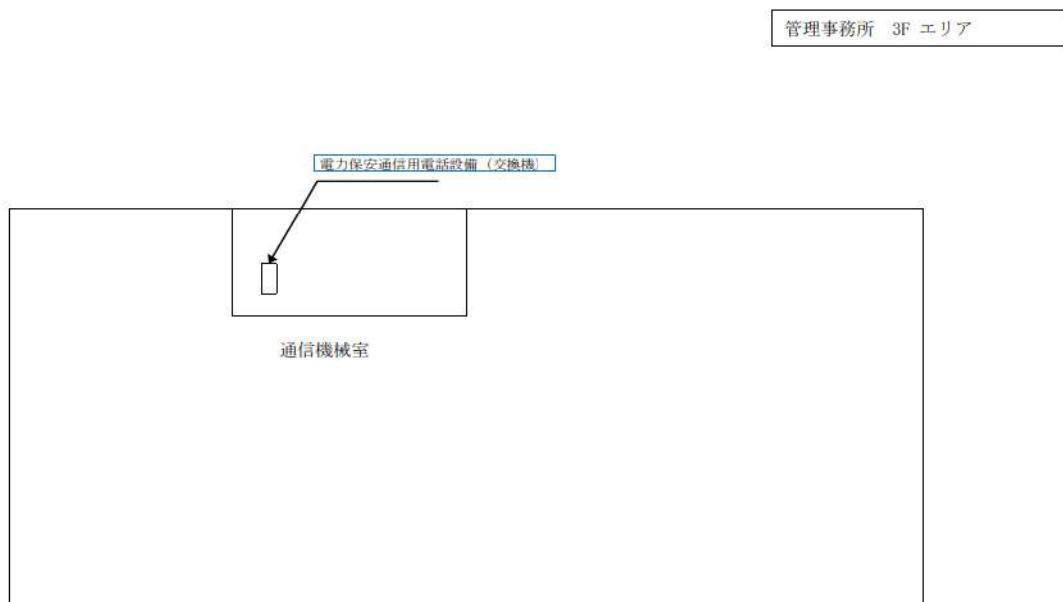
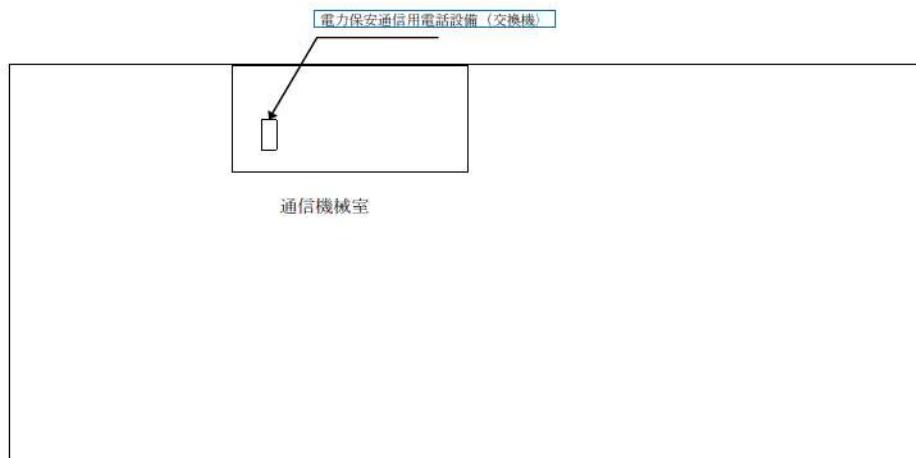
第3-2図 使用済燃料ピットの監視の計測設備の電源構成図



第4図 可搬型直流変換器とディーゼル発電機、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池の配置



第5図 衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型通話装置と  
運転指令設備、電力保安通信用電話設備の配置（1／2）



第5図 衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型通話装置と  
運転指令設備、電力保安通信用電話設備の配置（1／2）

3. 1. 2 常設重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響

重大事故防止設備のうち常設のものを第3表に示す。

第3表 常設重大事故防止設備（1／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	4 4	原子炉安全保護盤、 安全保護系のプロセス計装、炉外核計装
	制御棒クラスタ		
	原子炉トリップ遮断器		
原子炉出力抑制（自動）	共通要因故障対策盤（自動制御盤） (A T W S 緩和設備)	4 4	制御棒クラスタ、 原子炉トリップ遮断器、 原子炉安全保護盤、 安全保護系のプロセス計装、炉外核計装
	主蒸気隔離弁		
	電動補助給水ポンプ		
	タービン動補助給水ポンプ		
	補助給水ピット〔水源〕		
	加圧器逃がし弁		
	加圧器安全弁		
	主蒸気逃がし弁		
	主蒸気安全弁		
原子炉出力抑制（手動）	蒸気発生器	4 4	制御棒クラスタ、 原子炉トリップ遮断器、 原子炉安全保護盤、 安全保護系のプロセス計装、炉外核計装
	主蒸気隔離弁		
	電動補助給水ポンプ		
	タービン動補助給水ポンプ		
	補助給水ピット〔水源〕		
	加圧器逃がし弁		
	加圧器安全弁		
	主蒸気逃がし弁		
	主蒸気安全弁		
ほう酸水注入（ほう酸タンク→充てんライン）	蒸気発生器	4 4 5 6	制御棒クラスタ、 原子炉トリップ遮断器、 原子炉安全保護盤、 安全保護系のプロセス計装、炉外核計装
	ほう酸ポンプ		
	緊急ほう酸注入弁〔流路〕		
	ほう酸タンク〔水源〕		
	充てんポンプ		
	ほう酸フィルタ〔流路〕		
	再生熱交換器〔流路〕		

第3表 常設重大事故防止設備（2／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
ほう酸水注入（燃料取替用水ピット→充てんライン）	充てんポンプ	4 4	制御棒クラスタ、 原子炉トリップ遮断器、 原子炉安全保護盤、 安全保護系のプロセス計装、炉外核計装
	燃料取替用水ピット [水源]		
	再生熱交換器 [流路]		
1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）	高圧注入ポンプ	4 5 4 6	電動補助給水ポンプ、 タービン動補助給水ポンプ、 補助給水ピット、 主蒸気逃がし弁
	加圧器逃がし弁		
	燃料取替用水ピット [水源]		
	蓄圧タンク		
	蓄圧タンク出口弁		
	余熱除去ポンプ		
	余熱除去冷却器		
	格納容器再循環サンプ		
	格納容器再循環サンプスクリーン		
蒸気発生器2次側から の除熱（タービン動補助給水ポンプの手動起動）	タービン動補助給水ポンプ*	4 5 4 6	(タービン動補助給水ポンプ)、 常設直流電源系統、 (主蒸気逃がし弁)、 全交流動力電源(制御用空気)
	主蒸気逃がし弁*		
	補助給水ピット [水源] *		
	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁*		
	蒸気発生器 [注水先] *		
蒸気発生器2次側から の除熱（電動補助給水ポンプへの給電）	電動補助給水ポンプ*	4 5 4 6	(電動補助給水ポンプ)、 (主蒸気逃がし弁)、 全交流動力電源
	主蒸気逃がし弁*		
	補助給水ピット [水源] *		
	蒸気発生器 [注水先] *		
蒸気発生器2次側から の除熱	電動補助給水ポンプ*	4 5 4 6	(電動補助給水ポンプ)、 (タービン動補助給水ポンプ)、 (補助給水ピット)、 (主蒸気逃がし弁)
	タービン動補助給水ポンプ*		
	主蒸気逃がし弁*		
	補助給水ピット [水源] *		
	蒸気発生器 [注水先] *		

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（3／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
蒸気発生器 2 次側からの除熱	電動補助給水ポンプ*	4 6	加圧器逃がし弁
	タービン動補助給水ポンプ*		
	主蒸気逃がし弁*		
	補助給水ピット [水源] *		
	蒸気発生器 [注水先] *		
加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁*	4 6	(加圧器逃がし弁)
1 次冷却系の減圧 (SG 伝熱管破損発生時, IS-LOCA 発生時)	主蒸気逃がし弁	4 6	(主蒸気逃がし弁)
	加圧器逃がし弁		(加圧器逃がし弁)
余熱除去設備の隔離 (IS-LOCA 発生時)	余熱除去ポンプ入口弁	4 6	(余熱除去ポンプ入口弁)
加圧器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧	加圧器逃がし弁*	4 6	(加圧器逃がし弁)
蓄圧注入	蓄圧タンク*	4 6	(蓄圧タンク), (蓄圧タンク出口弁)
	蓄圧タンク出口弁*		
炉心注水 (充てんポンプ) (1 次冷却材喪失事象が発生している場合, 原子炉停止中の場合)	充てんポンプ*	4 7	余熱除去ポンプ, 高圧注入ポンプ, 燃料取替用水ピット, 格納容器再循環サンプスクリーン, 余熱除去冷却器
	燃料取替用水ピット [水源] *		
	再生熱交換器 [流路] *		
代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (1 次冷却材喪失事象が発生している場合, 原子炉停止中の場合)	B-格納容器スプレイポンプ	4 7	余熱除去ポンプ, 高圧注入ポンプ, 燃料取替用水ピット, 格納容器再循環サンプスクリーン, 余熱除去冷却器
	燃料取替用水ピット [水源]		
	B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]		

\* 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（4／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)（1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合）	代替格納容器スプレイポンプ	4 7	余熱除去ポンプ、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ピット、 格納容器再循環サンプスクリーン、 余熱除去冷却器
	燃料取替用水ピット〔水源〕		
	補助給水ピット〔水源〕		
再循環運転(高圧注入ポンプ)（1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合）	高圧注入ポンプ*	4 7	
	格納容器再循環サンプ〔水源〕*		余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器、 余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁
	格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕*		
	安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕*		
	ほう酸注入タンク〔流路〕*		
代替再循環運転(B-格納容器スプレイポンプ)（1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合）	B-格納容器スプレイポンプ	4 7 5 6	
	格納容器再循環サンプ〔水源〕		余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器、 余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁
	格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕		
	B-格納容器スプレイ冷却器〔流路〕		
	B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕		
炉心注水(高圧注入ポンプ)（1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合）	高圧注入ポンプ*	4 7	格納容器再循環サンプスクリーン、 余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器
	燃料取替用水ピット〔水源〕*		
	ほう酸注入タンク〔流路〕*		
代替炉心注水(B-充てんポンプ(自己冷却))（1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合）	B-充てんポンプ	4 7	
	燃料取替用水ピット〔水源〕		全交流動力電源、 原子炉補機冷却機能
	再生熱交換器〔流路〕		

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（5／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
代替再循環運転（A－高圧注入ポンプ（代替補機冷却） (1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合)	A－高圧注入ポンプ*	4 7 5 6	全交流動力電源、 原子炉補機冷却機能
	格納容器再循環サンプ〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕*		
	A－安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕*		
	ほう酸注入タンク〔流路〕*		
蒸気発生器2次側からの除熱（1次冷却材喪失事象が発生していない場合、原子炉停止中の場合）	電動補助給水ポンプ*	4 7	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器
	タービン動補助給水ポンプ*		
	補助給水ピット〔水源〕*		
	主蒸気逃がし弁*		
	蒸気発生器〔注水先〕*		
余熱除去設備	余熱除去ポンプ*	4 7	(余熱除去ポンプ)、 (余熱除去冷却器)
	余熱除去冷却器*		
高圧注入系 高圧時再循環	高圧注入ポンプ*	4 7 5 6	(高圧注入ポンプ)、 (燃料取替用水ピット)、 (格納容器再循環サンプ)、(格納容器再循環サンプスクリーン)
	燃料取替用水ピット〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプ〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕*		
	ほう酸注入タンク〔流路〕*		
低圧注入系 低圧時再循環	余熱除去ポンプ*	4 7 5 6	(余熱除去ポンプ)、 (余熱除去冷却器)、 (燃料取替用水ピット)、 (格納容器再循環サンプ)、(格納容器再循環サンプスクリーン)
	余熱除去冷却器*		
	燃料取替用水ピット〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプ〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕*		
蒸気発生器2次側からの除熱	電動補助給水ポンプ*	4 8	原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却水ポンプ
	タービン動補助給水ポンプ*		
	主蒸気逃がし弁*		
	補助給水ピット〔水源〕*		
	蒸気発生器〔注水先〕*		

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（6／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
格納容器内自然対流冷却（海水）	C, D-格納容器再循環ユニット	4 8 4 9	原子炉補機冷却海水ポンプ, 原子炉補機冷却水ポンプ
代替補機冷却（A-高圧注入ポンプ（代替補機冷却））	A-高圧注入ポンプ*	4 8	原子炉補機冷却海水ポンプ, 原子炉補機冷却水ポンプ
原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水ポンプ*	4 8	(原子炉補機冷却設備)
	原子炉補機冷却海水ポンプ*		
	原子炉補機冷却水冷却器*		
	原子炉補機冷却水サージタンク*		
格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水） (炉心の著しい損傷防止)	C, D-格納容器再循環ユニット	4 9	格納容器スプレイポンプ, 格納容器スプレイ冷却器, 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁
	C, D-原子炉補機冷却水ポンプ		
	C, D-原子炉補機冷却水冷却器		
	原子炉補機冷却水サージタンク		
	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ		
	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ 出口ストレーナ〔流路〕		
	C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ〔流路〕		
代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (炉心の著しい損傷防止)	代替格納容器スプレイポンプ	4 9	格納容器スプレイポンプ, 燃料取替用水ピット
	燃料取替用水ピット〔水源〕		
	補助給水ピット〔水源〕		
格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	格納容器スプレイポンプ*	4 9 5 6	(格納容器スプレイ), (格納容器スプレイ再循環)
	格納容器スプレイ冷却器*		
	燃料取替用水ピット〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプ〔水源〕*		
	格納容器再循環サンプスクリーン 〔流路〕*		

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（7／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（AM用）	5.4	使用済燃料ピット水位、 使用済燃料ピット温度、 使用済燃料ピットエリアモニタ
	使用済燃料ピット温度（AM用）		
	使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。)		
重大事故等収束のための水源	補助給水ピット	5.6	(補助給水ピット) (燃料取替用水ピット)
	燃料取替用水ピット		
常設代替交流電源設備による給電	代替非常用発電機	5.7	非常用交流電源設備（ディーゼル発電機）
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		
	燃料タンク（SA）		
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		
	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤		
可搬型代替交流電源設備による給電	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	5.7	非常用交流電源設備（ディーゼル発電機）
	燃料タンク（SA）		
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		
	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤		
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	蓄電池（非常用）	5.7	非常用交流電源設備（ディーゼル発電機）
	後備蓄電池		
	A充電器		
	B充電器		
可搬型代替直流電源設備による給電	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	5.7	非常用交流電源設備（ディーゼル発電機） 非常用直流電源設備（蓄電池（非常用））
	燃料タンク（SA）		

第3表 常設重大事故防止設備（8／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
代替所内電気設備による給電	代替非常用発電機	5 7	非常用所内電気設備
	代替所内電気設備変圧器		
	代替所内電気設備分電盤		
	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤		
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		
	燃料タンク (SA)		
燃料補給設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	5 7	(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)
	燃料タンク (SA)		(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		
非常用交流電源設備	ディーゼル発電機*	5 7	(非常用交流電源設備)
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		
	ディーゼル発電機燃料油サービススタンク*		

\* 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（9／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設※1
系統機能	設備		
温度計測（原子炉圧力容器内の温度）	1次冷却材温度（広域－高温側）	5.8	主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度（広域－低温側）
	1次冷却材温度（広域－低温側）		主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度（広域－高温側）
圧力計測（原子炉圧力容器内の圧力）	1次冷却材圧力（広域）	5.8	主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側）
水位計測（原子炉圧力容器内の水位）	加圧器水位	5.8	主要パラメータの他チャンネル 原子炉容器水位 1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域－高温側）
	原子炉容器水位		加圧器水位 1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側）
注水量計測（原子炉圧力容器への注水量）	高圧注入流量*	5.8	燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
	低圧注入流量*		燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量		燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
	B－格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）		燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（10／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設※1
系統機能	設備		
注水量計測（原子炉格納容器への注水量）	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	5.8	燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
	B－格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）		燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
	高圧注入流量*		燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
	低圧注入流量*		燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位（広域）
温度計測（原子炉格納容器内の温度）	格納容器内温度	5.8	主要パラメータの他チャンネル 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用）
圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）	原子炉格納容器圧力	5.8	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力（AM用） 格納容器内温度
	格納容器圧力（AM用）		原子炉格納容器圧力 格納容器内温度
水位計測（原子炉格納容器内の水位）	格納容器再循環サンプ水位（広域）	5.8	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 原子炉下部キャビティ水位 格納容器水位 燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 B－格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用） 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		格納容器再循環サンプ水位（広域）

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（11／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>
系統機能	設備		
線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	5.8	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		主要パラメータの他チャンネル 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）
出力計測（未臨界の維持又は監視）	出力領域中性子束	5.8	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側） ほう酸タンク水位
	中間領域中性子束		主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中性子源領域中性子束 ほう酸タンク水位
	中性子源領域中性子束		主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 ほう酸タンク水位
水位計測（最終ヒートシンクの確保）	蒸気発生器水位（狭域） *	5.8	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位（広域） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材温度（広域－高温側）
	蒸気発生器水位（広域） *		蒸気発生器水位（狭域） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材圧力（広域）
	原子炉補機冷却水サイジタンク水位*		主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度
注水量計測（最終ヒートシンクの確保）	補助給水流量*	5.8	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域）

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（12／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設※1
系統機能	設備		
圧力計測（最終ヒートシンクの確保）	原子炉格納容器圧力	5.8	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力（AM用） 格納容器内温度
	主蒸気ライン圧力*		主要パラメータの他チャンネル又は他 ループ 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材温度（広域－高温側）
水位計測（格納容器バイパスの監視）	蒸気発生器水位（狭域）	5.8	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位（広域） 主蒸気ライン圧力 補助給水流量
圧力計測（格納容器バイパスの監視）	主蒸気ライン圧力	5.8	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位（広域） 補助給水流量
	1次冷却材圧力（広域）		主要パラメータの他ループ 蒸気発生器水位（狭域） 主蒸気ライン圧力 格納容器再循環サンプ水位（広域） 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側）
水位計測（水源の確保）	燃料取替用水ピット水位	5.8	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環サンプ水位（広域） B－格納容器スプレイ冷却器出口積算流 量（AM用） 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流 量
	ほう酸タンク水位		主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（13／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設※1
系統機能	設備		
水位計測（水源の確保）	補助給水ピット水位*	5 8	主要パラメータの他チャンネル 補助給水流量 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流 量
水位計測（使用済燃料 ピットの監視）	使用済燃料ピット水位 (AM用)	5 8	使用済燃料ピット水位（可搬型） 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 使用済燃料ピット監視カメラ
温度計測（使用済燃料 ピットの監視）	使用済燃料ピット温度 (AM用)	5 8	使用済燃料ピット水位（AM用） 使用済燃料ピット監視カメラ
状態監視（使用済燃料 ピットの監視）	使用済燃料ピット監視 カメラ	5 8	使用済燃料ピット水位（AM用） 使用済燃料ピット水位（可搬型） 使用済燃料ピット温度（AM用） 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表 常設重大事故防止設備（14／14）

常設重大事故防止設備		関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
系統機能	設備		
その他 (重大事故等対処設備 を活用する手順等の着 手の判断基準として用 いる補助パラメータ)	6-A, B母線電圧*	5 8	(6-A, B母線電圧)
	A, B-直流コントロールセンタ母 線電圧*		(A, B-直流コントロー ルセンタ母線電圧)
	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補 機冷却水流量 (AM用)		A-高圧注入ポンプ及び油 冷却器補機冷却水流量
	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却 水流量 (AM用)		A-高圧注入ポンプ電動機 補機冷却水流量
	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海 水流量 (AM用)		原子炉補機冷却水冷却器補 機冷却海水流量
	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM 用)		原子炉補機冷却水供給母管 流量
居住性の確保	中央制御室遮へい	5 9	(中央制御室遮へい)
	中央制御室非常用循環ファン		
	中央制御室給気ファン		
	中央制御室循環ファン		
	中央制御室非常用循環フィルタユニ ット		(中央制御室空調装置)
	中央制御室給気ユニット		
発電所内の通信連絡	衛星電話設備 (固定型)	6 2	
	無線連絡設備 (固定型)		
	インターフォン		運転指令設備, 電力保安通信用電話設備
	テレビ会議システム (指揮所・待機所 間)		

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

第3表の設備のうち、制御棒クラスタ、補助給水ピット、加圧器安全弁、主蒸気安全弁、蒸気発生器、ほう酸タンク、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、燃料取替用水ピット、蓄圧タンク、余熱除去冷却器、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーン、ほう酸注入タンク、格納容器スプレイ冷却器、C、D-格納容器再循環ユニット、C、D-原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サーボタンク、C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ、中央制御室遮へい、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室給気ユニットは金属等の不燃性材料で構築されていること、内部の液体の漏えいを防止するためのパッキンが装着されている場合でもパッキン類のシート面は機器内の液体と接触しており大幅な温度上昇は考えにくいことから、火災発生のおそれはない。すなわち、2. 2 (1) ①において安全機能が喪失しないと判断する。

上記以外の常設重大事故防止設備について、当該設備の機能と、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備等の安全機能が火災によって同時に喪失しないことを以下に示す。

## (1) 手動による原子炉緊急停止 [44 条]

「手動による原子炉緊急停止」は、 A T W S が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合に、手動にて原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）操作により、原子炉を緊急停止するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装及び炉外核計装による原子炉自動トリップ機能である。

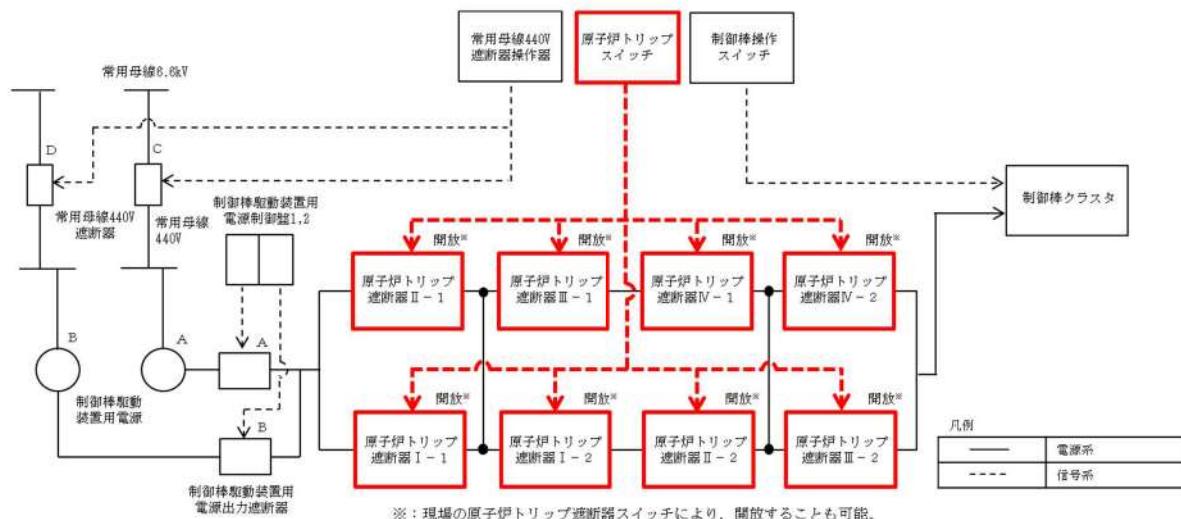
手動による原子炉緊急停止、原子炉自動トリップ機能とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる 2 種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。

制御棒クラスタについては、原子炉容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。

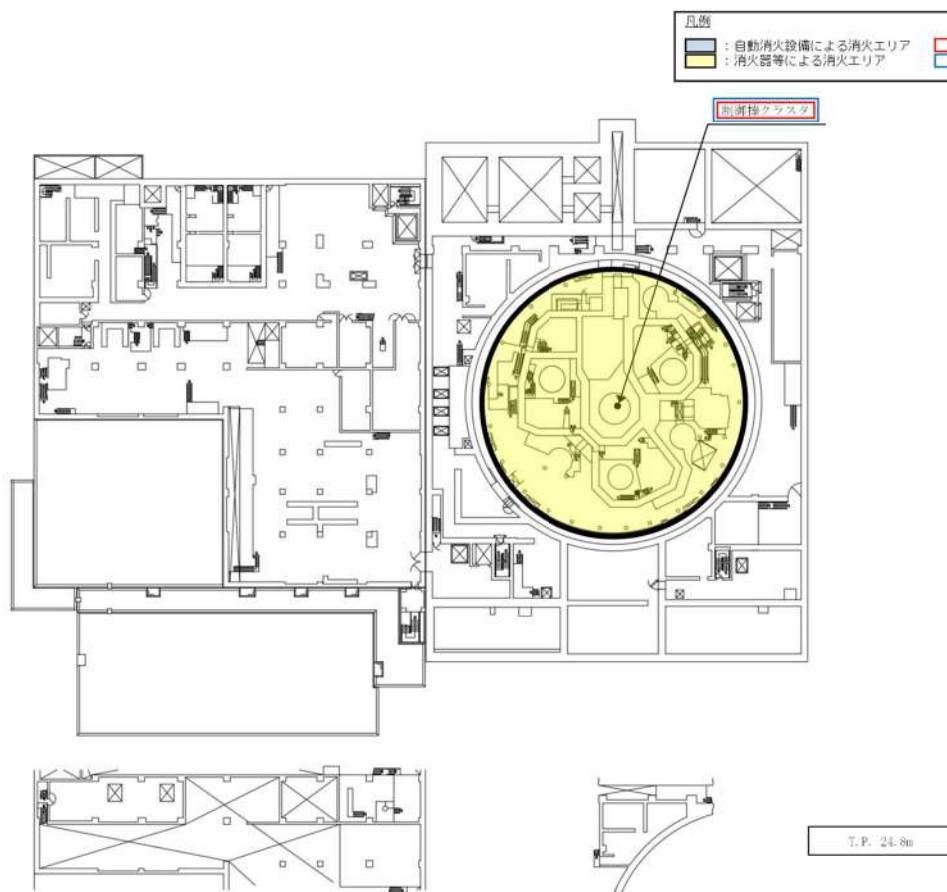
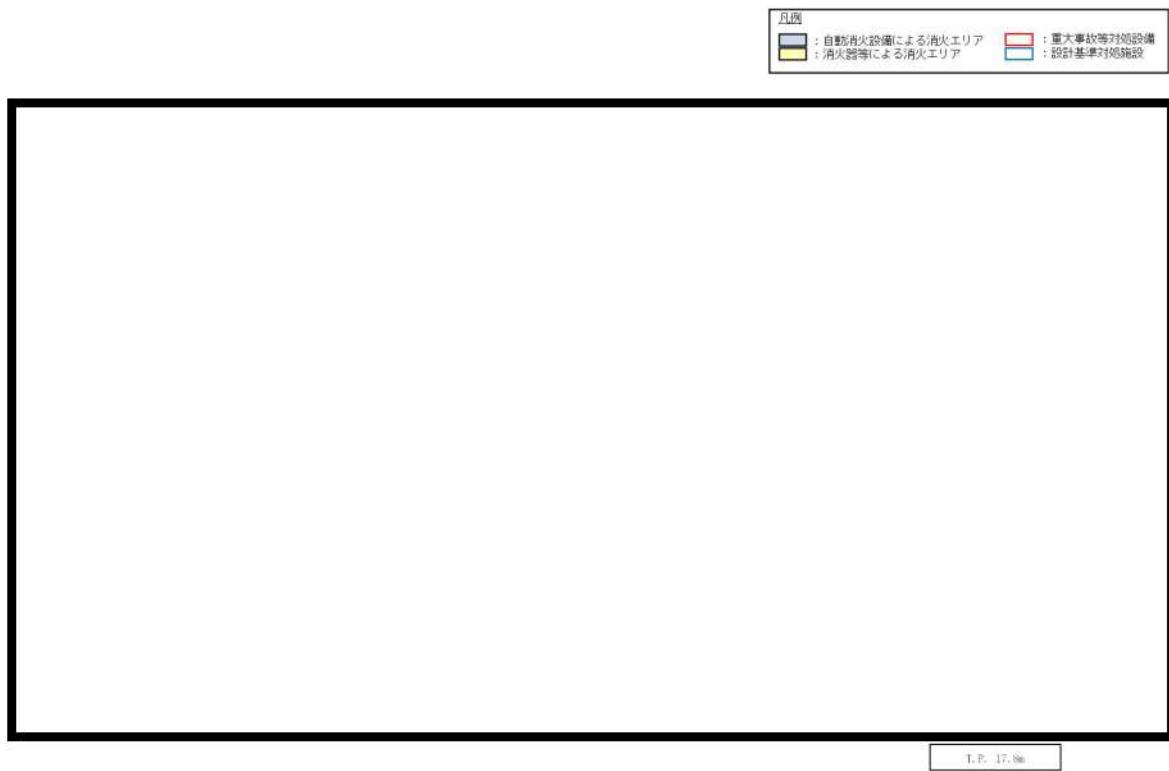
また、制御棒クラスタについては、フェイルセーフ設計となっており、火災によって制御棒駆動装置のケーブルが損傷した場合も、自重により落下することで炉心に挿入されることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。

さらに、原子炉トリップスイッチ及び原子炉トリップしゃ断器と、原子炉安全保護盤は、異なる火災区画に設置されている。(第 6 図、第 7 図)

以上より、単一の火災によって手動による原子炉緊急停止の機能、原子炉自動トリップ機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。



第 6 図 手動による原子炉緊急停止 系統概要図



第7図 手動による原子炉緊急停止に関する機器の配置（1／1）

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

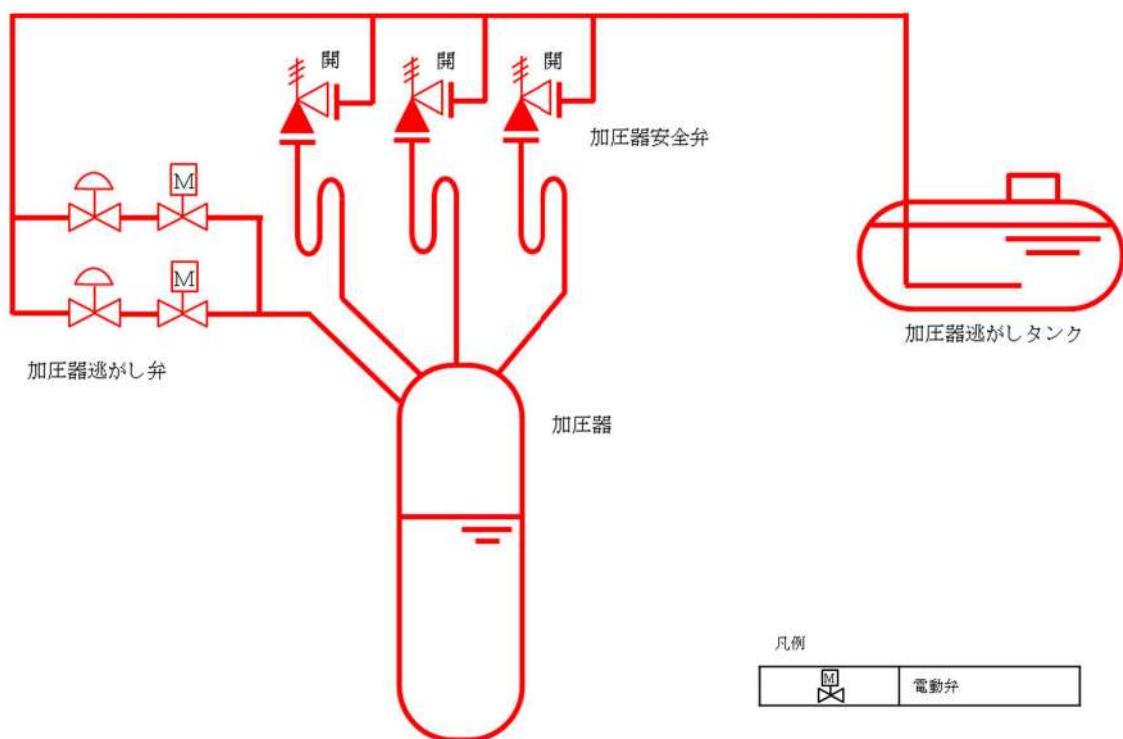
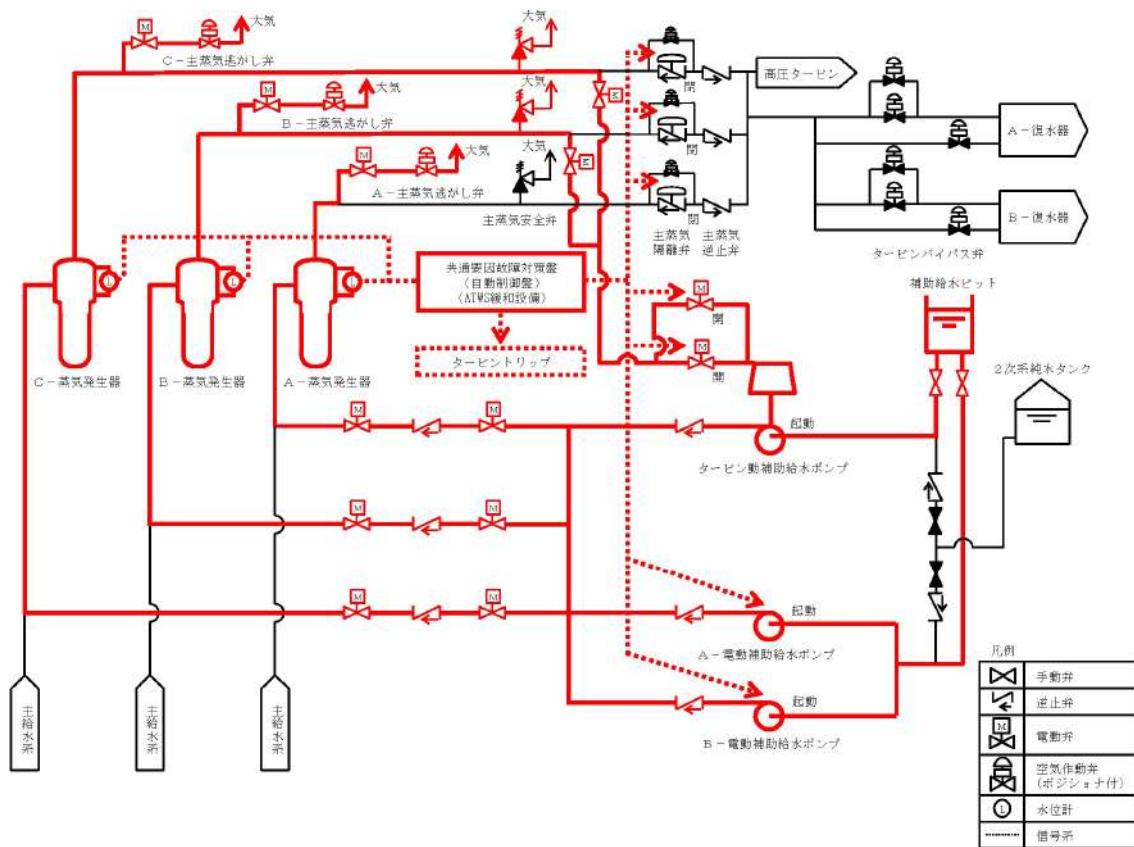
## (2) 原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）〔44条〕

「原子炉出力抑制（自動）」は、A TWS が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合に、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A TWS 緩和設備）の作動により原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持するための常設設備、「原子炉出力抑制（手動）」は、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A TWS 緩和設備）が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合に、中央制御室から手動操作によりタービン手動トリップ、主蒸気隔離弁の閉操作及び補助給水ポンプの起動を行うことで原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装による原子炉自動トリップ機能である。

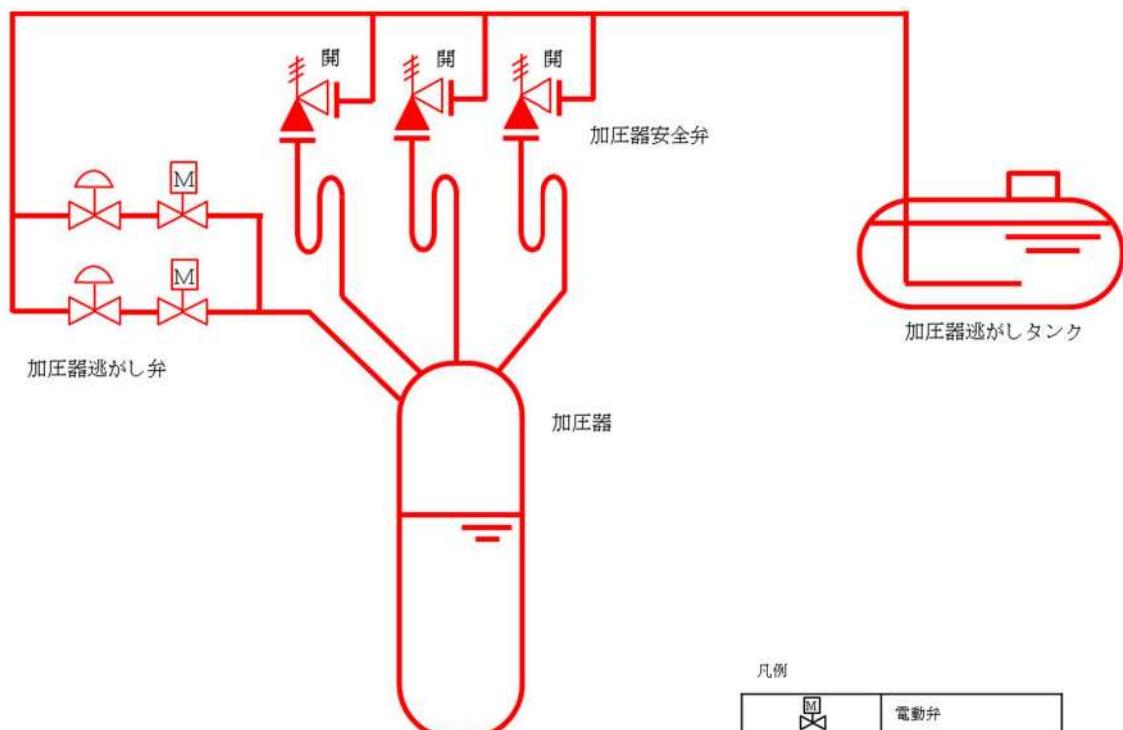
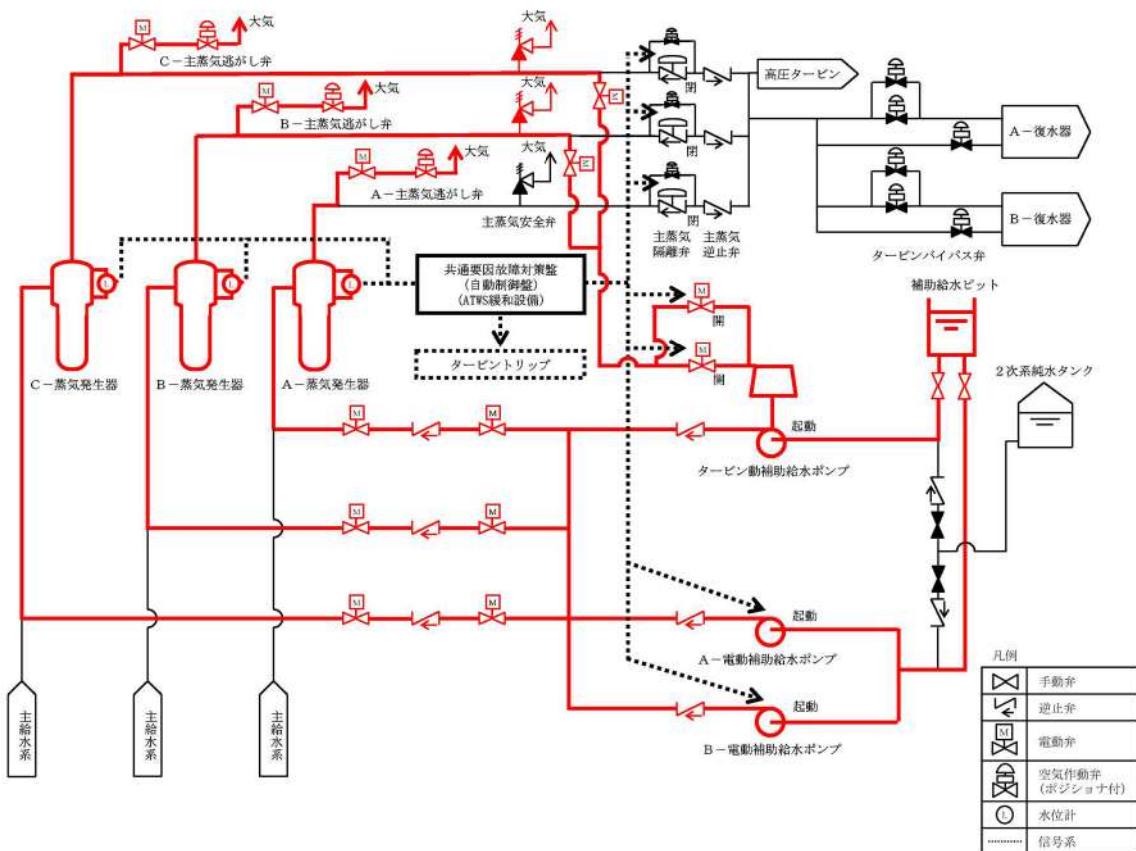
原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）、原子炉自動トリップ機能とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。

さらに、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁と、制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤は、異なる火災区画に設置されている。加えて、原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）は減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制する手段であり、原子炉自動トリップ機能とはそれぞれ異なる原理で原子炉出力を抑制する。（第8-1図、第8-2図、第9図）

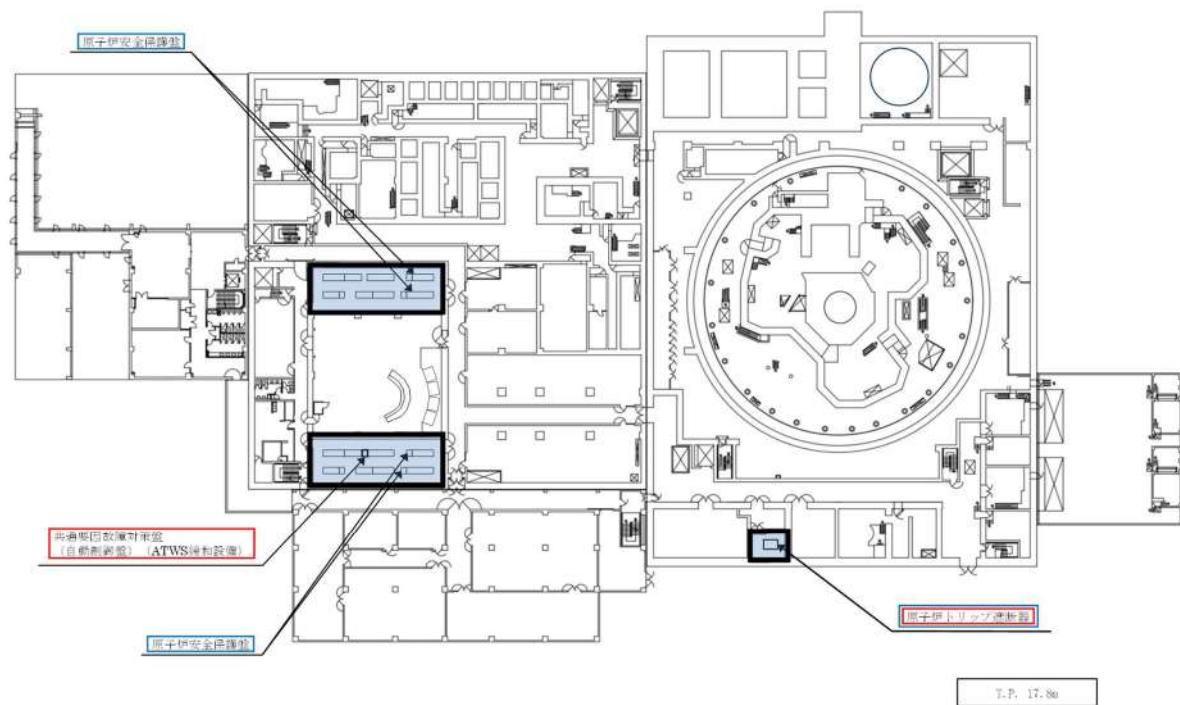
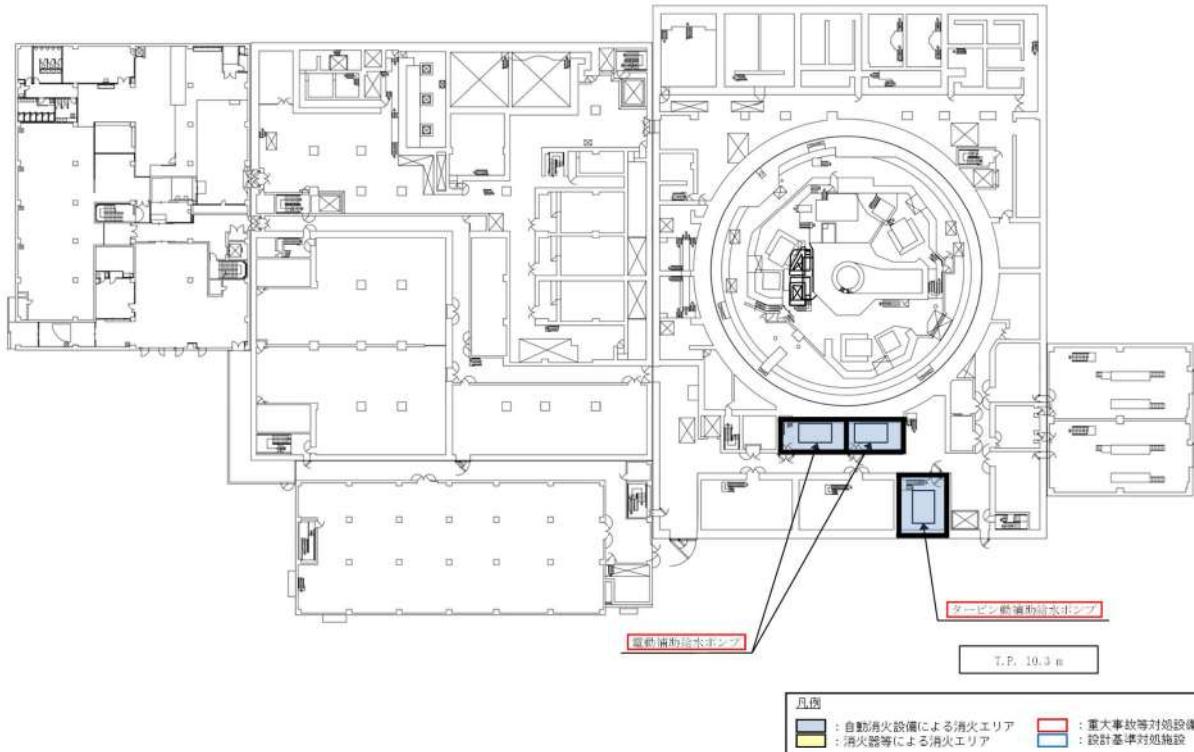
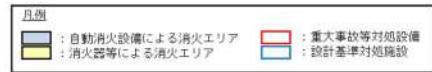
以上より、单一の火災によって原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）並びに原子炉自動トリップ機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。



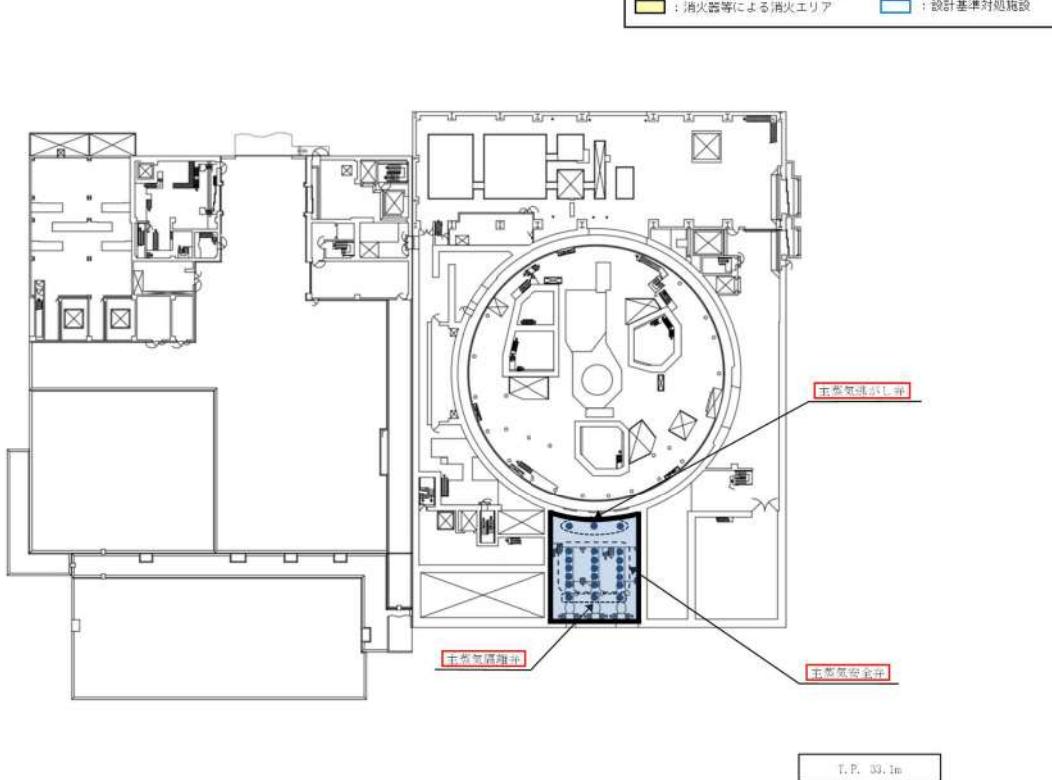
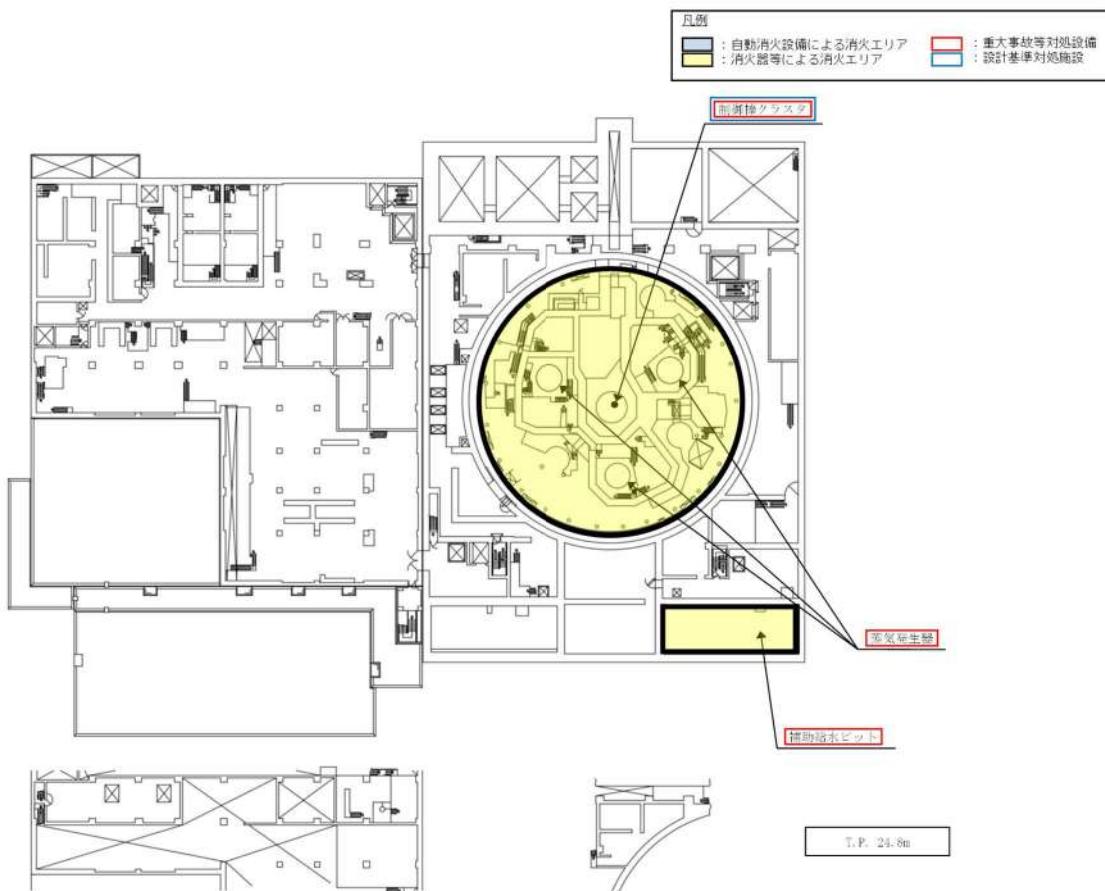
第8-1図 原子炉出力抑制（自動） 系統概要図



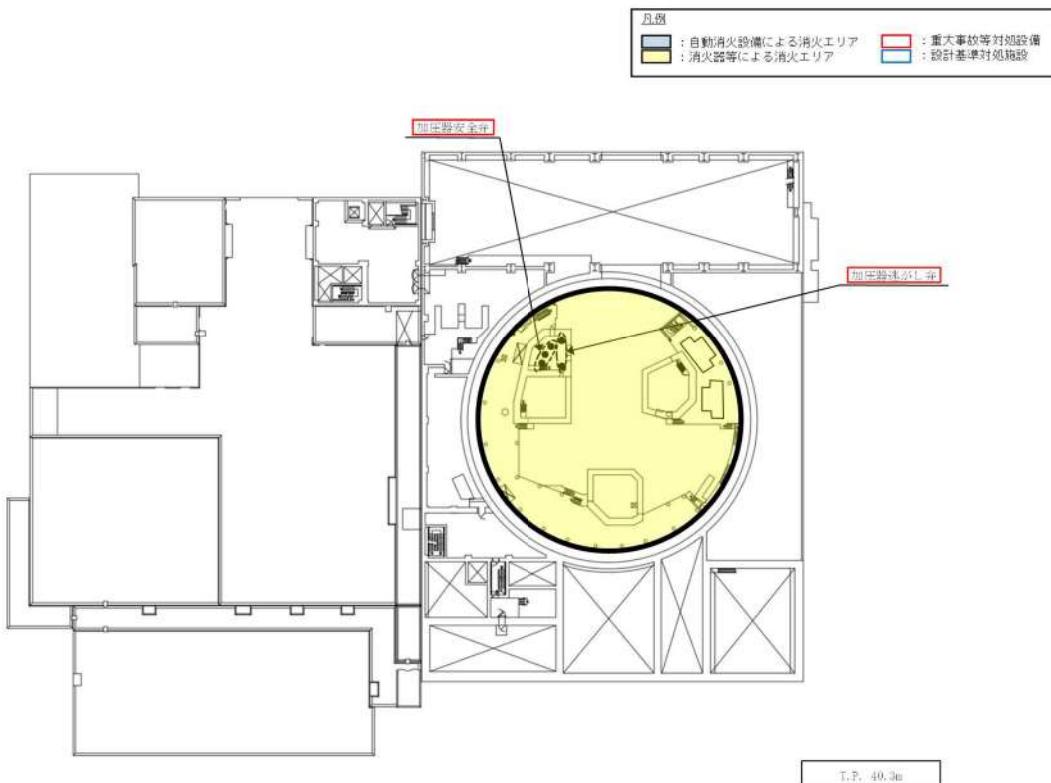
第8-2図 原子炉出力抑制（手動） 系統概要図



第9図 原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に関する機器の配置（1／3）



第9図 原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に関する機器の配置（2／3）



第9図 原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に関する機器の配置（3／3）

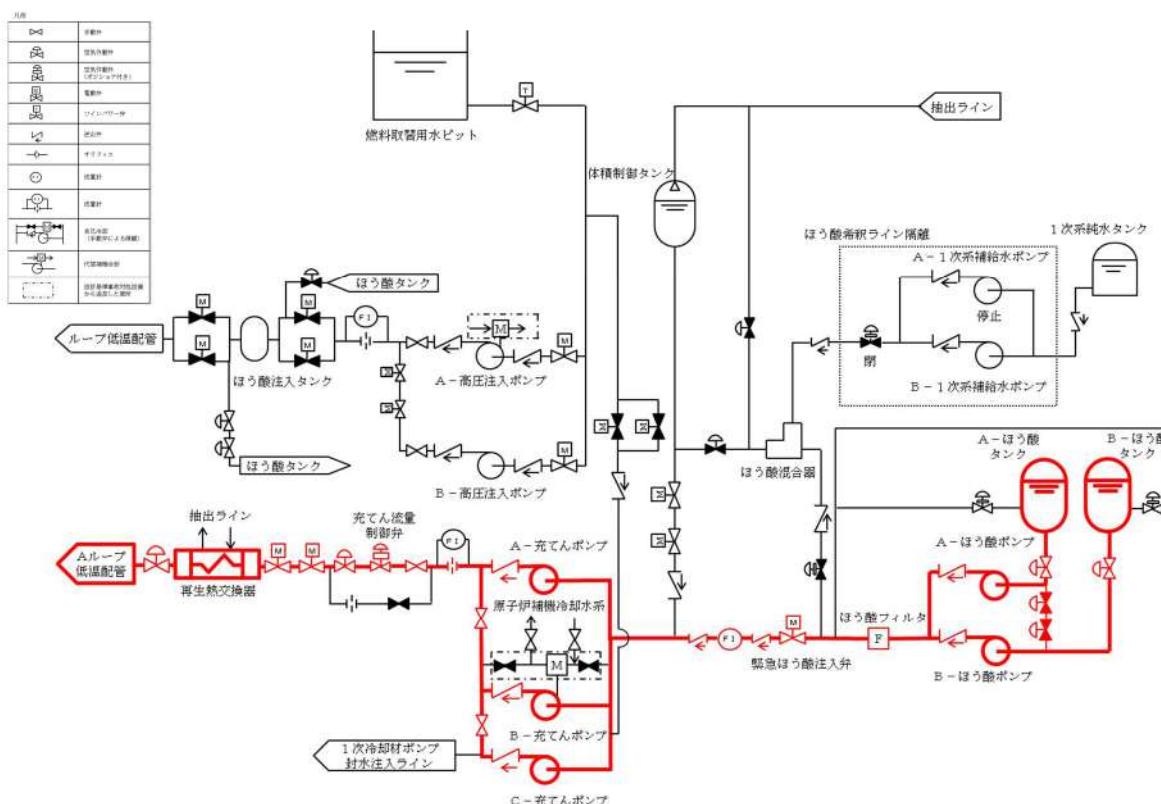
### (3) ほう酸水注入 [44 条]

「ほう酸水注入」は、A T W S が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合に、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装による原子炉自動トリップ機能である。

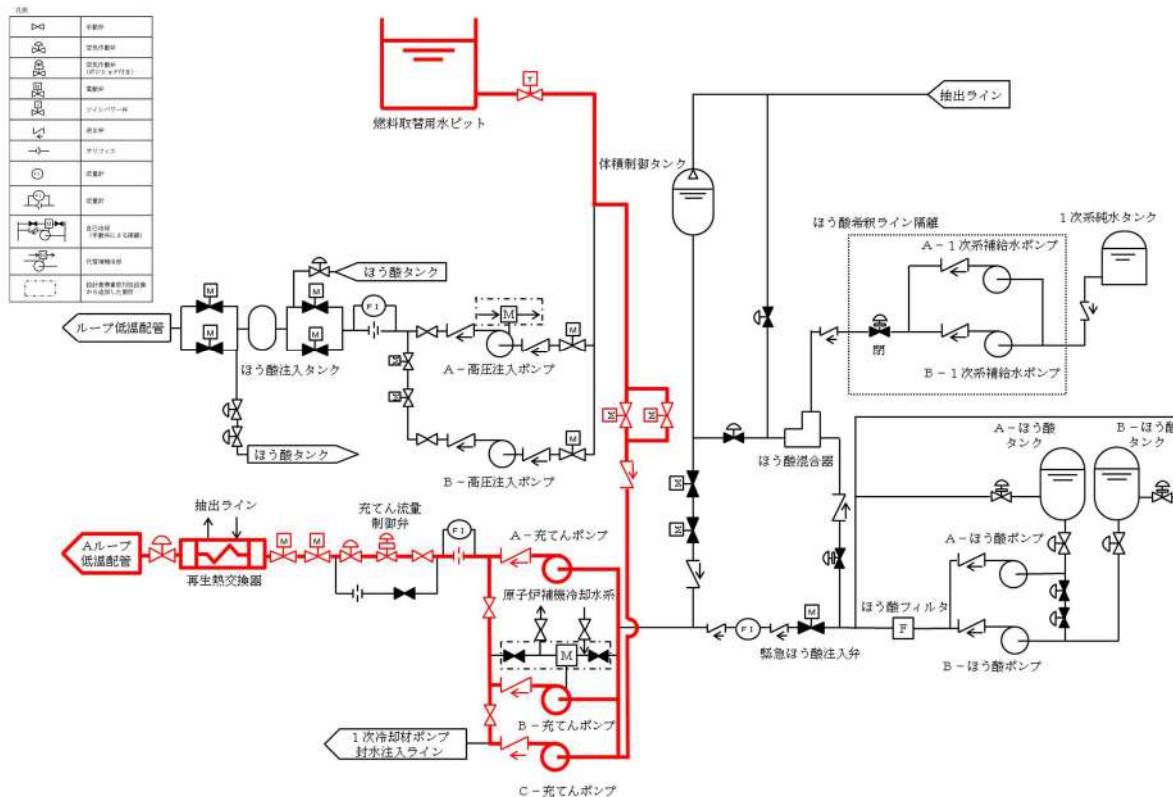
ほう酸水注入機能、原子炉自動トリップ機能とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。

さらに、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁及び充てんポンプと、制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤は、異なる火災区画に設置されている。加えて、ほう酸水注入はほう酸水の注入を行い負の反応度を添加する手段であり、原子炉自動トリップ機能による制御棒クラスタの挿入とはそれぞれ異なる原理で原子炉を未臨界状態とする。(第10-1図、第10-2図、第11図)

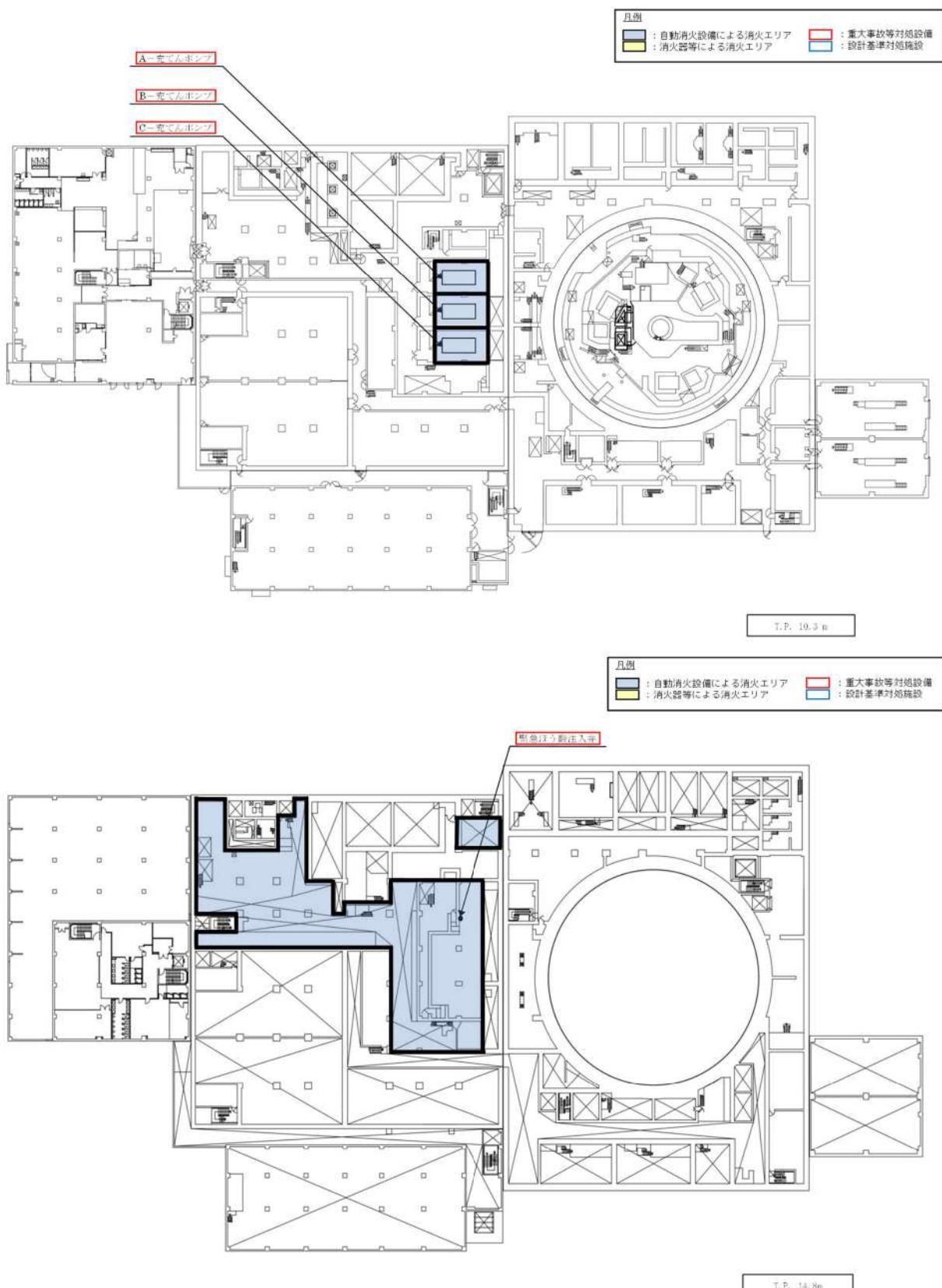
以上より、単一の火災によってほう酸水注入及び原子炉自動トリップ機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。



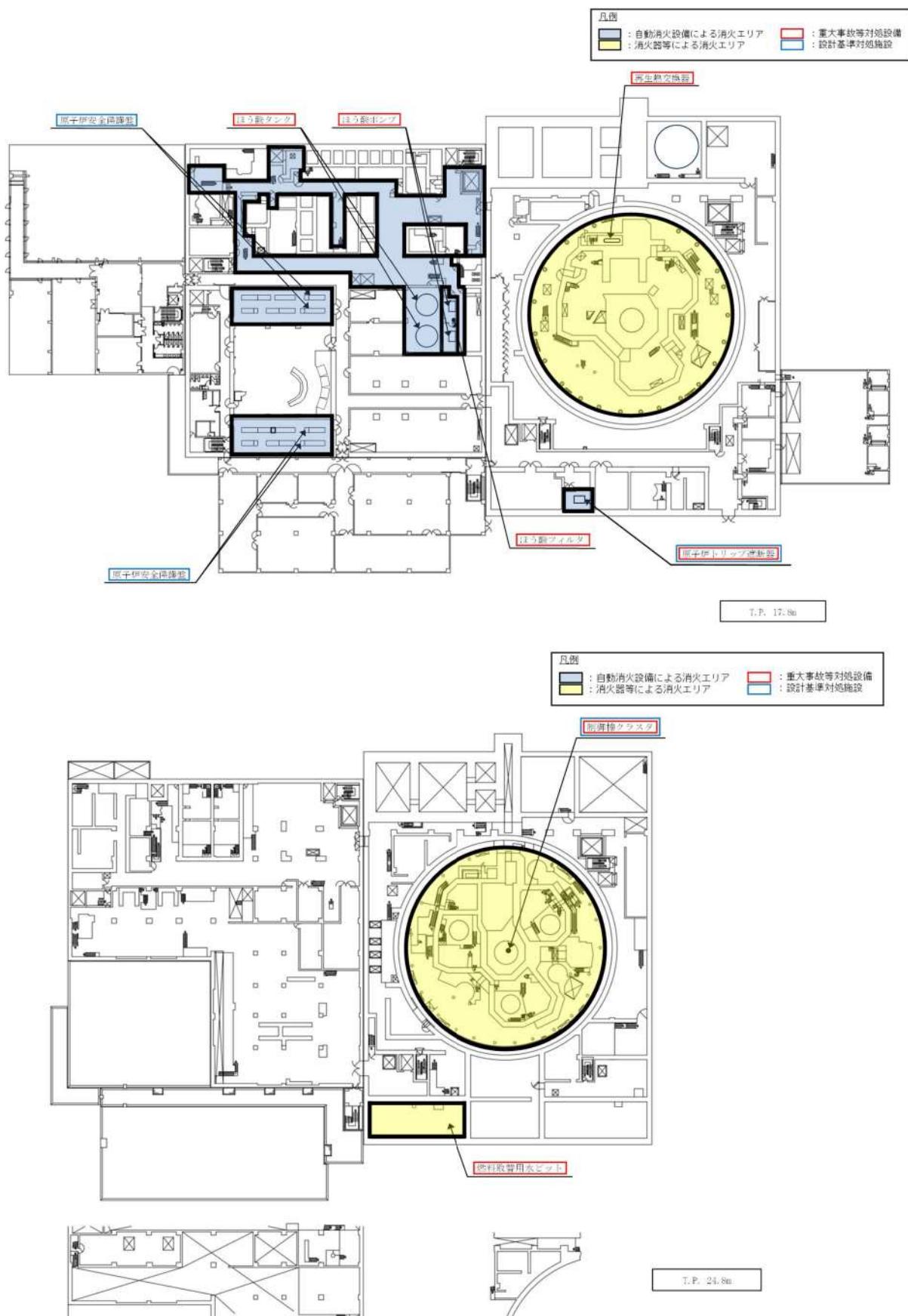
第10-1図 ほう酸水注入（ほう酸タンク→充てんライン） 系統概要図



第10-2図 ほう酸水注入（燃料取替用水ピット→充てんライン）系統概要図



第11図 ほう酸水注入に関する機器の配置（1／2）



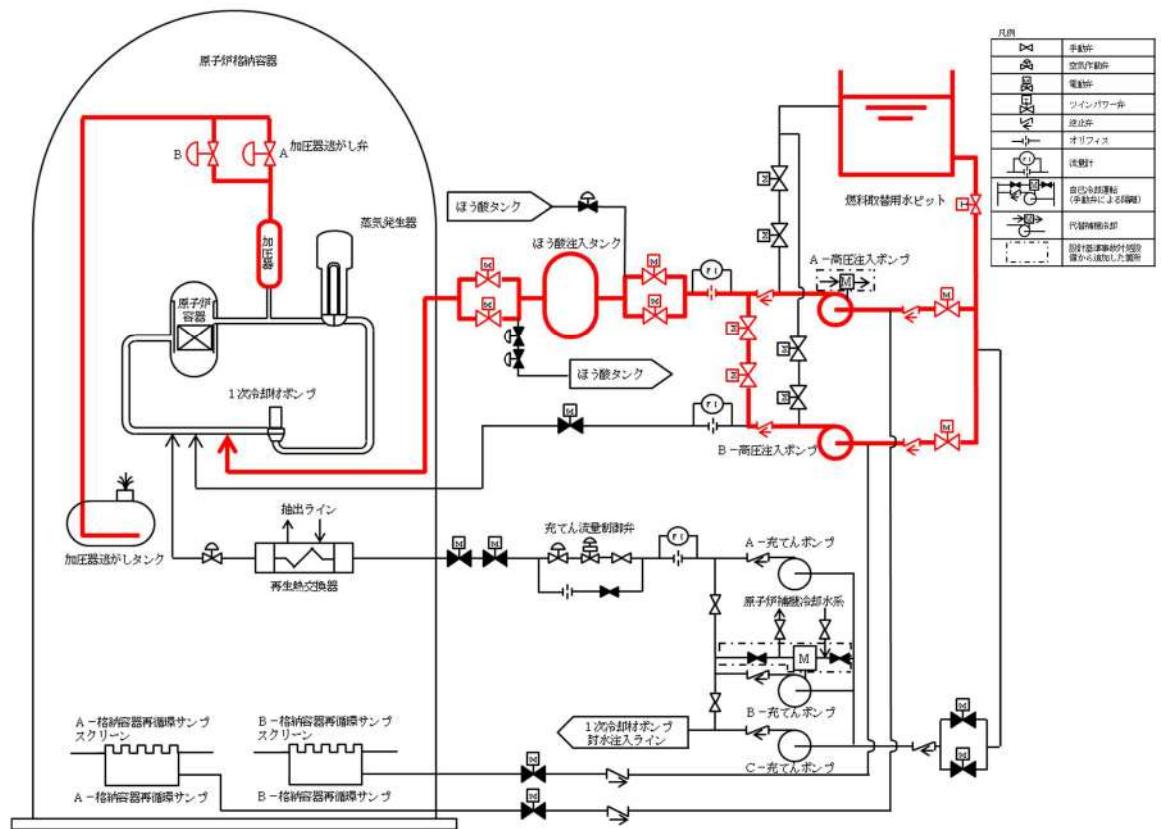
第11図 ほう酸水注入に関する機器の配置（2／2）

(4) 1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）[45条] [46条]

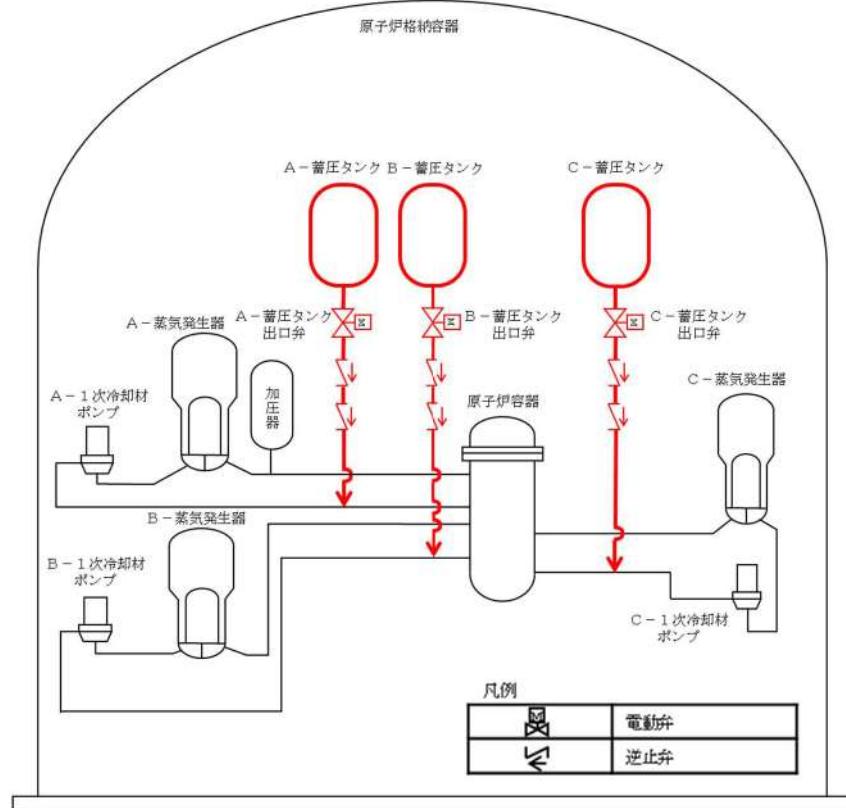
「1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）」は、2次冷却設備からの除熱機能が喪失した場合、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせて原子炉を冷却し、また、1次冷却系の減圧中に蓄圧タンクの保持圧力によりタンク内の水が注入され、注水完了後に蓄圧タンク出口弁を閉止する設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は「2次冷却設備からの除熱」に用いる設備である。

1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）に用いる設備、2次冷却設備からの除熱に用いる設備とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。さらに、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、加圧器逃がし弁及び蓄圧タンク出口弁と、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は、異なる火災区画に設置されている。加えて、1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）と2次冷却設備からの除熱はそれぞれ異なる流路を使用する。（第12-1図、第12-2図、第13図）

以上より、単一の火災によって1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）及び2次冷却設備からの除熱の機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。

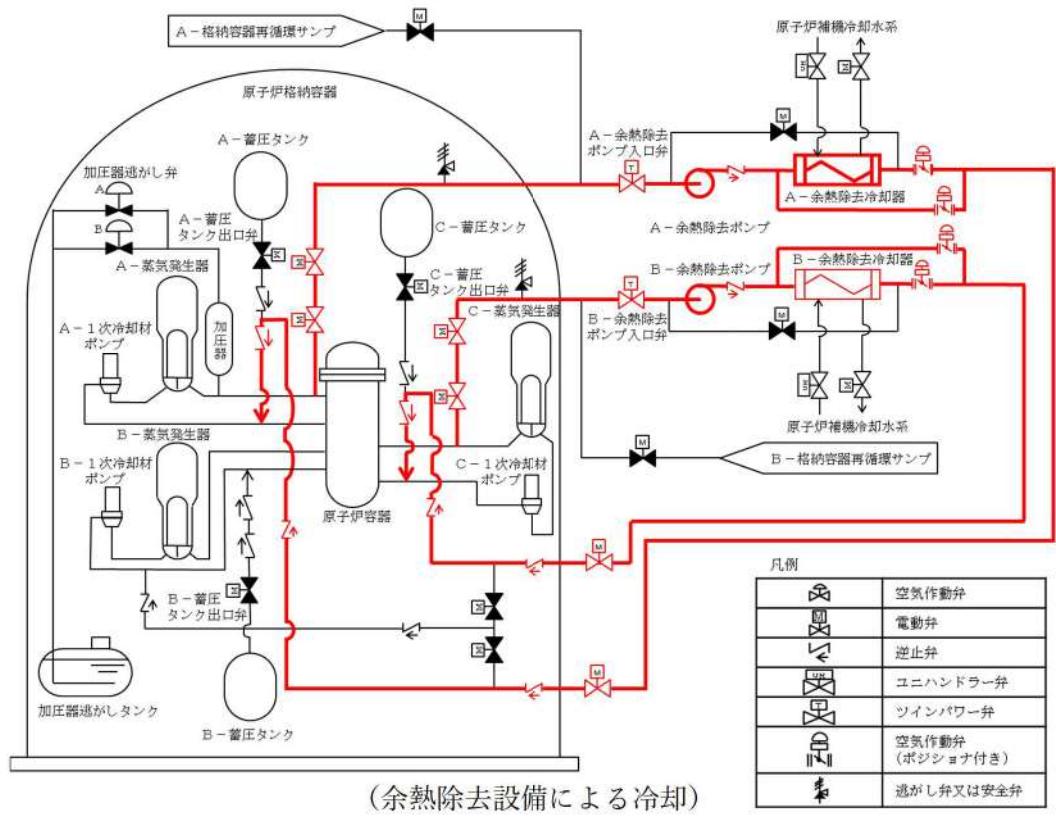


(高圧注入ポンプによる注水)

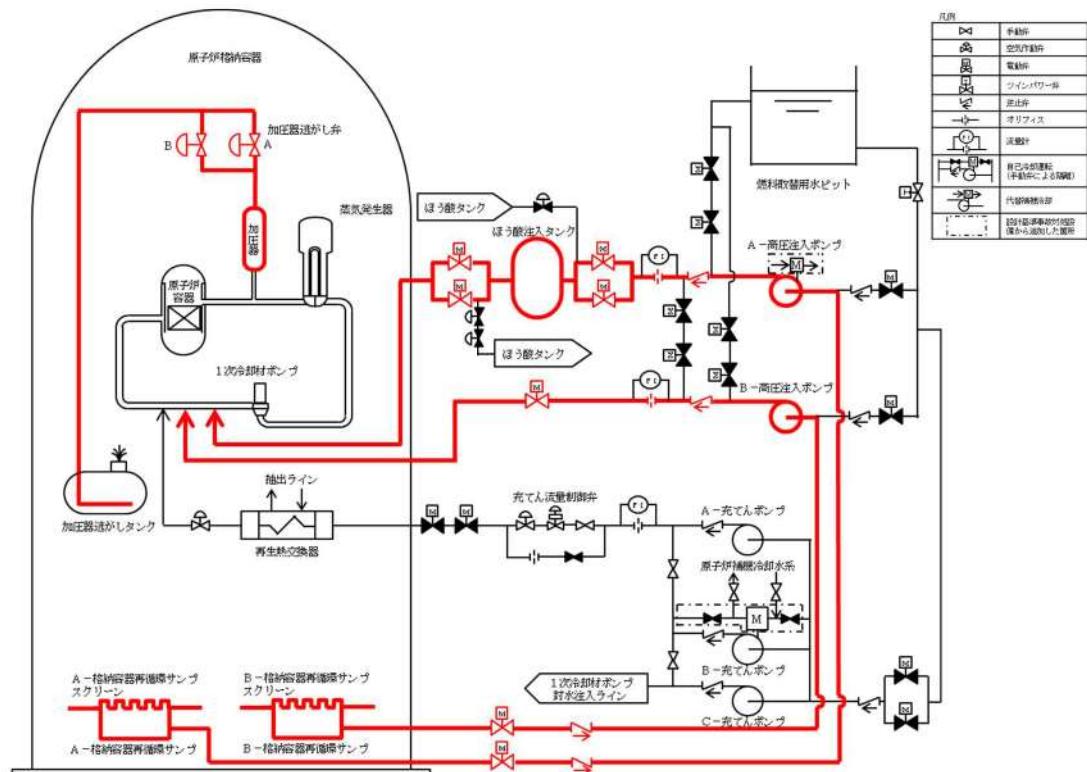


(蓄圧注入系による注水)

第12-1図 1次系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ) 系統概要図(1/2)

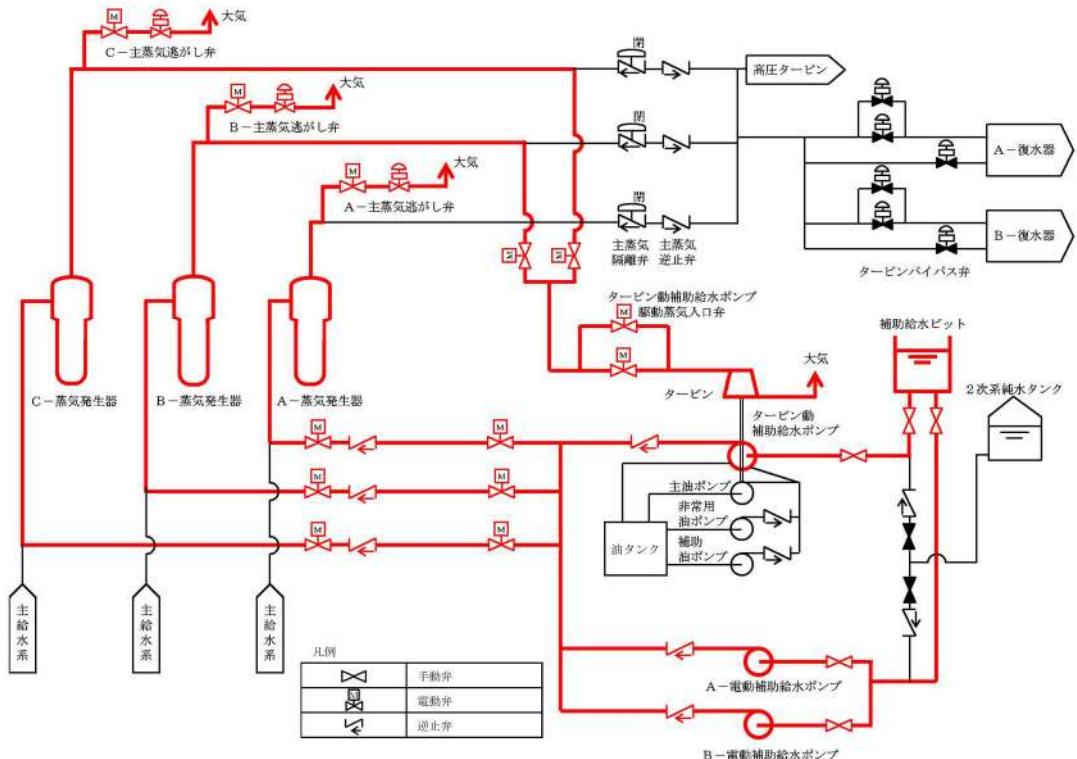


(余熱除去設備による冷却)

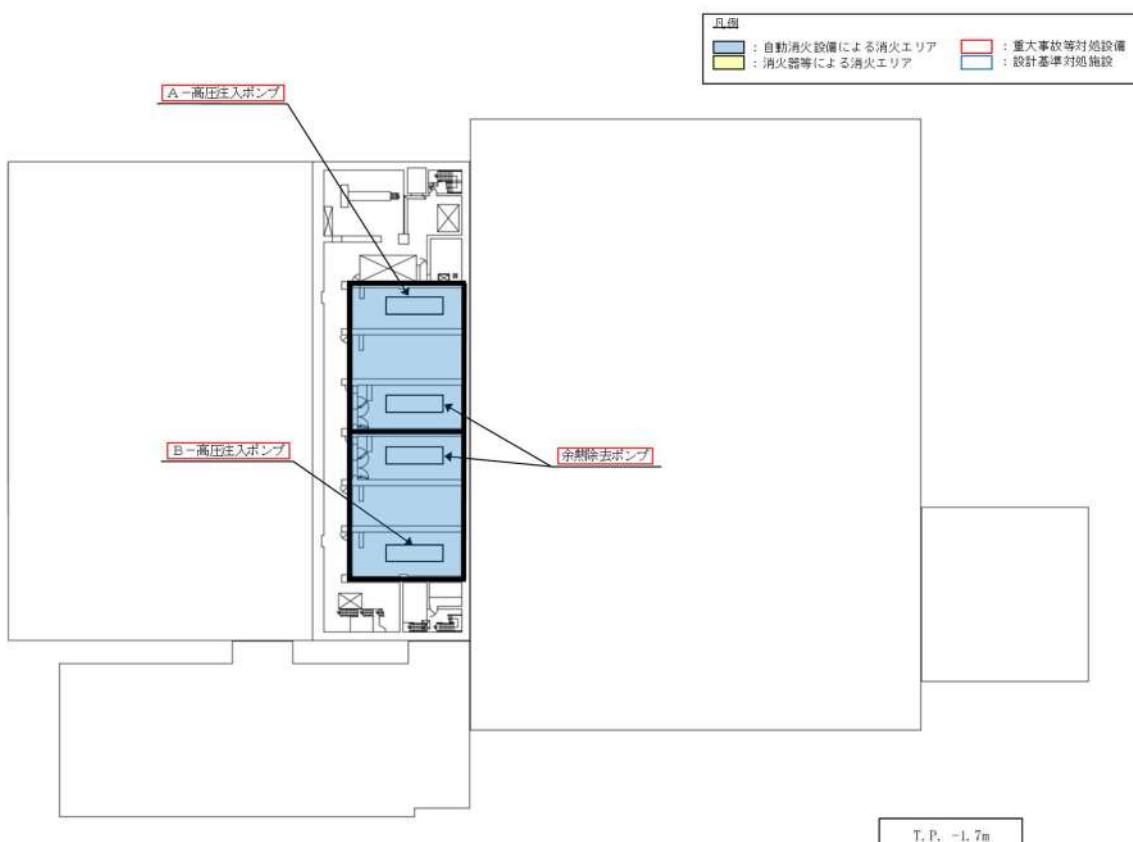


(再循環運転 (高圧注入ポンプ) による注水)

第12-1図 1次系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ) 系統概要図 (2/2)



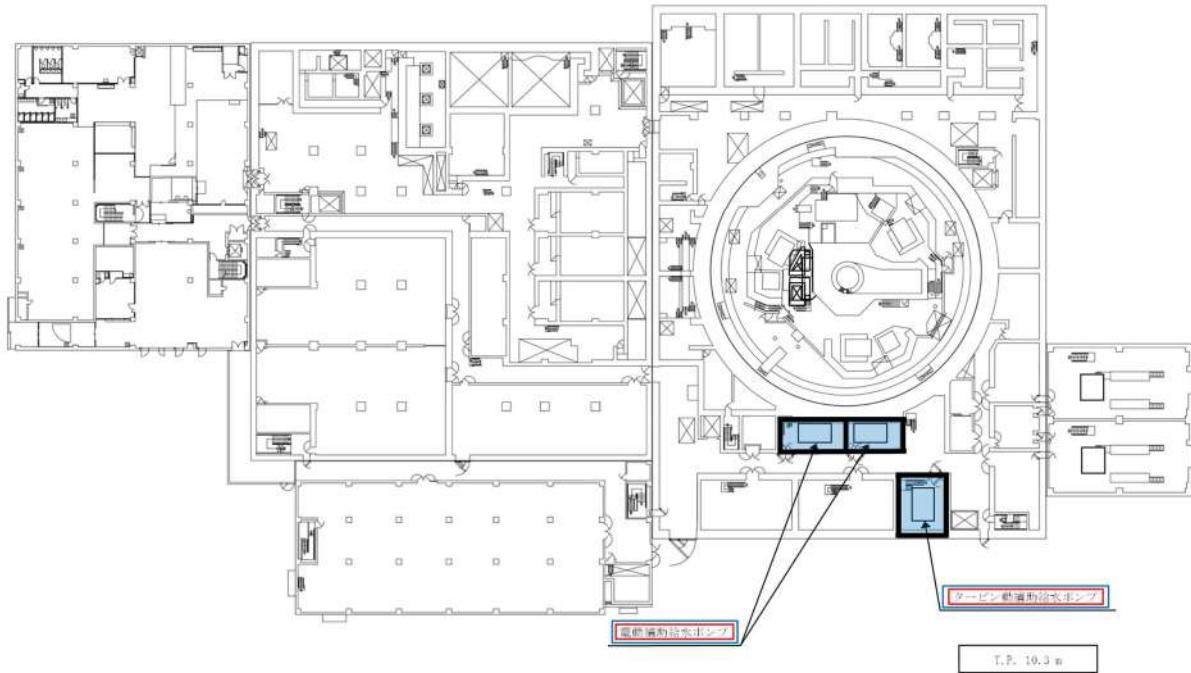
第12-2図 2次冷却設備からの除熱 系統概要図



第13図 1次系のフィードアンドプリード（高圧注入ポンプ）に関する機器の配置（1／3）

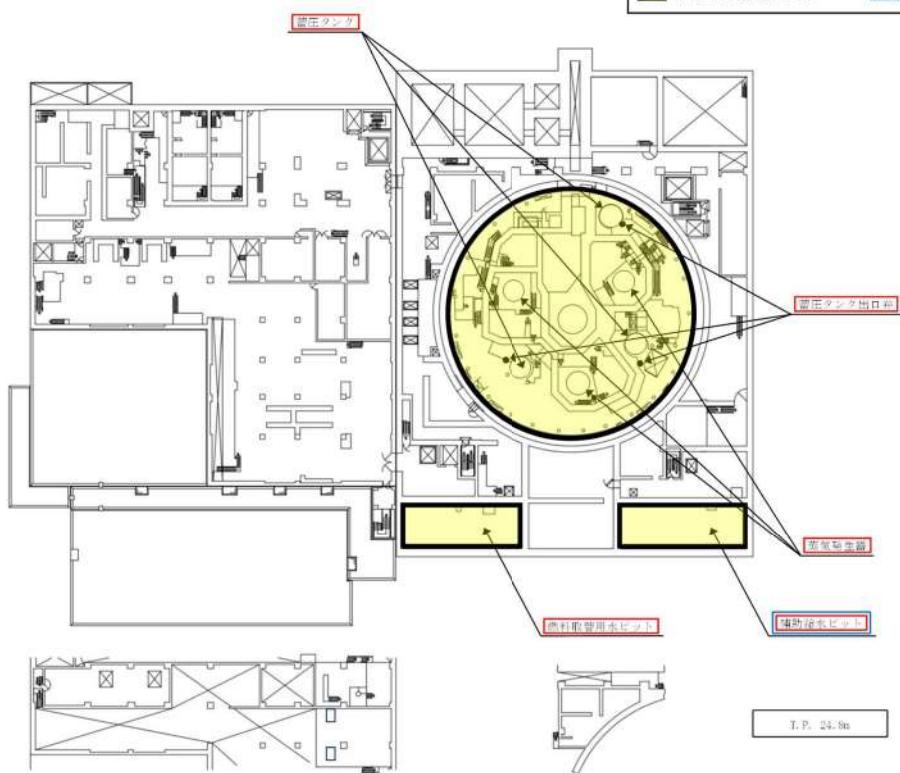
凡例

■ : 自動消火設備による消火エリア	■ : 重大事故等対処設備
■ : 消火器等による消火エリア	■ : 設計基準対処施設

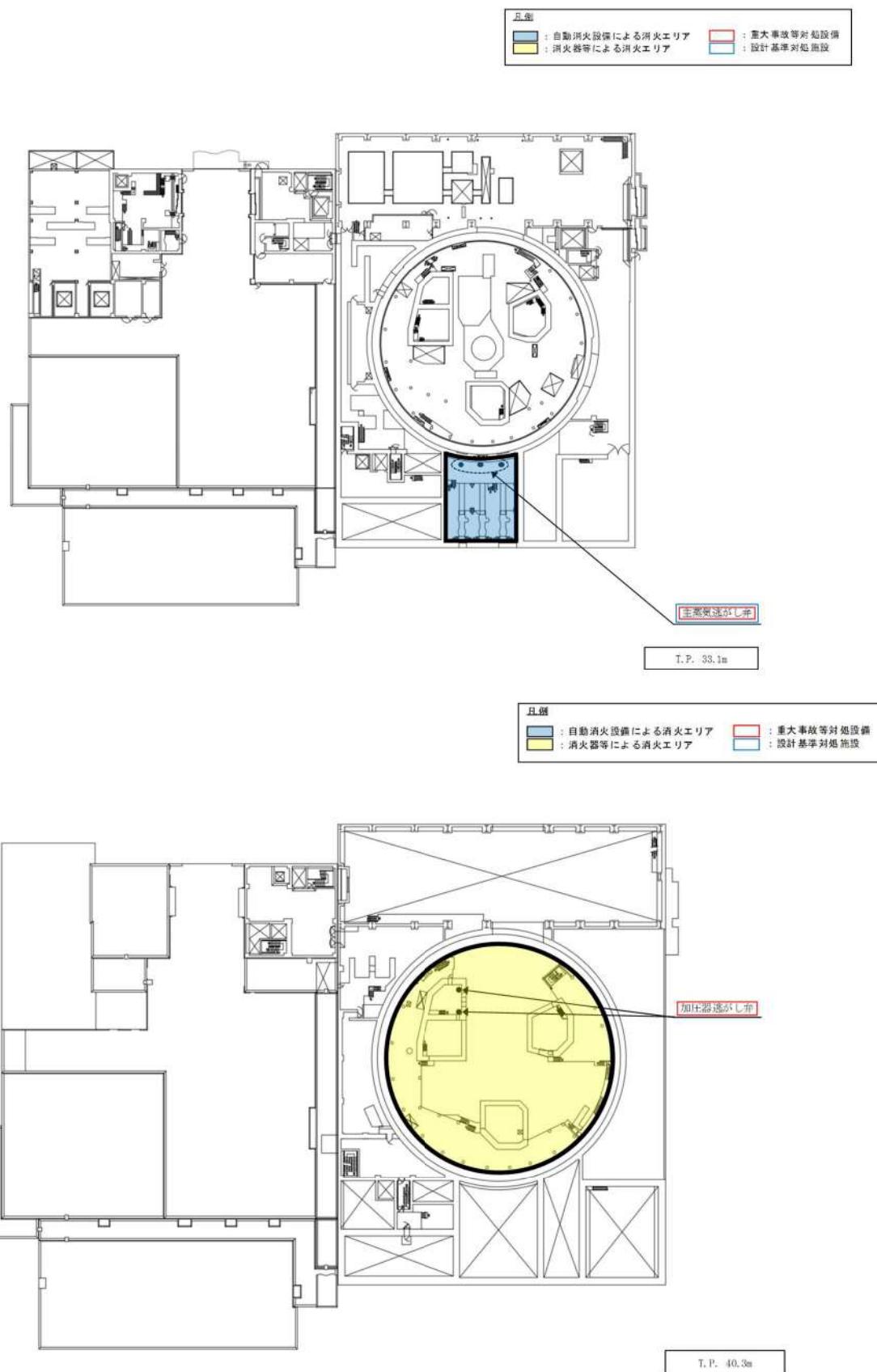


凡例

■ : 自動消火設備による消火エリア	■ : 重大事故等対処設備
■ : 消火器等による消火エリア	■ : 設計基準対処施設



第13図 1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）に関する機器の配置（2／3）



第13図 1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）に関する機器の配置（3／3）

(5) 蒸気発生器 2 次側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの手動起動、電動補助給水ポンプへの給電）[45 条] [46 条]

「蒸気発生器 2 次側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの手動起動、電動補助給水ポンプへの給電）」は、補助給水ポンプの機能が喪失した場合に、現場手動操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復させるか、又は代替非常用発電機から給電することにより電動補助給水ポンプの機能を回復させ、原子炉の冷却を行う手段である。

蒸気発生器 2 次側からの除熱に用いる設備は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる 2 種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。さらに、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁と、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、加圧器逃がし弁は、異なる火災区画に設置されている。加えて、蒸気発生器 2 次側からの除熱と 1 次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）はそれぞれ異なる流路を使用する。

以上より、単一の火災によって蒸気発生器 2 次側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの手動起動、電動補助給水ポンプへの給電）及び 1 次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）の機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2. 2 (3) ①において燃料冷却機能が同時に喪失しないと判断する。

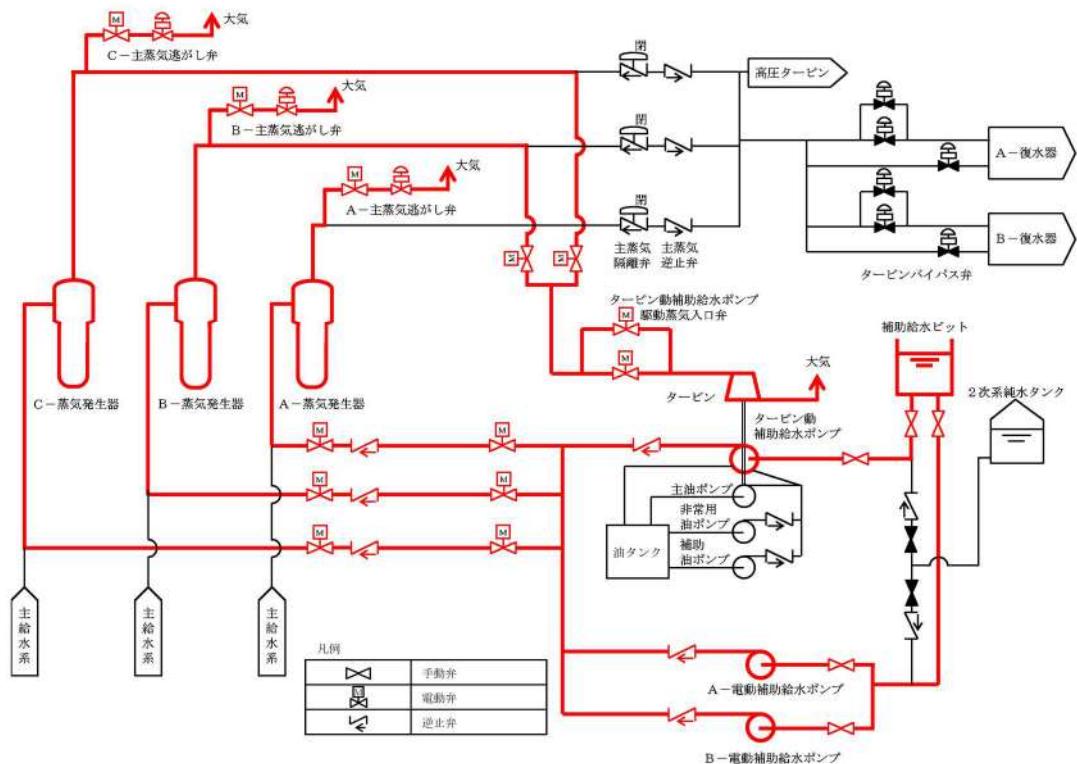
(6) 蒸気発生器 2 次側からの除熱 [46 条]

「蒸気発生器 2 次側からの除熱」は、加圧器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器 2 次側からの除熱を用いた 1 次冷却系の減圧を行うための設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は加圧器逃がし弁である。

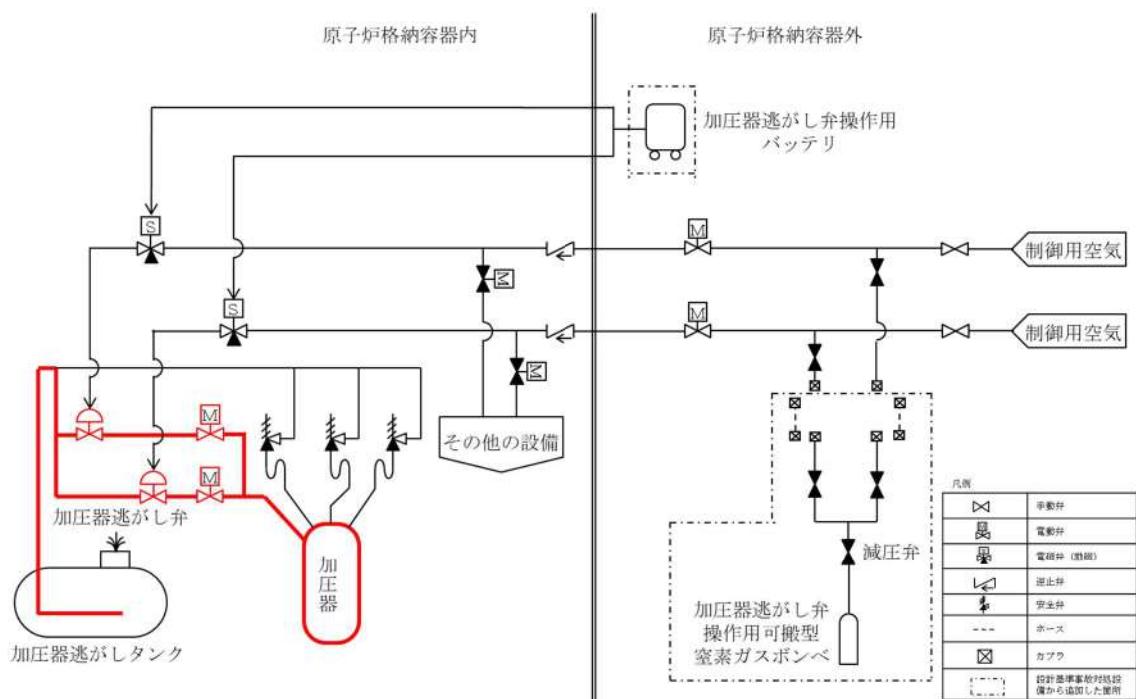
蒸気発生器 2 次側からの除熱に用いる設備、加圧器逃がし弁とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる 2 種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。

さらに、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁と、加圧器逃がし弁は、異なる火災区画に設置されている。加えて、蒸気発生器 2 次側からの除熱と加圧器逃がし弁はそれぞれ異なる流路を使用する。（第 14-1 図、第 14-2 図、第 15 図）

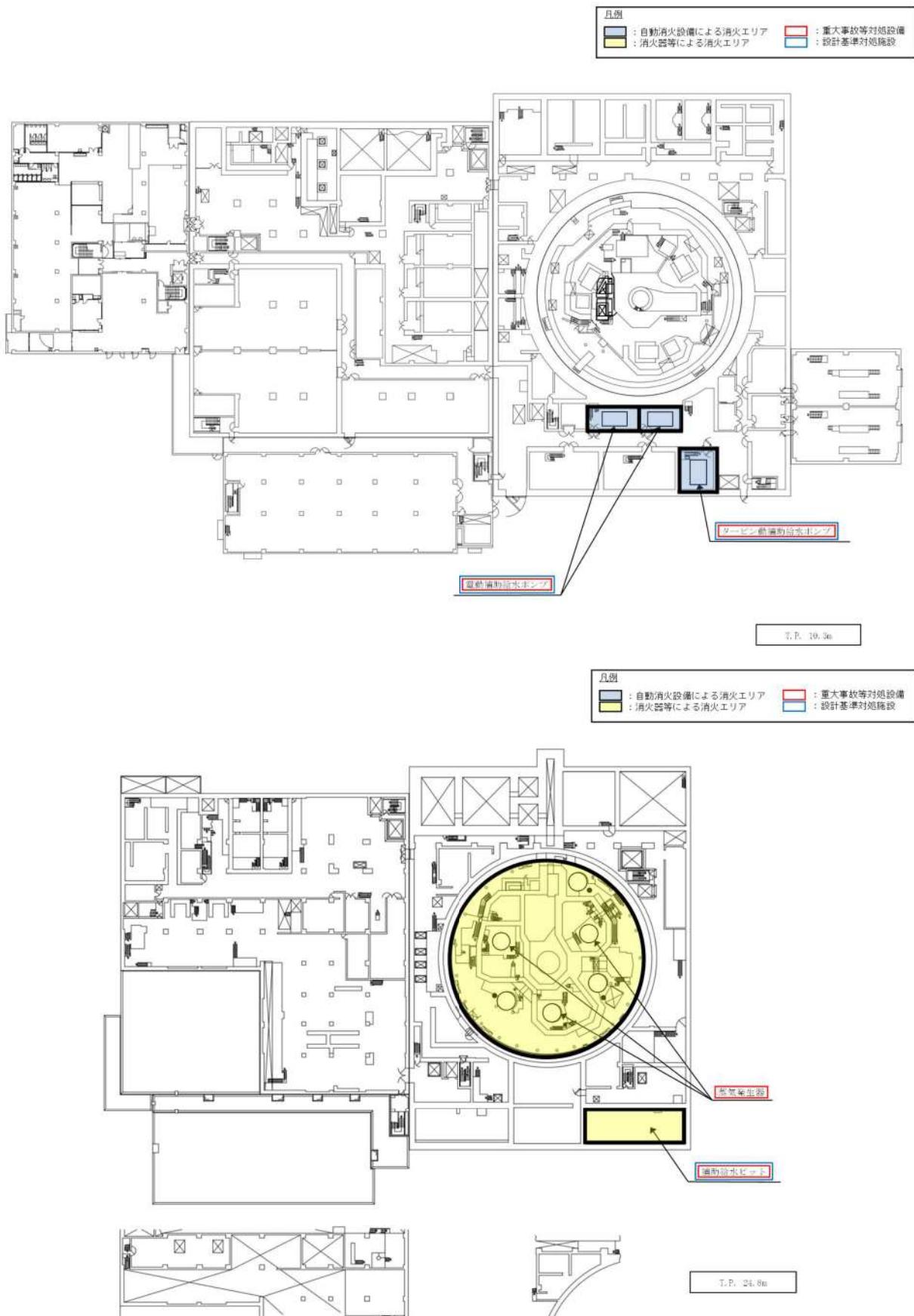
以上より、単一の火災によって蒸気発生器 2 次側からの除熱及び加圧器逃がし弁の機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。



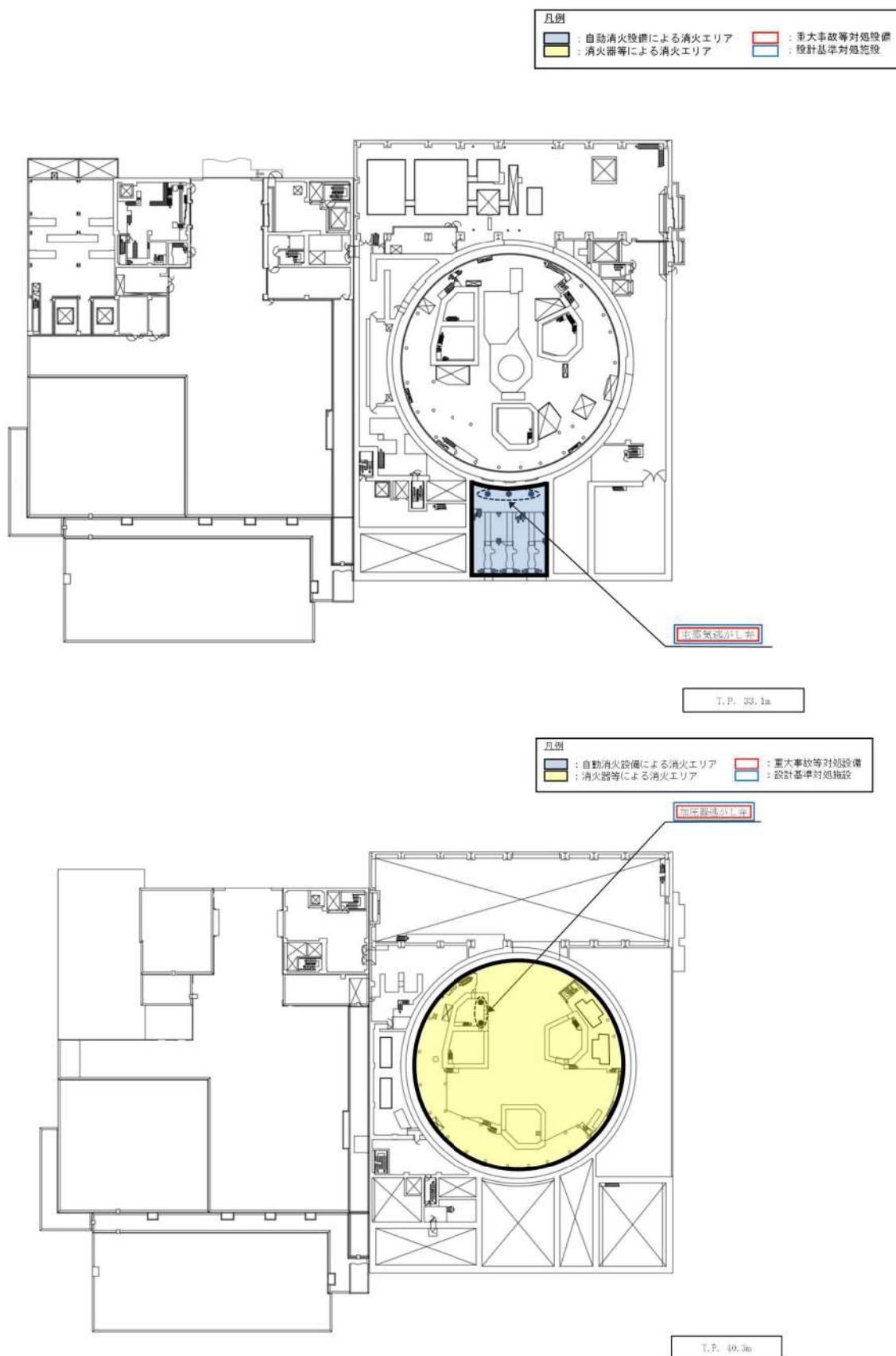
第14-1図 蒸気発生器2次側からの除熱 系統概要図



第14-2図 加圧器逃がし弁 系統概要図



第15図 蒸気発生器2次側からの除熱に関する機器の配置（1／2）



第15図 蒸気発生器2次側からの除熱に関する機器の配置（2／2）

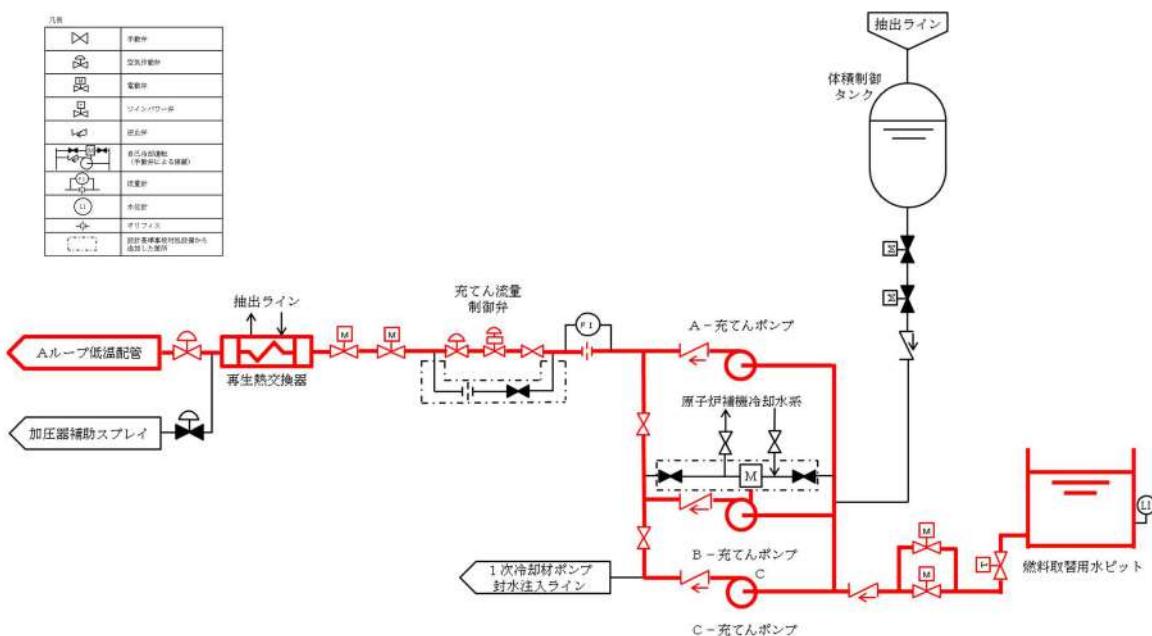
## (7) 炉心注水（充てんポンプ）[47条]

「炉心注水（充てんポンプ）」は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、原子炉停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、充てんポンプにより炉心注水を行うための設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプによる炉心注水機能及び再循環機能並びに余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能である。

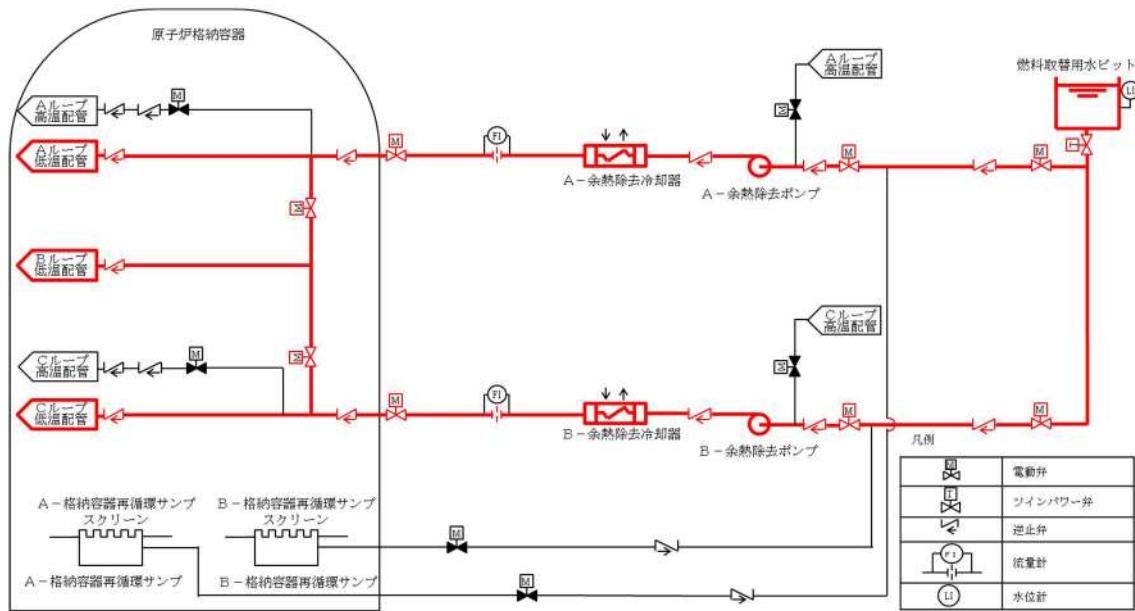
炉心注水（充てんポンプ）、余熱除去ポンプ・高圧注入ポンプによる炉心注水機能及び再循環機能並びに余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。

さらに、充てんポンプと、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは、異なる火災区画に設置されている。加えて、炉心注水（充てんポンプ）と余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプによる炉心注水機能及び再循環機能並びに余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能はそれぞれ異なる流路を使用する。（第16-1～6図、第17図）

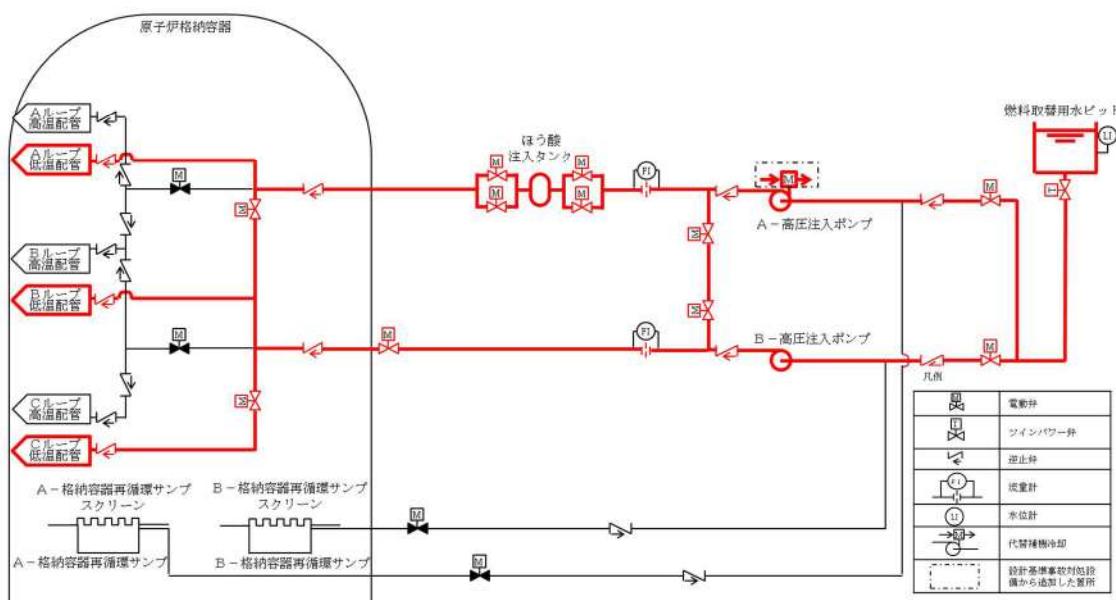
以上より、単一の火災によって炉心注水（充てんポンプ）の機能、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプによる炉心注水機能及び再循環機能並びに余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2. 2 (1) ②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。



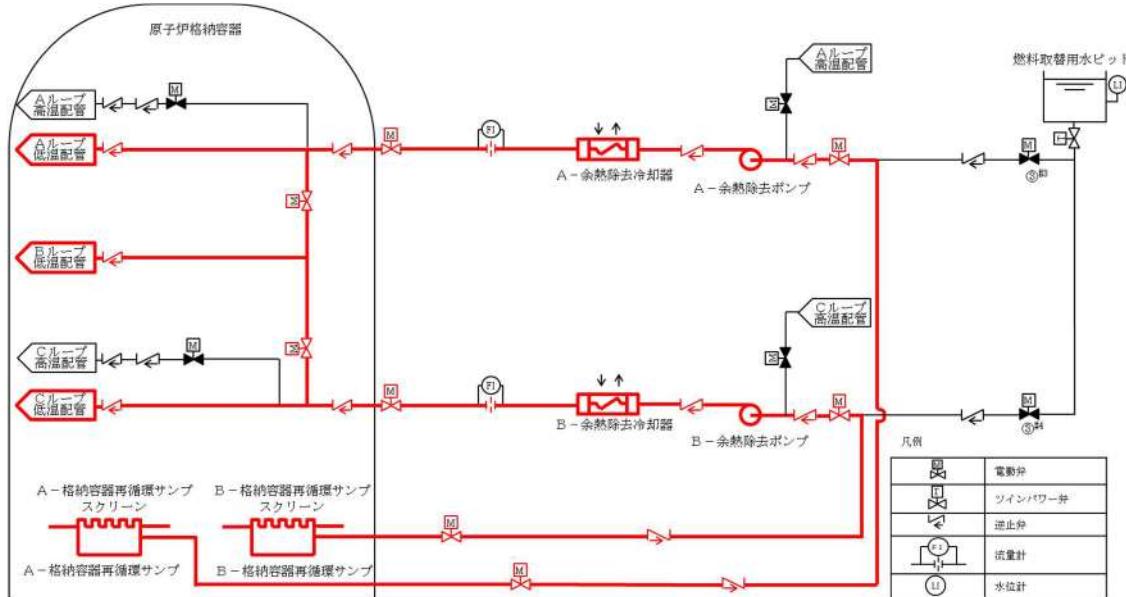
第16-1図 炉心注水（充てんポンプ）系統概要図



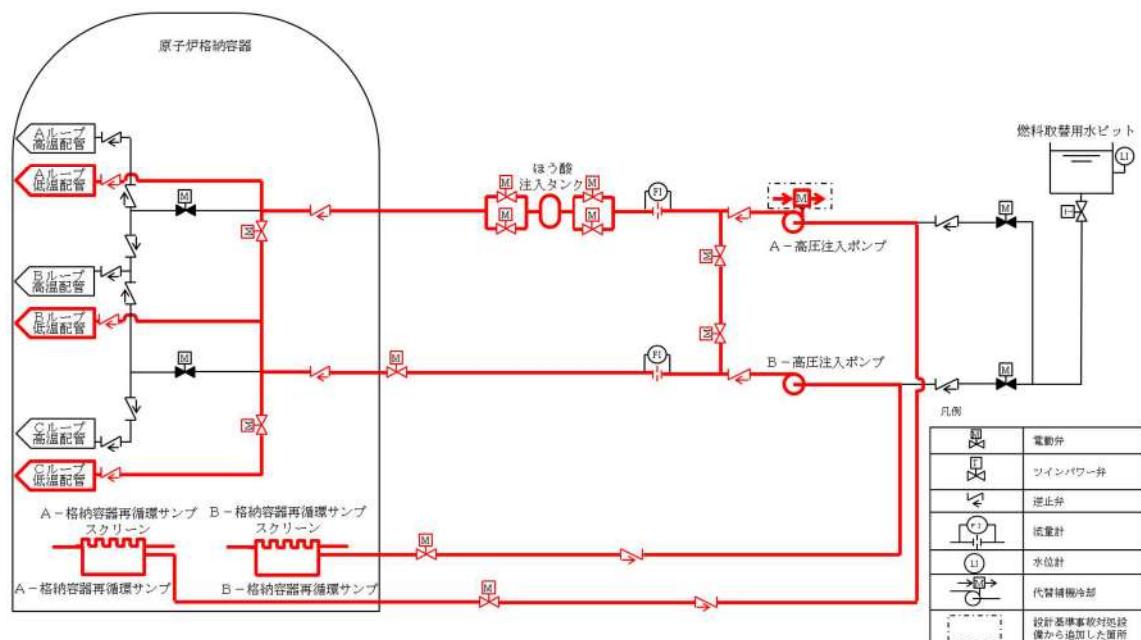
第16-2図 余熱除去ポンプによる炉心注水 系統概要図



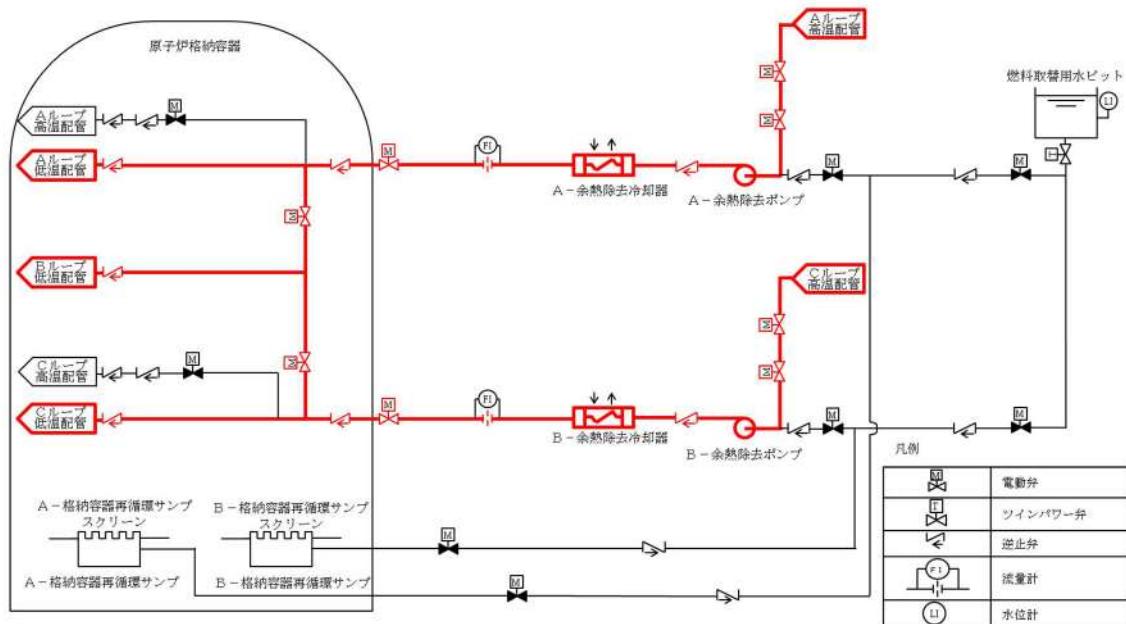
第16-3図 高圧注入ポンプによる炉心注水 系統概要図



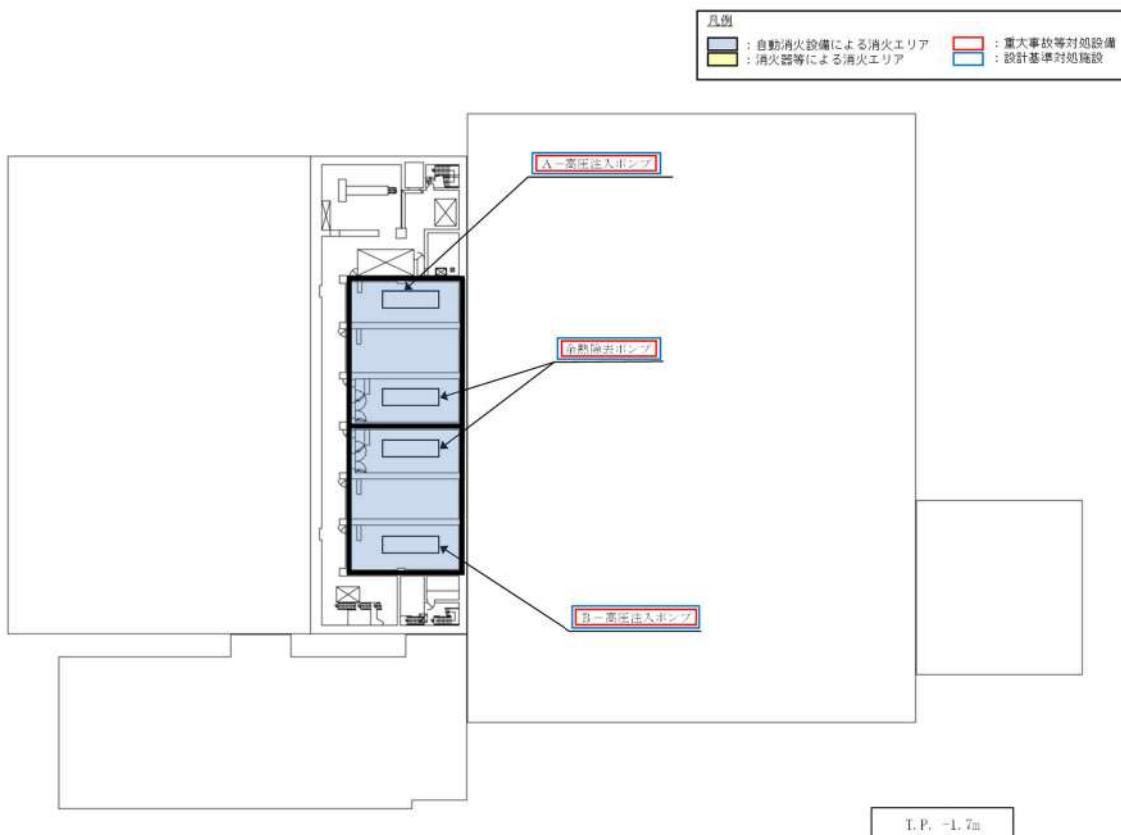
第16-4図 余熱除去ポンプによる再循環運転 系統概要図



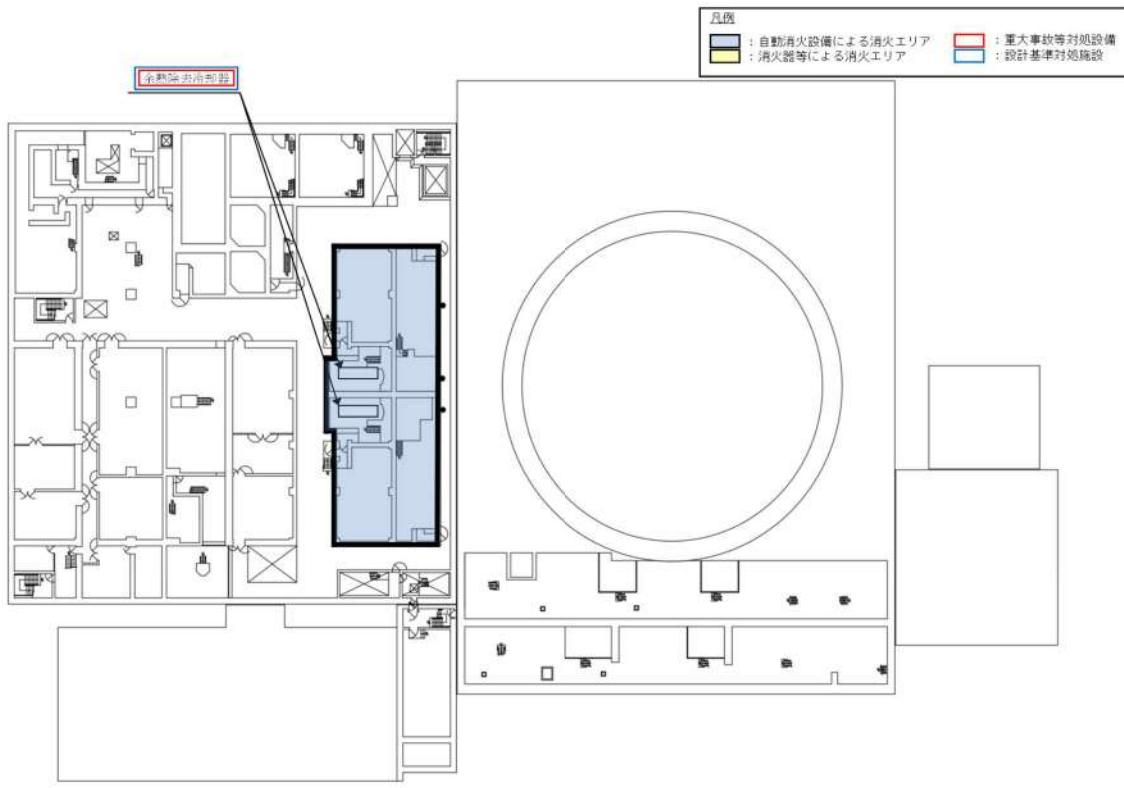
第16-5図 高圧注入ポンプによる再循環運転 系統概要図



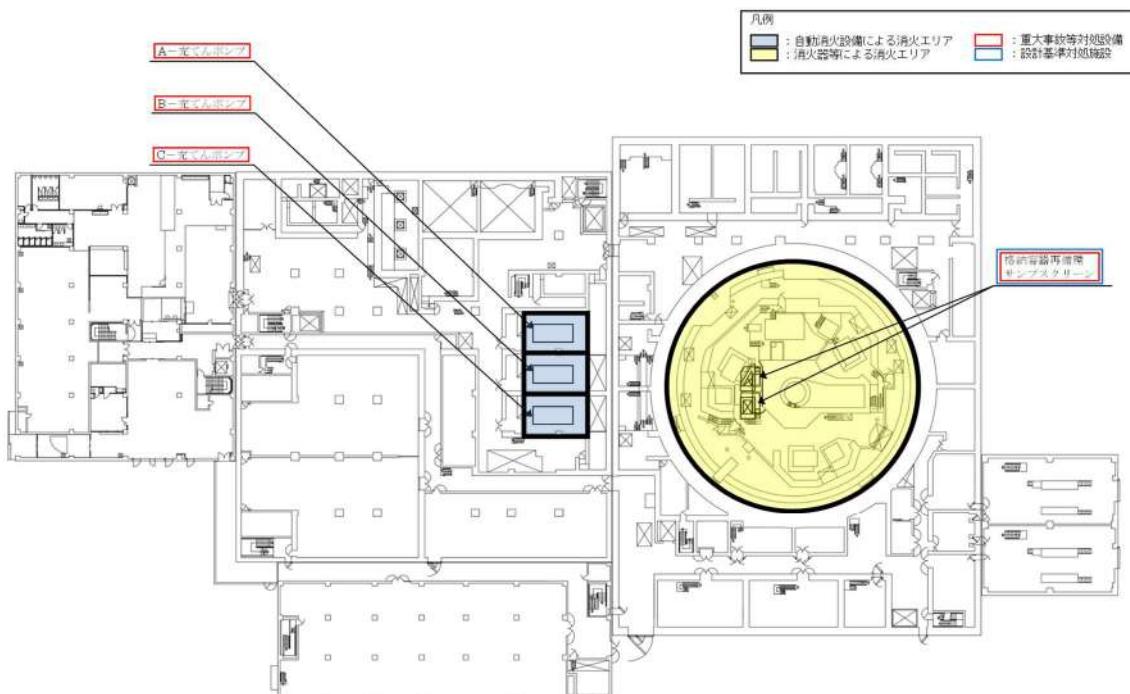
第16-6図 余熱除去運転（余熱除去設備による崩壊熱除去）系統概要図



第17図 炉心注水（充てんポンプ）に関する機器の配置（1／3）

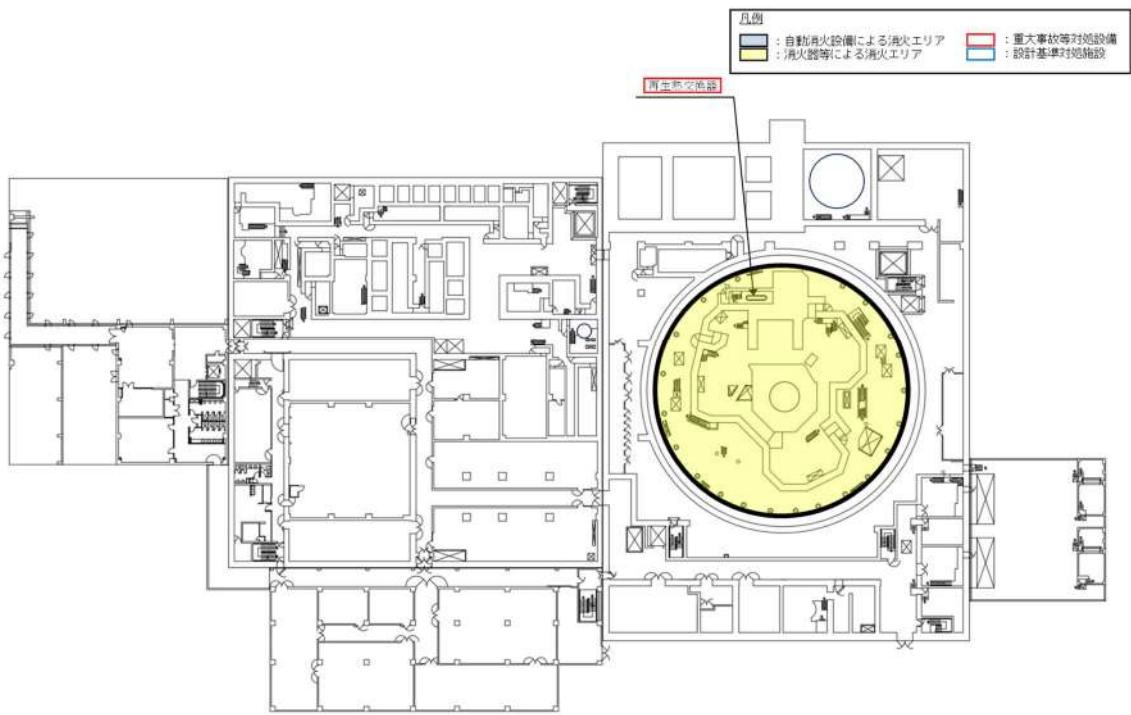


T.P. 2.3m

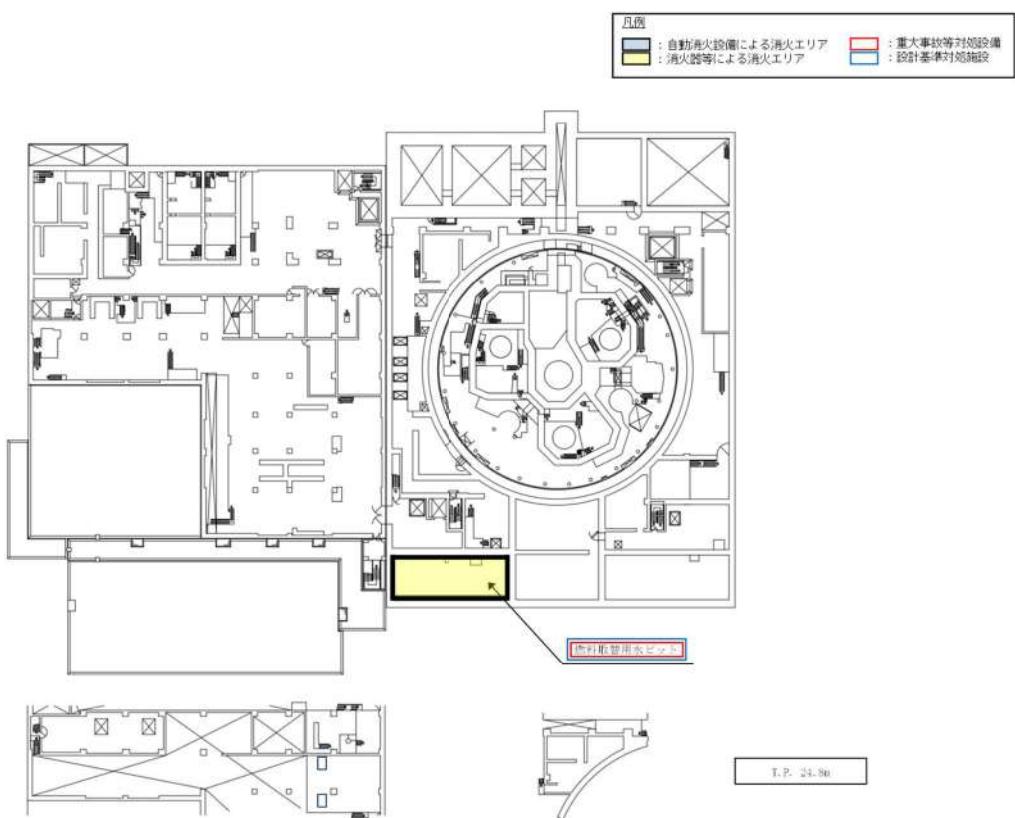


T.P. 10.3m

第17図 炉心注水（充てんポンプ）に関する機器の配置（2／3）



T.P. 17.9m



T.P. 24.8m

第17図 炉心注水（充てんポンプ）に関する機器の配置（3／3）